

第4章 災害応急対策計画

-
- 第1節 応援要請計画
 - 第2節 自衛隊災害派遣要請計画
 - 第3節 気象予警報等伝達計画
 - 第4節 地震情報伝達計画
 - 第5節 通信施設利用計画
 - 第6節 情報収集及び被害報告取扱計画
 - 第7節 広報計画
 - 第8節 水防計画
 - 第9節 消防計画
 - 第10節 避難収容対策計画
 - 第11節 災害救助法等の適用計画
 - 第12節 救出計画
 - 第13節 行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画
 - 第14節 医療救護計画
 - 第15節 食料調達・供給計画
 - 第16節 給水計画
 - 第17節 生活必需品等供給計画
 - 第18節 救援物資要請・受入・配分計画
 - 第19節 住宅応急対策計画
 - 第20節 建築物・宅地等応急対策計画
 - 第21節 交通規制計画
 - 第22節 民間団体活用計画
 - 第23節 応急公用負担と労働力の確保計画
 - 第24節 保健衛生計画
 - 第25節 災害ボランティア連携計画
 - 第26節 廃棄物処理計画
 - 第27節 文教対策計画
 - 第28節 障害物除去計画
 - 第29節 公共施設応急工事計画
 - 第30節 農林水産応急対策計画
 - 第31節 電力施設応急対策計画
 - 第32節 ダム等管理計画
 - 第33節 航空機災害応急対策計画

第1節 応援要請計画

町及び県等の関係機関は、大規模災害時には、災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るものとする。

災害が発生するおそれがある場合には、災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。

第1 「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」に基づく応援要請

県内の市町村は、その区域において地震等の災害に被災した市町村が単独では十分な応急の復旧対策が出来ない場合に、熊本県市町村災害時相互応援に関する協定（平成15年7月23日締結）に基づき、応援を行うものとする。

なお、町は、町区域を越える住民の広域的な避難の想定など、協定内容の充実・強化に取り組むものとする。

- 1 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- 2 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等の活動に必要な資機材及び物資の提供
- 3 救援・救助活動等の応急復旧活動に必要な車両、舟艇等の提供
- 4 救援・救助、医療、防疫、清掃、避難所運営、罹災証明書関係事務、生活再建支援関係業務、災害廃棄物に係る業務その他応急復旧活動及び復興対策に必要な職員の派遣
- 5 前号に掲げるもののほか、特に被災市町村から要請があった事項

第2 消防関係相互の応援要請等

1 消防相互応援

各消防機関は、災害が発生した場合、必要があると認めるときは他の消防機関に対して応援要請を行うものとする。

応援の要請は、「熊本県消防相互応援協定」に基づき行うものとする。

2 緊急消防援助隊

大規模災害等による災害の発生に際し、迅速な人命救助活動等を行うためには高度な資機材を保有し、訓練を積んだ援助隊の応援体制が必要になる。

このため、全国の消防機関が協力して、専任の援助隊をあらかじめ消防庁に登録し、大規模災害発生時の出動体制を整備している。

大規模災害発生時において、県は必要に応じて、消防庁長官に対して、緊急消防援助隊の出動を要請し、救助、救急、消火活動等について応援を求めるものとする。

第3 警察における広域応援要請

大規模災害発生時において、警察は必要に応じて、全国の都道府県警察に対して警察災害派遣隊の出動を要請し、被害情報、交通情報の収集、救出救助、緊急交通路の確保等の活動について応援を求めるものとする。

第4章 災害応急対策計画

第1節 応援要請計画

この警察災害派遣隊の運用に関しては、平素から警察庁、九州管区警察局と緊密な連携を図り、大規模災害発生時において、迅速かつ広域的な支援が行われるよう体制の整備を図るものとする。

第4 県への応援又は応援斡旋の要請、国・県による代行

町は、町域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対して応援又は応援の斡旋を要請するものとする。

第5 「応急対策職員派遣制度」に基づく協力依頼

町村は、必要に応じ、被災市町村の町への助言や関係機関等との連携を行う「災害マネジメント統括支援員」の派遣を、県を通じて総務省に、又は対口支援団体（センターパート）に要請するものとする。

第6 相互応援の強化

町及び県は、他自治体との相互応援協定締結に当たっては、近隣の自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する自治体との間での協定締結も考慮するものとする。

また、町は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。

第7 複合災害における応援要請

町、県及び関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うとともに、外部からの応援を早期に要請するよう努めるものとする。

第8 応援・受援体制の整備

町、県及び関係機関は、応援活動の拠点となる施設の提供、国が作成した「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルを事前に作成するものとする。

なお、平常時から相互に顔の見える関係を構築するとともに、応援の受け入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえた同マニュアルの継続的な見直しを行うものとする。

第2節 自衛隊災害派遣要請計画

本計画は、天災地変その他の災害に対し、人命又は財産の保護のため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣の要請に関する必要な事項を定め、もって自衛隊の効率的な災害派遣をするものである。

第1 災害派遣の要請責任者

自衛隊への災害派遣要請は、自衛隊法第83条に基づき、次の災害派遣要請権者が行う。

- 1 知事
- 2 第十管区海上保安本部長
- 3 熊本空港事務所長

第2 災害派遣要請の基準

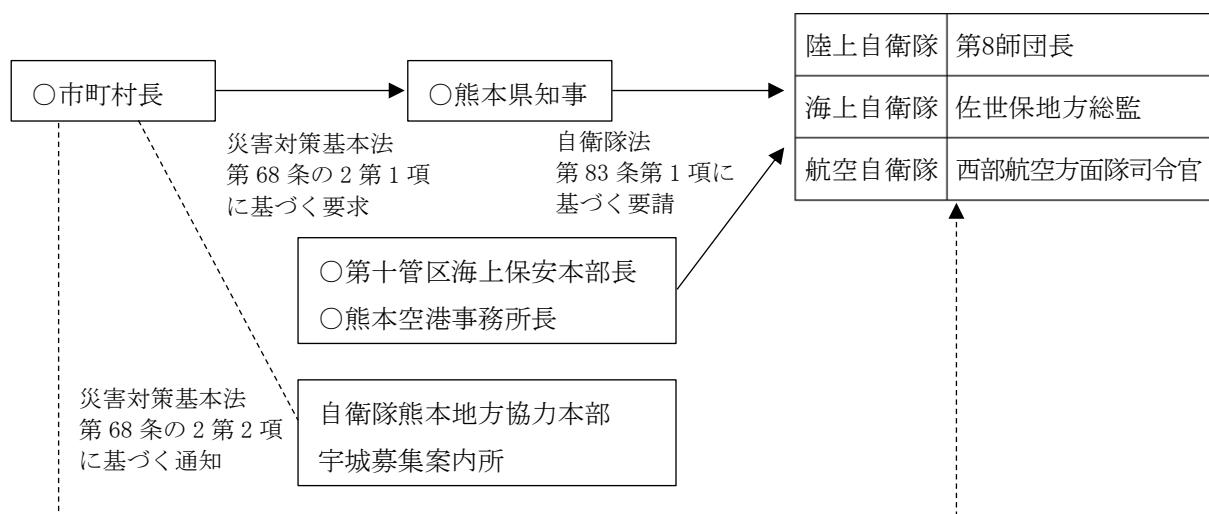
知事、第十管区海上保安部長及び熊本空港事務所長は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、災害派遣を要請することができる。

この際、特に公共性、緊急性、非代替性について留意すること。

- 1 公共性：公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。
- 2 緊急性：差し迫った必要性があること。
- 3 非代替性：自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと

第3 災害派遣要請先

知事、第十管区海上保安部長及び熊本空港事務所長は、入手した情報（知事にあっては、市町村長からの要求を含む。）等に基づき自衛隊の災害派遣の必要性を判断し、要請する場合は、指定部隊等の長に対して行うものとする。



第4章 災害応急対策計画

第2節 自衛隊災害派遣要請計画

◆自衛隊及び災害派遣要請機関の連絡場所

機関	連絡窓口	電話番号
陸上自衛隊 第8師団司令部	第3部防衛班 師団運用室	096-343-3141 内線 3260 夜間 内線 3299
海上自衛隊 佐世保地方総監部	防衛部第3幕僚室 運用作業室	0956-23-7111 夜間 内線 3225
航空自衛隊 西部航空方面隊司令部	防衛部運用2班 司令部当直	092-581-4031 内線 2334 夜間内線 2850
熊本県庁	危機管理防災課	直通 096-333-2115
熊本航空事務所	航空管制情報官	096-232-2854
第十管区海上保安本部 三角海上保安部	警備救難課	096-452-4999

◆各自衛隊の担任区分

自衛隊別	担当地域	
陸上自衛隊 第8師団	第42即応機動連隊	熊本市、宇土市、菊池市、山鹿市、玉名市、荒尾市、阿蘇市、下・上益城郡、菊池郡、鹿本郡、阿蘇郡、玉名郡
	西部方面特科連隊	八代市、人吉市、水俣市、天草市、上天草市、八代郡、球磨郡、葦北郡、天草郡
海上自衛隊佐世保地方隊		熊本県全域
航空自衛隊西部航空方面隊		熊本県全域

第4 災害派遣要求に求める事項

災害派遣を要請する場合は、次の事項を明確にするものとする。

- 1 災害状況及び派遣を要請する理由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他、参考となるべき事項（連絡方法、連絡責任者及び部隊の集結地等）

ただし、突発災害等緊急を要し、上記事項が判断できない場合においても最小限「派遣を希望する区域及び活動内容」を明らかにして要請するものとする。

第5 災害派遣の要請手段

- 1 知事等が自衛隊の派遣を要請する場合は、文書をもって行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話若しくはFAXで行うことができる。
- 2 前項但し書きの場合においては、事後において速やかに文書を提出するものとする。

第6 自衛隊に要請する活動内容

災害派遣要請において、自衛隊に期待する主要な活動内容は次の事項とする。

項目	活動内容
1 人命救助	行方不明者の捜索、被害者の救出・救助
2 消火活動	林野火災等に対し、航空機による消火
3 水防活動	土のうの作製、運搬、積み込み
4 救援物資の輸送	車輌及びヘリコプターによる物資の輸送
5 道路の応急啓開	応急の土木工事、土砂崩れに対する工事等
6 医療、防疫	応急救護及び除染車等による地域の防疫
7 給水活動	水タンク車、水トレーラーによる給水
8 給食	炊事車による炊事（温食）
9 宿泊活動	天幕（テント）を使用した宿泊施設の設置
10 入浴活動	公園及びグラウンド等の野外における、応急風呂開設

第7 自衛隊の災害派遣要請に関する細部事項

1 派遣部隊等に対する処置

自衛隊派遣に対し受け入れ市町村は次の事項に留意するとともに、自衛隊の任務と権限を侵害することができないよう処置するものとする。

- (1) 派遣部隊の宿泊施設又は野営施設の便宜を与えること。
- (2) 自衛隊の任務を十分理解し、応急対策後の一般的復旧工事等については、別途依頼すること。
- (3) 自衛隊の作業に対し、関係市町村当局及び地域住民は積極的に協力すること。
- (4) 災害地における作業に関しては、市町村当局と自衛隊指揮官と十分協議して決めること。
- (5) 連絡幹部等の受け入れに当たっては、災害対策本部内に連絡手段のある調整所及び連絡幹部等の待機室を確保する。
- (6) 人命救助活動については、自治体が一元的な調整及び統制を行う。

2 使用機材の準備

- (1) 災害救助又は復旧作業等に使用する機械器具類は、派遣部隊に携行する機械器具類を除き市町村において準備することとする。
- (2) 災害救助又は復旧作業等に使用される材料及び消耗品類は、全て受け入れ市町村において準備するものとし、不足するものについては、派遣部隊が携行する材料及び消耗品類を使用するものとする。ただし、派遣部隊携行の使用材料及び消耗品類は全て受け入れ市町村に譲り渡すものではなく、災害の程度、その他の事情に応じて受け入れ市町村においてでき得る限り返品又は弁償しなければならないこと。

3 ヘリコプター発着場の設置基準

人命の救出又は救援物資の空輸を円滑に実施するためのヘリコプター発着場設置基準は、概ね次の通りとする。

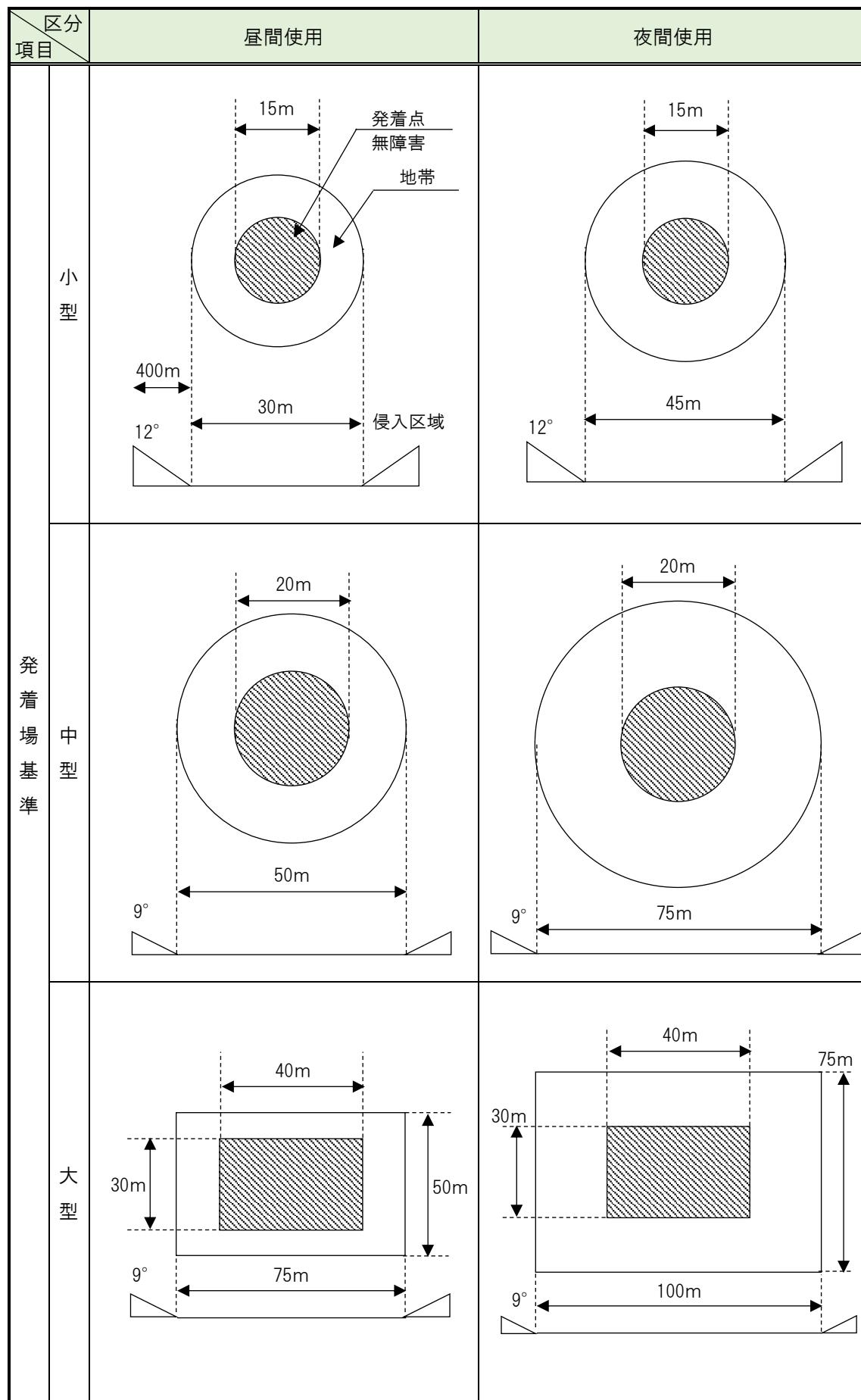
- (1) 地表面は、平坦でよく整理されていること。
- (2) 回転翼の回転によって砂塵等が上がらないような場所を指定すること。

第4章 災害応急対策計画

第2節 自衛隊災害派遣要請計画

(3) ヘリコプターの進入区域 50m以内に高さ 5m以上の障害物がないこと。

(4) 発着場の所要地積



(5) 御船町のヘリコプター発着指定場所

名称	所在地	予定地面積 (メートル)	規模	備考
御船中学校	辺田見 55	100×100	大	北鉄塔、南校舎、西体育館
平成音楽大学	滝川 1658	80× 80	中	南校舎
御船高等学校	木倉 1253	100×200	大	南校舎、西ナイター設備、北防球ネット
御船小学校	御船 897	100× 80	中	南丘、東校舎、北西、大木
七瀧中央小学校	上野 1500	80× 80	中	ナイター設備、南校舎
七瀧社会教育センター	七瀧 2555-2	100× 50	中	ナイター設備、北校舎
水越社会教育センター	水越 2449-4	40× 30	小	南校舎
旧田代西部小学校	田代 1842-4	60× 50	小	西校舎
町民グラウンド	木倉 1600	100× 90	大	東西南北ナイター設備
吉無田高原 緑の村 駐車場	田代 8405	100× 80	大	北西鉄塔
高木小学校	高木 1633	60× 40	小	北校舎
小坂小学校	小坂 2193-2	60× 40	小	西校舎、ナイター設備
滝川みんなの広場	滝川 794-1	150× 80	大	北側国道・南側河川
田代東部社会教育 センター	田代 4984	60× 50	小	

4 地上と航空機との交信

災害派遣時に通信が途絶した状況下において、航空機との交信は次によるものとする。

(1) 地上から航空機に対する信号の種類

標旗又はライトガン（強力ライト）の区分	要望事項
青旗又はライトガン（強力ライト）青	航空機は、着陸又は隊員を卸下せよ。
赤旗又はライトガン（強力ライト）赤	航空機は、着陸の必要はない。

地上からの信号には、1辺1mの正方形の布又はライトガン（強力ライト）を使用し、着陸地点近傍で上空の航空機から識別容易な場所及び角度で大きく振る。

また、ライトガン（強力ライト）を使用する場合は、航空機に向ってライトを照射するものとする。

(2) 地上からの信号に対する航空機の回答要領

事項	航空機の行動
了解	機体を左右交互に傾斜させる又は着陸灯を点灯する。
了解できず	蛇行運転（機首を左右交互に向ける）又は着陸灯を点滅する。（約1秒、数回）

(3) 航空機から地上に対する信号

航空機は、地上から識別可能なように機体信号及び着陸灯を点滅するものとする。

区分	航空機の行動
航空機の着陸又は人員及び物資等を卸下する	航空機の着陸又は人員及び物資等を卸下したい地点の上空で旋回繰り返す又は、着陸灯を点灯し、旋回を繰り返す。

第4章 災害応急対策計画

第2節 自衛隊災害派遣要請計画

(4) 航空機に対する着陸の要求

航空機を着陸させる場合は、着陸地点の飛散物等を除去し、直径約10mのHを標示するものとする。

5 経費の負担区分等

(1) 派遣部隊が活動に要した経費のうち下記に掲げるものは、当該部隊の活動した地域の市町村の負担とする。ただし、2つ以上の地域にわたって活動した場合の経費の負担割合は、関係市町村が協議して決めるものとする。

- ① 派遣部隊が連絡のために宿泊施設に設置した電話の施設費及び当該電話による通信料金等
- ② 派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設の電話料金及び水道料金
- ③ 宿泊施設の汚物の処理料金
- ④ 活動のため現地で調達した資材等の費用

(2) その他

その他必要な事項については、知事等が派遣命令権者と協議して定めるものとする。

第3節 気象予警報等伝達計画

本計画は、災害発生の恐れのある気象業務法に基づく注意報及び警報並びに水防法に基づく水防警報、土砂災害警戒情報、消防法に基づく火災気象通報等（以下「予警報等」という。）を町、県、関係機関及び住民に迅速、かつ確実に伝達するための通報警報及び要領等を定めて、適切な防災措置の実施を期すものである。

第1 予警報等の定義

1 特別警報、警報及び注意報

（1）熊本地方気象台が発表する特別警報、警報、注意報の種類及び発表基準

◆御船町に係る特別警報、警報、注意報の種類及び発表基準（令和4年5月26日現在）

種類	発表基準
特別警報	○大雨が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	○暴風が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。
	○雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」の恐れについても警戒を呼びかける。
	○大雪が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。
警報	○大雨による重大な災害が起こる恐れがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ■（浸水害） 表面雨量指基準： 25 ■（土砂災害） 土壤雨量指基準： 269
	○河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が起こる恐れがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ■流域雨量指基準：矢形川流域=14.6、八勢川流域=16.1 ※熊本地震に伴う暫定基準：矢形川流域=10、八勢川流域=11.5 ■指定河川洪水予報による基準：緑川水系〔城南・中甲橋・大六橋・御船〕
	○暴風により重大な災害が起こる恐れがあると予想されたときに発表される。 ■平均風速：20m/s

第4章 災害応急対策計画

第3節 気象予警報等伝達計画

種類	発表基準
暴風雪 警報	○雪を伴う暴風により重大な災害が起こる恐れがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪に伴うことによる視程障害などによる重大な災害」の恐れについても警戒を呼びかける。 ■平均風速：20m/s（雪を伴う）
	○大雪により重大な災害が起こる恐れがあると予想されたときに発表される。 ■降雪の深さ：12時間の降雪の深さが、平地 10cm以上、山地 20cm以上
大雨 注意報	○大雨による災害が起こる恐れがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 ■表面雨量指標基準：15 ■土壤雨量指標基準：164
洪水 注意報	○大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が起こる恐れがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 ■流域雨量指標基準：矢形川流域=11.6、八勢川流域=12.8 ※熊本地震に伴う暫定基準：矢形川流域=8、八勢川流域=9.2 ■指定河川洪水予報による基準：緑川水系〔城南・御船〕
強風 注意報	○強風により災害が起こる恐れがあると予想されたときに発表される。 ■平均風速：10m/s
注 意 報	○雪を伴う強風により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」の恐れについても注意を呼びかける。 ■平均風速：10m/s以上（雪を伴う）
大雪 注意報	○大雪により災害が起こる恐れがあると予想されたときに発表される。 ■降雪の深さ：12時間の降雪の深さが、平地 3cm以上、山地 5cm以上
雷注意報	○落雷による災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害について注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかける場合がある。 ■落雷等により被害が予想される場合
濃霧 注意報	○濃い霧により交通機関等に著しい支障が生じる恐れがあると予想されたときに発表される。 ■視程：100m以下になると予想される場合
乾燥 注意報	○空気の乾燥により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。 ■最小湿度 40%で実効湿度 65%
なだれ 注意報	○「なだれ」により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。 ■積雪の深さ 100cm以上で、①気温 3°C以上の好天、②低気圧等による降雨、③降雪の深さ 30cm以上

第4章 災害応急対策計画

第3節 気象予警報等伝達計画

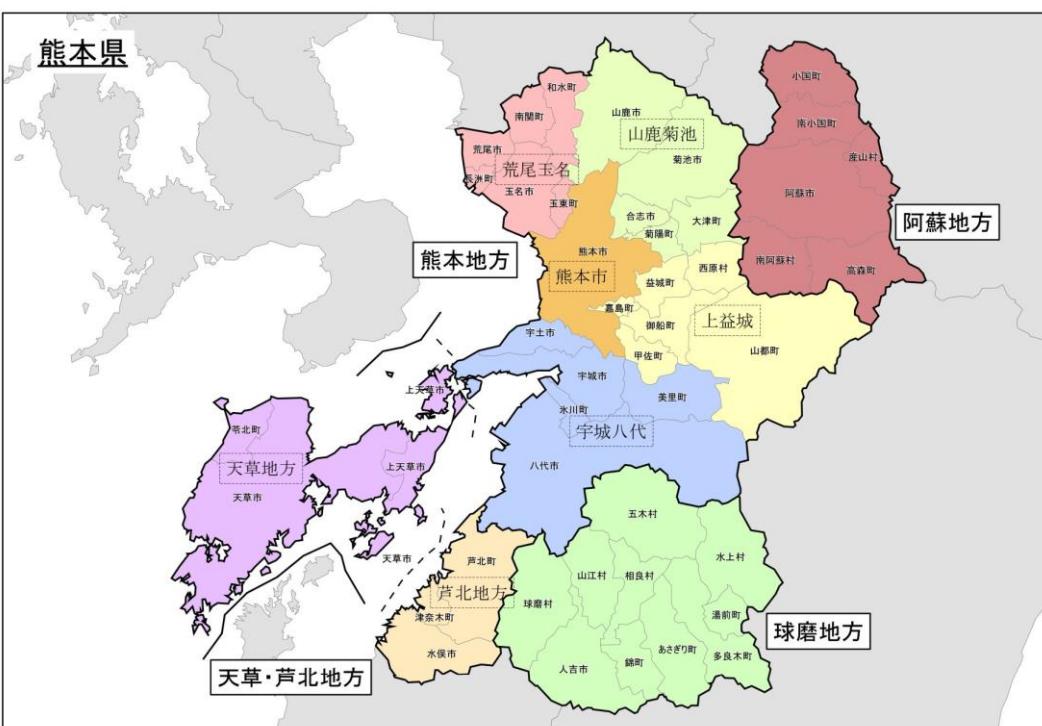
種類	発表基準
低温注意報	<p>○低温により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こる恐れがあるときに発表される。</p> <p>■夏期：平年より平均気温が4°C以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合</p> <p>■冬期：平地で最低気温が-5°C以下になると予想される場合</p>
霜注意報	<p>○霜により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こる恐れがあるときに発表される。</p> <p>■11月20日までの早霜、3月20日以降の晩霜で最低気温3°C以下になると予想される場合</p>
着氷・着雪注意報	<p>○著しい着氷又は着雪により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線などへの被害が起こる恐れのあるときに発表される。</p> <p>■大雪警報、大雪注意報の条件下で気温が-2°Cから+2°Cと予想される場合</p>

参考：熊本地方気象台 警報・注意報発表基準一覧表

- 注1) 表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標である。
- 注2) 土壌雨量指数とは、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを指数化したもので、土砂災害発生の危険度を示す指標である。土壌雨量指数基準は1km格子毎に設定している。
- 注3) 流域雨量指数とは、細分区域・市町村をまたがって流下する河川について、河川に集まつてくる水の量から洪水の危険度を示す指標である。このため、上流域で降った雨も含めて、洪水危険度を監視することが可能である。

(2) 特別警報・警報・注意報の発表地域

原則として市町村（二次细分区域）ごとに発表する。気象台から発表される気象情報やテレビ・ラジオで特別警報・警報・注意報を放送される際は、市町村等をまとめた地域が利用される場合がある。



第4章 災害応急対策計画

第3節 気象予警報等伝達計画

一次細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域
熊本地方	山鹿菊池	山鹿市、菊池市、合志市、大津町、菊陽町
	荒尾玉名	荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町
	熊本市	熊本市
	上益城	西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町
	宇城八代	宇土市、宇城市、八代市、美里町、氷川町
阿蘇地方		阿蘇市、高森町、南阿蘇村、南小国町、小国町、産山村
天草・芦北地方	天草地方	天草市、上天草市、苓北町
	芦北地方	水俣市、芦北町、津奈木町
球磨地方		人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村

出典：九州・山口県 防災気象情報ハンドブック 2018

2 気象情報

気象情報は、気象業務法に基づき、観測の成果の発表や予報事項に関する情報を、住民及び関係機関に対し発表し、円滑な防災活動ができるように支援するもので、その情報は次の3つに大別される。

- (1) 災害に結びつくような顕著な現象の発現が予想されるが警報・注意報等を未だに発表するに至らない場合などに予告的に発表する予告的情報。
- (2) 顕著な現象が切迫しているかあるいは発現して、特別警報・警報・注意報等が発表されている場合などに、特別警報・警報・注意報を補完するための補完的情報。
- (3) 大雨警報を発表中の二次細分区域において、キキクル（気象庁）の「危険」（紫）が出現しつゝ、数年に一度しか起こらないような短時間の猛烈な雨（熊本県では1時間に110mm以上）を観測若しくは解析した場合に、さらに強く警戒を呼びかける「熊本県記録的短時間大雨情報」がある。

3 水害に関する情報

- (1) 指定河川（緑川水系）洪水予報

緑川水系の洪水に関して、国土交通省熊本河川国道事務所と熊本地方気象台が共同して行う緑川水系洪水予報が発表される。

種類	発表基準
氾濫発生情報（洪水警報）	氾濫が発生（レベル5）したとき。
氾濫危険情報（洪水警報）	急激な水位上昇により基準地点の水位がまもなく氾濫危険水位を超えて、さらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位（レベル4）に到達したとき。
氾濫警戒情報（洪水警報）	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（レベル4）に到達

第4章 災害応急対策計画

第3節 気象予警報等伝達計画

	uchen が見込まれるとき、又は避難判断水位（レベル3）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
氾濫注意情報（洪水注意報）	基準地点の水位が氾濫注意水位（レベル2）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。

御船町に係る緑川水系洪水予報基準水位は次のとおり。

水系名	予報区域名	河川名	洪水予報 基準地点	量水標 設置場所	水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
					レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
緑川	緑川水系	御船川	御船	御船橋 (新橋)	2.00	3.00	3.60	4.30

（2）水防警報

水防警報とは、水防法に基づく国土交通大臣又は県知事が指定する河川、海岸又は湖沼について洪水又は高潮による災害の発生が予想される場合、国土交通大臣が指定する河川については、国土交通省の出先機関の長（熊本河川国道事務所長）が、県知事が指定する河川等については、県知事が水防を必要と認め警告を発するものをいう。

御船町に係る水防警報基準水位は次のとおり。

水系名	河川名	観測所名	地先名	水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
緑川	御船川	県御船	玉虫橋	3.03	3.62	3.62	3.93
	矢形川	落合橋	落合橋	2.15	3.38	3.65	3.76

4 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報とは、土砂災害による人的被害防止の観点から、気象業務法と災害対策基本法に基づき、大雨警報（土砂災害）又は大雨特別警報（土砂災害）発表中でさらに大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時に、町長が避難指示等を発令する際の判断や住民等の自主的な避難行動の参考情報として、県と気象庁が共同して発するものである。

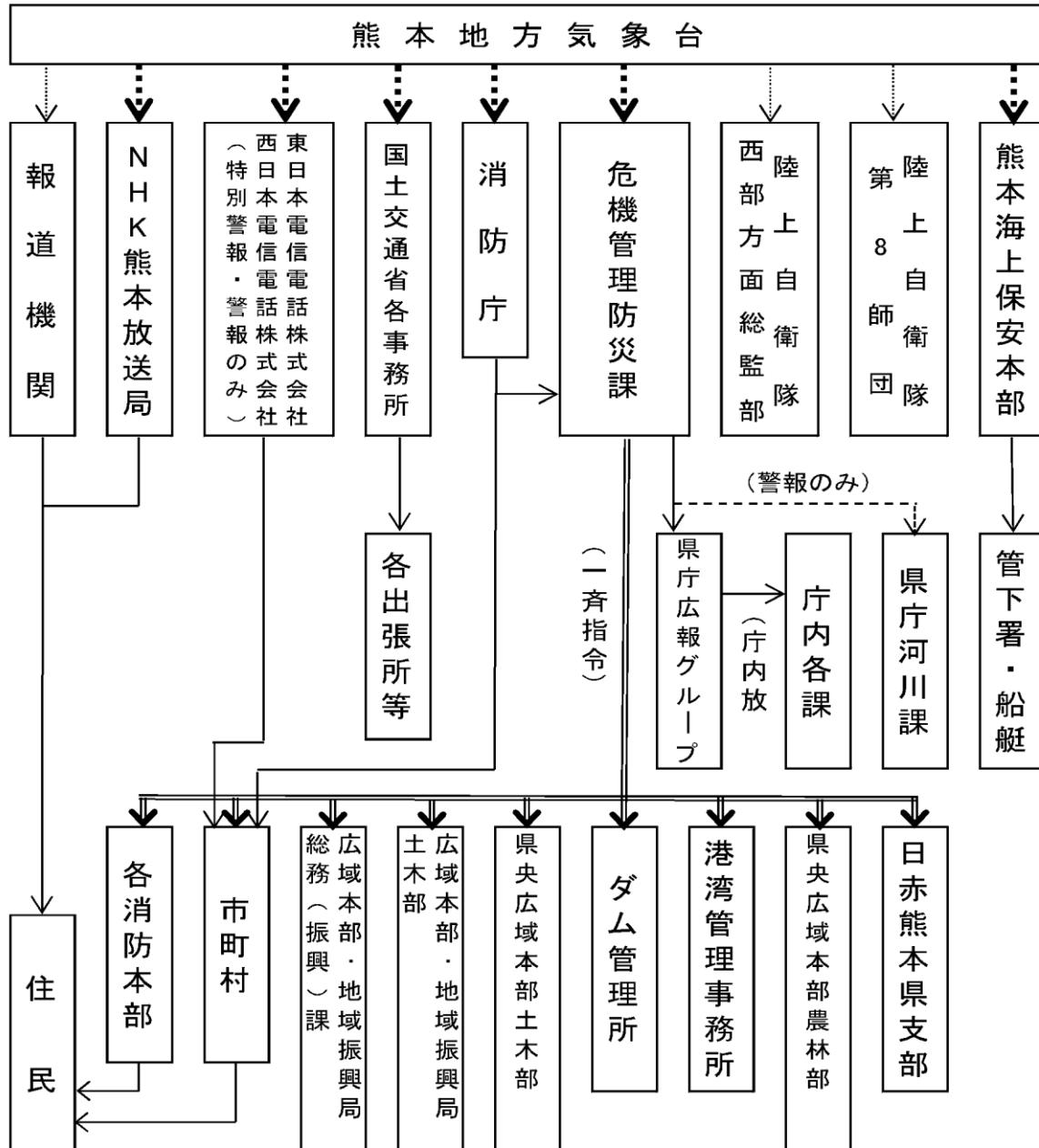
第4章 災害応急対策計画

第3節 気象予警報等伝達計画

第2 気象予警報の伝達系統

1 特別警報、警報、注意報の伝達系統

特別警報・警報・注意報は、迅速かつ的確に伝達し、一般に周知させるものとする。次の種類の注意報、警報、特別警報は下記伝達系統図による。



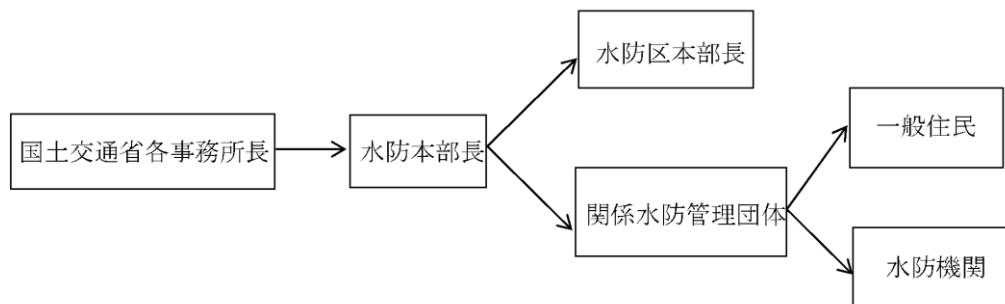
(注) (1) 地域振興局及び熊本土木事務所においては、管内市町村の伝達状況の確認及び徹底を行うこと。

(2) ————— は [加入 庁内電話] は防災情報提供システム

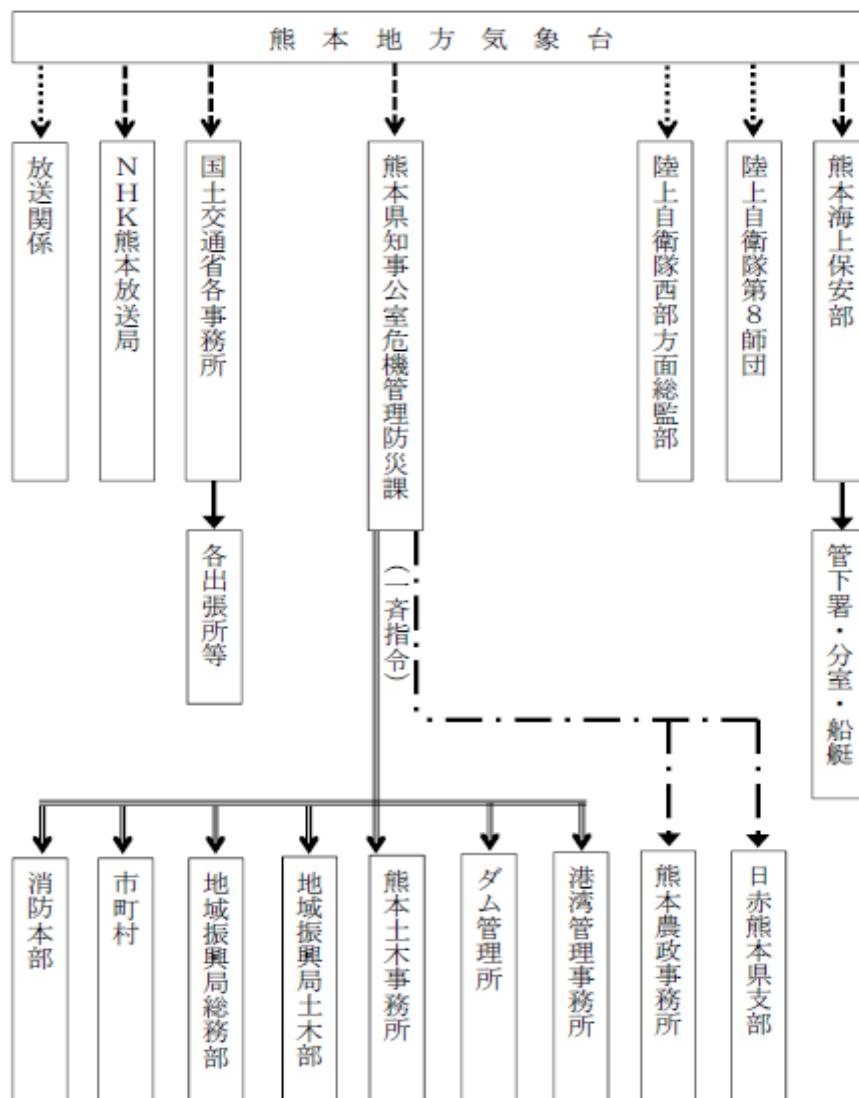
----- は法定伝達先 ————— は防災情報ネットワーク
- - - - - は防災行政無線

(3) 特別警報が発表された際には、熊本県は市町村への通知が、市町村は住民等への周知の措置が、それぞれ義務付けられている。

2 指定河川洪水予報の伝達系統



3 土砂災害警戒情報の伝達系統



(注) (1) 地域振興局及び熊本土木事務所においては、管内市町村への警戒を促すこと。

(2) _____ は、加入または庁内電話

----- は、防災情報提供システム

----- は、法定伝達先

は、防災情報ネットワークまたは防災行政無線

— · — は、防災行政無線

第4章 災害応急対策計画

第3節 気象予警報等伝達計画

第3 予警報等の取扱い

1 特別警報・警報・注意報等

- (1) 勤務時間中に、熊本地方気象台から通報される特別警報・警報等は、総務課長が受け、前述の伝達系統により伝達するものとし、この場合、当該注意報及び警報・特別警報等により予想される事態に対しるべき措置等と併せて指示するものとする。
- (2) 勤務時間外に警報等が通報されたときは、警備員が受領し、直ちに総務課長に電話又は迅速な方法をもって連絡するものとする。

2 火災気象通報

- (1) 勤務時間中及び勤務時間外における伝達は、電話又は迅速な方法によって前記3の定めにより伝達するものとする。
- (2) 総務課長は、火災気象通報により予想される事態に対しるべき措置等の必要な指示について、電話又はその他の方法で連絡するものとする。
- (3) 勤務時間外については、前記(1)、(2)に同じ。

3 その他

総務課長は、勤務時間外に警報等の発表が予想される場合と、熊本地方気象台から通知のあった場合は、あらかじめ関係各課等に連絡するものとする。

第4 予警報等伝達責任者

特別警報・警報等の伝達を適確に実施するため、予警報等伝達責任者を定めておくものとする。

本庁・・・1名

第4節 地震情報伝達計画

町、県、熊本地方気象台及びその他の防災関係機関は、地震災害の防止を図るため、地震発生時に迅速かつ適切な情報伝達を行う体制の整備を図るものとする。

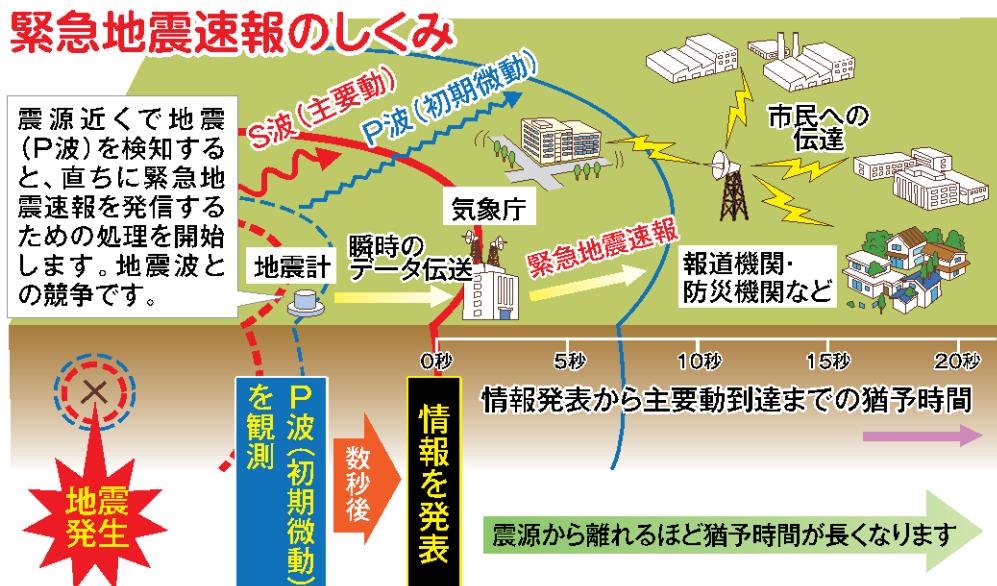
第1 緊急地震速報（警報）

気象庁は、震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。町は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、町防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

熊本地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

都道府県	緊急地震速報で用いる区域の名称	郡市区町村名
熊本県	熊本県熊本	熊本市他22市町村
	熊本県阿蘇	阿蘇市他5町村
	熊本県天草・芦北	天草市他5市町
	熊本県球磨	人吉市他9町村

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来る事を知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。



第4章 災害応急対策計画

第4節 地震情報伝達計画

第2 地震情報の種類等

1 地震に関する情報

地震に関する情報とは、地震が発生した場合に気象業務法の定めにより、気象庁本庁が、防災対策上必要と認めるときに一般及び関係機関に対して発表する情報をいい、その種類は次の通り。

種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関する記述をして発表。

2 各種速報の例文

各種速報の例文は、次の通りである。

(1) 震度速報

平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 気象庁発表
 平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分頃地震による強い揺れを感じました。
 現在、震度3以上が観測されている地域は次の通りです。
 震度6弱 熊本県熊本 大分県西部 福岡県筑後
 震度5強 熊本県阿蘇
 震度5弱 熊本県球磨 宮崎県北部山沿い 福岡県福岡 佐賀県南部 長崎県島原半島
 震度4 熊本県天草芦北 大分県南部 大分県中部 大分県北部 福岡県筑豊
 長崎県南西部
 震度3 鹿児島県薩摩 宮崎県北部平野部 福岡県北九州 佐賀県北部 長崎県北部
 今後の情報に注意して下さい。=

(2) 地震情報(震源・震度に関する情報)

① 地震情報(震源に関する情報)

平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 気象庁発表
 きょう〇〇日〇〇時〇〇分ころ地震がありました。
 震源地は、〇〇〇〇地方（北緯〇〇.〇度、東経〇〇.〇度）で、震源の深さは、約〇〇〇km、地震の規模（マグニチュード）は、〇.〇と推定されます。
 この地震による津波の心配はありません。

② 地震情報(震源・震度に関する情報)

平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 気象庁発表
 きょう〇〇日〇〇時〇〇分ころ地震がありました。
 震源地は、〇〇〇〇（北緯〇〇.〇度、東経〇〇.〇度）で、震源の深さは約〇〇〇km、地震の規模（マグニチュード）は、〇.〇と推定されます。

【震度3以上が観測された地域】

震度6弱 熊本県熊本 大分県西部 福岡県筑後
 震度5強 熊本県阿蘇
 震度5弱 熊本県球磨 宮崎県北部山沿い 福岡県福岡 佐賀県南部 長崎県島原半島
 震度4 熊本県天草芦北 大分県南部 大分県中部 大分県北部 福岡県筑豊
 長崎県南西部
 震度3 鹿児島県薩摩 宮崎県北部平野部 福岡県北九州 佐賀県北部 長崎県北部

【震度5弱以上が観測された市町村】

震度6弱 熊本市 玉名市 竹田市 黒木町 大牟田市
 震度5強 南阿蘇村 宇城市 日田市
 震度5弱 福岡市早良区 八代市 高千穂町 佐賀市 雲仙市

情報 第〇〇号=

第4章 災害応急対策計画

第4節 地震情報伝達計画

(3) 各地の震度に関する情報

平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 熊本地方気象台発表

きょう〇〇日〇〇時〇〇分ころ地震がありました。

震源地は、〇〇〇〇（北緯〇〇.〇度、東経〇〇.〇度）で、震源の深さは約〇〇〇km、地震の規模（マグニチュード）は、〇.〇と推定されます。

覚知の震度は次の通りです。

なお、*印は気象庁以外の震度観測点についての情報です。

熊本県 震度6弱 熊本市春日 玉名市築地

震度5強 南阿蘇村中松 宇城市松橋町

震度5弱 八代市平山新町 八代市泉町

震度4 芦北町芦北 天草市本町 多良木町多良木

震度3 人吉市城本町

震度2 天草市牛深町

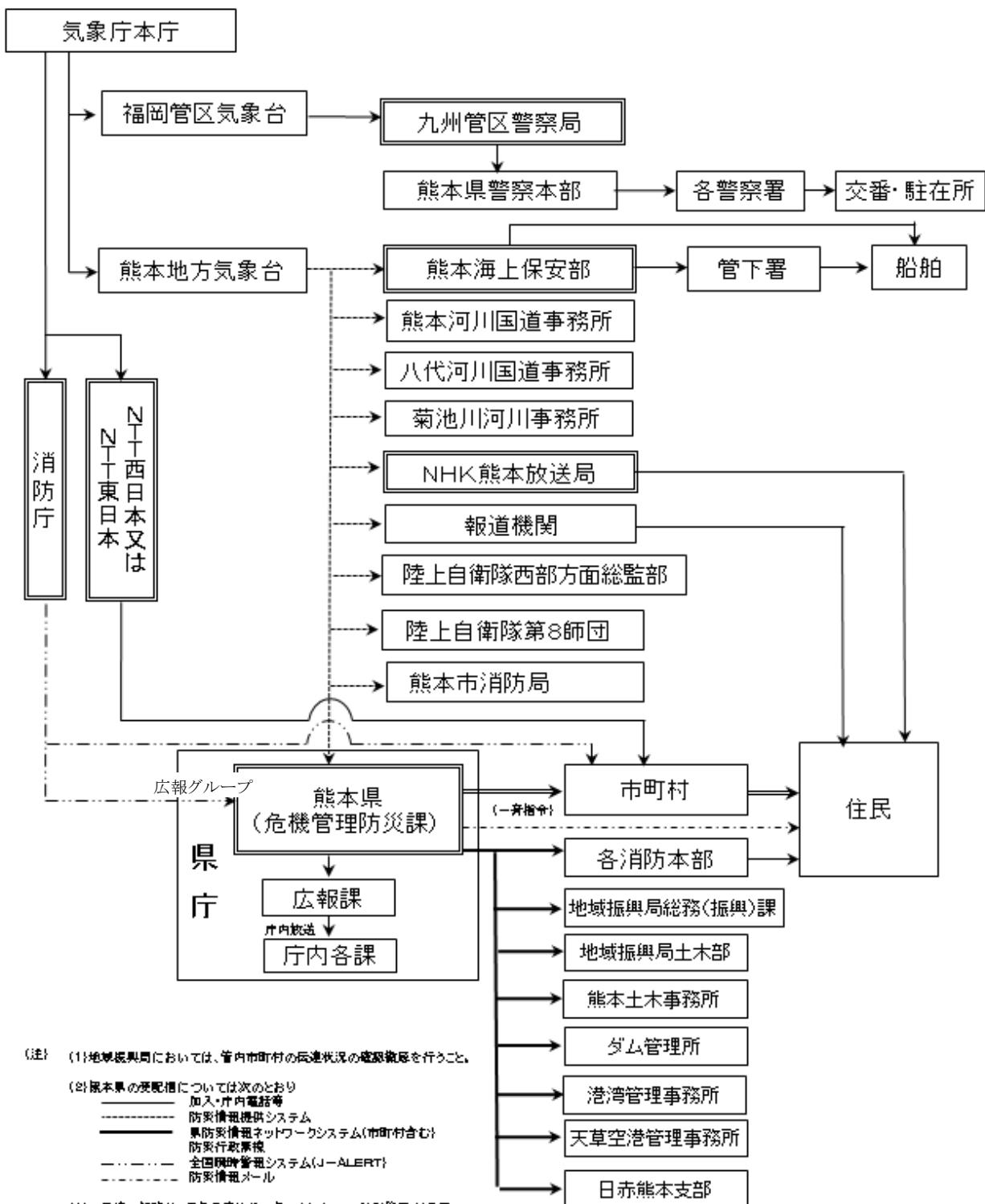
震度1 あさぎり町免田東*

【震度5弱以上と考えられるが現在震度を入手していない観測点】

大矢野町上

この地震による津波の心配はありません。=

3 地震に関する情報の伝達図



第4章 災害応急対策計画

第4節 地震情報伝達計画

4 気象庁震度階級関連解説表

「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度を観測したとき、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものである。この表を使用する際の注意点は以下の通り。

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値で、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではない。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響され、震度は震度計が置かれている地点での観測値であるため、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがある。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なる。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なる。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もある。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではない。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものであり、今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなったりした場合には変更しする。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いている。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある	当該震度階級に特徴的に現れ始めるなどを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めるなどを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがあるが、これらは「震度○相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別している。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には目を覚ます人もいる	電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。歩いている人の中には揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が目を覚ます	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが揺れを感じる。眠っている人のほとんどが目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかりたいと感じる	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのが分かる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につからまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる	棚にある食器類や書棚で落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物(住宅)の状況

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。

第4章 災害応急対策計画

第4節 地震情報伝達計画

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられことがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

- ※1 木造建物（住宅）の耐震性により2つに分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- ※2 この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。
- ※3 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

- ※1 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- ※2 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強		
7	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。

- ※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
- ※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
- ※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスマーティー（マイコンマーティー）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水・停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道・高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制・通行規制が各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には安全確認などのため時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート建造物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

第3 震度情報ネットワークによる震度情報の収集

県は県内74箇所（熊本市設置分1箇所を含む）に計測震度計を設置しており、観測された震度情報は県防災情報ネットワークシステム又はNTT回線で県庁に伝えられ、県は専用線で気象庁にリアルタイムに配信している。配信した震度情報は、他の機関で収集された震度情報と合成され「各地の震度」として報道機関等を通じて公表（現在県内106箇所）されている。

県は、大規模地震発生時には直ちに各市町村の震度情報を把握し、被災状況の予測等を行い、災害発生直後の迅速な初動体制の確立を図るものとする。

第4 予報等伝達責任者（各防災関係機関）

地震に関する情報の伝達を迅速かつ的確に実施するため、町は、次の基準によって情報伝達に関する責任者を定めておくものとする。

本府・・・1名

第4章 災害応急対策計画

第4節 地震情報伝達計画

第5 異常発見時における措置

地割れ等の災害が発生する恐れのある異常な現象を発見した者は、直ちに町長又は警察官に通報するものとする。

また、何人もこの通報が迅速に関係機関に到達するよう協力しなければならない。

この通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に、また町長は、熊本地方気象台、県、その他関係機関に通報しなければならない。

第6 南海トラフ地震に関する情報

南海トラフ沿いの地域においては、地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価によるとマグニチュード8～9クラスの地震が今後30年以内に発生する確率は70～80%（令和2年1月1日現在）とされており、大規模な地震・津波が発生すれば、本町においても、広域な範囲で被害が想定されている。

気象庁は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合や、その調査結果を発表する場合などに「南海トラフ地震臨時情報」を発表することとしている。

また、調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合には「南海トラフ地震関連解説情報」が発表される。なお、「南海トラフ臨時情報」は、「巨大地震警戒」等の防災対応等を示すキーワードを付記して発表される。

町は、国、県、防災関係機関、自主防災組織及び事業所等の自衛消防組織等と協力して、南海トラフ地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

第5節 通信施設利用計画

災害が発生するおそれのある場合、又は災害が発生した場合における気象予警報の伝達若しくは被害状況等の情報収集、その他の応急措置等についての通信施設の利用は次により行うものとする。

なお、各機関においては、あらかじめ、通信回線を多重化すること等により、災害に強い情報通信網の構築を図るものとする。

第1 通常の場合における通信施設の利用

災害時における気象予警報の伝達若しくは情報の収集、その他災害時における通信連絡は、通信施設の被害状況等により異なるが、実情に即した方法で行うものとする。なお、他機関の通信施設の利用に際しては、かねてより管理者と利用方法等、必要な手続きを協議して定め、災害時に利用できるよう努めるものとする。

1 普通電話による通信

災害時における通信施設の利用は、通常それぞれの災害対策関係機関の加入電話により通信連絡するものとする。

2 電報による通信

災害のための緊急を要する電報に当たっては、頼信紙の切手余白欄に、「非常」と朱書きして電報局に差し出すものとする。

3 警察電話による通信

警察機関（警察署、駐在所）を通じて通報するものとする。

4 防災行政無線電話による通信（通信衛星の利用）

次の機関に設置されている防災行政無線により通信を行うものとする。

1 御船町役場 480	2 上益城地域振興局 412
3 天君ダム管理事務所 421-71	4 上益城消防組合消防本部 435
5 御船保健所 4128-690	

5 御船町同報系防災行政無線システムによる通信

次の機能により通信等を行うものとする。

- (1) J-A L E R T の自動配信・伝達
- (2) 屋外拡声子局や戸別受信機による伝達
- (3) ホームページや緊急速報メール、S N S などへの一括配信
- (4) 聞き取れなかった場合の電話応答システム
- (5) 気象観測設備（雨量、河川水位）による情報収集
- (6) L P W A 通信網を活用した避難所状況の一括管理

第4章 災害応急対策計画

第5節 通信施設利用計画

6 移動通信系の活用

県及び町は、携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全L T E（P S – L T E）、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備に努める。

第2 移動系無線通信の利用

- 1 災害時において消防団の各班に設置してある移動系無線機を利用して連絡を行うものとする。
- 2 本町の移動系無線機の配置箇所は次の通りである。

◆消防無線（移動系）の配置箇所

種類	配置箇所	
基地局	御船町役場（基地局1台）	
移動局	役場	総務課4台、建設課1台、農業振興課1台、福祉課1台 環境保全課1台 合計8台
	消防団本部	本部4台
	消防団分団	1分団7台、2分団3台、4分団5台、5分団5台、 6分団5台、7分団6台、8分団6台、9分団6台 合計43台
	機能別消防	3分団1台、6分団1台 合計2台
	消防署	上益城消防本部1台

- 3 全ての通信施設が途絶した場合

全ての通信施設が途絶した場合は、当該施設が直ちに復旧できる場合を除き、各種の交通機関を利用し、又は徒歩による使者を持って連絡するものとする。

第6節 情報収集・共有及び被害報告取扱計画

災害対策基本法及び他の法令等の規定に基づく災害の情報収集並びに被害状況報告（以下「被害報告等」という。）の取扱いについては、関係機関等からの指示に基づいて報告すべき特別のものを除き、本節の定めるところによって行うものとする。また、県及び町は、災害時の個人情報の取扱いについて、国の指針等を活用し、災害に係る様々な業務において人の生命、身体又は財産の保護が最大限図られるよう、適切に対応するものとする。

第1 実施責任者

町長は、管内の被害報告等を収集し、県その他の関係各機関へ報告を行うものとする。

なお、県への報告に当たっては、原則として、地域振興局（総務）振興課を経由して県本庁に報告するものとする。

ただし、通信の途絶等により町長が県（県本庁又は地域振興局）に報告することができないときは、直接国（総務省消防庁）に対して被害報告を行うものとする。この場合、通信が回復次第、速やかに県に報告するものとする。

また、「火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）」の一部が改正され、地震が発生し、当該市町村の区域内で震度 5 強以上を観測したもの（被害の有無を問わない。）については市町村が直接消防庁に対して報告するものとする。（平成 12 年 11 月 22 日付け消防災第 98 号・消防情第 125 号消防庁長官による）

第2 被害報告取扱責任者

町長は、被害報告等が迅速かつ的確に処理できるようあらかじめ被害報告取扱責任者を定めておくものとする。本町における被害報告取扱責任者は企画財政課長とする。

第3 防災情報共有システムの活用

町及び県は、県防災情報ネットワークシステムや県統合型防災情報システム、防災情報共有システムを活用して、各種防災情報の効率的な収集及び情報に基づく意思決定の迅速化、防災関係機関相互の情報の共有化を図るものとする。このため、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の国の非常災害対策本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

さらに、SNS 等のデータを活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化にあたっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

なお、町は、避難指示等を発令した場合、災害情報共有システム（Lアラート）（以下「Lアラート」という。）へ情報配信を行い、テレビ・ラジオ等の報道機関を通じて住民への迅速な伝達を図るものとする。

テレビ・ラジオ等の報道機関は、住民への迅速な防災情報を提供するため、Lアラートの登録及び利活用に努めるものとする。

また、平常時から町、県及び関係機関は、各種防災情報端末操作や利活用方法の習熟を図るものとする。

第4 被害等の調査・報告

第4章 災害応急対策計画

第6節 情報収集及び被害報告取扱計画

町は、防災行政無線、消防無線等の活用及び自主防災組織や自治会からの情報を基に、町の被害状況の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努めるものとする。

災害の当初においては、次に掲げる情報のうち1～5の情報収集に努めるものとし、初期の段階においては具体的な被害状況によらず、119番通報の殺到状況等被害規模を推定できる概括的な情報で足りるものとする。

ただし、1の行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合等には、当該登録地の市町村又は都道府県（旅行者など住民登録の対象外の外国人にあっては、在京大使館等）に連絡するものとする。

さらに、町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

- 1 人的被害（行方不明者の数を含む）
- 2 火災の発生状況
- 3 住家の被災状況
- 4 住民の行動・避難状況
- 5 土砂災害等の発生状況
- 6 道路・橋梁被害による通行不能路線・区間
- 7 孤立集落の発生状況
- 8 医療救護関係情報
- 9 その他町の業務継続に必要な被害報告

第5 災害情報収集・伝達関係者の安全確保

災害・被害情報収集・伝達等防災業務に従事する者の安全確保について留意するものとし、平常時から安全確保の方法等について検討・対策を進めるものとする。

第6 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を報告し、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を町に連絡する。

県及び公共機関は、必要に応じ、指定行政機関を通じ国に連絡する。

第7 防災関係機関等の協力関係

町、県及び防災関係機関は、災害が発生した場合には、緊密に連携協力して、被害に関する状況及び応急対策の活動状況について情報交換を行うものとする。

なお、多数のヘリコプターが災害対策活動に従事する場合において、熊本県災害対策本部長が必要と認めるときは、熊本県災害対策本部内にヘリコプター運用調整所を設置し、「熊本県ヘリコプター運用調整会議規約」及び「大規模災害時における熊本県ヘリコプター運用調整所活動要領」に定めるところにより情報収集等の活動を行うものとする。

また、ヘリコプター運用調整所では、無人航空機の運用に関し必要な調整を行うとともに、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用

第4章 災害応急対策計画

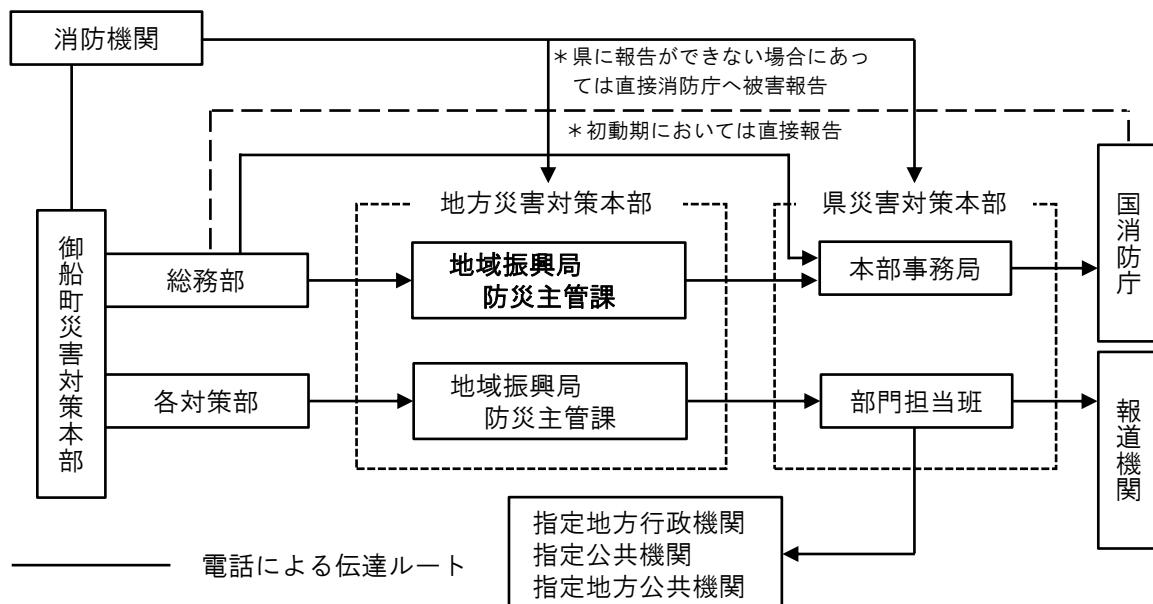
第6節 情報収集・共有及び被害報告取扱計画

務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

平常時においては、総合防災訓練などの各種訓練や熊本県ヘリコプター運用調整会議の開催等を通じ、関係機関の情報交換や連携体制の強化に努めるものとする。

第8 情報の伝達系統

情報の伝達系統は、次の通りである。



◆火災・災害等即報に関する情報の送付・連絡先

名称	連絡先	備考
消防庁災害対策本部 情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)	03-5253-7510	
県災害対策本部 災害対策班（本部事務局）	096-333-2115	
上益城地域振興局（防災主管課）	096-282-3075	
上益城消防本部	096-282-1955	

第9 被害報告取扱要領

被害報告等は、町における応急対策及び災害復旧の基礎資料となるものであるから、迅速かつ的確に処理するものとし、この取扱いについては、下記の要領によって行うものとする。

1 定義

- (1) 災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、その他異常な自然現象、又は大規模な火事若しくは爆発、大規模な事故等の原因により生じる被害をいう。
- (2) 被害の判定基準及び用語の説明は、次の通りである。

区分		判定基準及び用語の解説
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。

第4章 災害応急対策計画

第6節 情報収集及び被害報告取扱計画

区分		判定基準及び用語の解説
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月以上治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で治癒できる見込みの者とする。
住家の定義	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わないものである。
	戸数	独立した家庭生活を営むことができるよう建築された建物又は完全に区画された建物の一部を戸の単位とする。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。例えば、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯とする。
住家の被害	住家全壊 (全焼・全流出)	住家がその居住のための基本的機能を損失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構造要素の経済的被害額を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を損失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損害部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構造要素の経済的被害額を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	床上浸水	住家の床以上に浸水したもの及び全壊あるいは半壊には該当しないが、土砂、木材等堆積のため一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	住家の床上浸水には至らないものとする。
	一部破損	全壊(全焼、流出、埋没を含む)、半壊(半焼、流出、埋没を含む)、床上浸水、床下浸水に該当しないもので、建物の一部が破損したものとするが、窓ガラス等が数枚破損した程度の軽微な被害は除くものとする。
非住家の被害	公共建物	例えば、役場庁舎、公立保育所、公民館等の公用又は公共用に供する建物で、全壊又は半壊したものとする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物で、全壊又は半壊したものとする。
り災者等	り災世帯	災害によって全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子夫婦であっても、生活が別々であれば分けて扱うものとする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
文教施設等	公共学校施設	地方公共団体の設置する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の仕様施設(共同利用施設を含

第4章 災害応急対策計画
第6節 情報収集・共有及び被害報告取扱計画

区分	判定基準及び用語の解説	
	む) のうち、建物、工作物、土地又は設備に被害を受けた施設とする。	
	社会教育施設	学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクレーションの活動を含む）を行うための施設であって、公民館、図書館、博物館、青年の家及びその他必要な施設とする。
	文化財	文化財保護法第2条に定める文化財のうち、有形文化財、民俗文化財、記念物及び伝統的建造物群とする。
農林水産施設	田の流出・埋没	田の耕土、畦畔が流出したもの、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	作物の上部先端が見えない程度に水中に没したものとする。
	畑の流出・埋没及び畑の冠水	田の例に準じて取扱う。
	農業用施設	農地の利用又は保全上必要な公共的施設であって次のものとする。 1. かんがい排水施設 2. 農業用道路 3. 農地又は農作物の災害を防止するため必要な施設
	林業用施設	林地の利用又は保全上必要な公共的施設であって次のものとする。 1. 林地荒廃防止施設（地方公共団体又はその機関の維持管理に属するものを除く） 2. 林道
	漁業用施設	漁場の利用又は保全上必要な公共的施設であって次のものとする。 1. 沿岸漁場整備開発施設 2. 漁港施設
	共同利用施設	農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会又は水産業協同組合、同連合会の所有する倉庫、加工施設、共同作業場及びその他の農林水産業者の共同利用に供する施設とする。
公共土木施設	河川	河川法が適用され、若しくは準用される河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸とする。
	海岸	国土を保全するために防護することを必要とする海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護するための施設とする。
	砂防	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設とする。
	林地荒廃防止施設	山林砂防施設（立木を除く）又は海岸砂防施設（防潮堤を含み、立木を除く）とする。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設とする。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設とする。
	道路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路と連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

第4章 災害応急対策計画

第6節 情報収集及び被害報告取扱計画

区分	判定基準及び用語の解説	
	港湾	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用および管理上重要な臨港交通施設とする。
	漁港	漁港漁場整備法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設とする。
	下水道	下水道法第2条第3項に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5号に規定する都市下水路とする。
	集落排水施設	農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設とする。
衛生施設	医療機関	病院、診療所及び助産所とする。
	その他	各種医療関係者養成機関、衛生検査所、歯科技工所、施術所、保健センター、火葬場、と畜場等とする。
環境施設	水道施設	人の飲用に適する水として供給する施設であって、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設とする。
	水質特定施設 排水施設 対象事業場	水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設、熊本県生活環境の保全等に関する条例第28条第2号に規定する排水施設及び熊本県地下水保全条例第7条第2号に規定する対象事業場で、災害によって人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがあるものとする。
	廃棄物処理施設	ごみ処理、し尿処理施設及び産業廃棄物処理施設とする。
社会福祉施設	老人福祉施設	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）とする。
	児童福祉施設	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。
	心身障害者福祉施設	障害者支援施設、就労継続支援事業所、身体障害者福祉ホーム、補装具制作施設、点字図書館、聴覚障害者情報提供施設及び身体障害者福祉センターとする。
	介護保険施設	介護保険法に規定する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設とする。
都市施設	公園等	都市計画法第11条第1項第2号に規定する公園、緑地、広場、墓園、その他の施設とする。
	その他	街路、都市排水施設、防空壕、堆積土砂排除事業等の要件を具備したものとする。
公共住宅	公営住宅法により、地方公共団体が国の補助を受けて建設し、その住民に賃貸するための住宅及びその付帯施設とする。	
農業関係被害	農作物等	米、麦、雑穀類、野菜、果樹、工芸作物、飼料作物、花卉、桑及び茶などとする。
	樹体	果樹、茶樹、桑樹等の樹体とする。
	家畜等	牛、馬、豚、鶏等の家畜及び畜産物とする。
	在庫品	農業協同組合及び農業協同組合連合会の所有又は管理する物（生産資料、食料品、消費生活物資材等）とする。
	非共同利用施設	個人所有の倉庫、畜舎、ビニールハウス、その他の農業用施設とする。

第4章 災害応急対策計画
第6節 情報収集・共有及び被害報告取扱計画

区分		判定基準及び用語の解説
林業関係被害	山地崩壊	土砂の崩落又は地すべりにより山地が崩壊したものとする。
	造林地等	人工造林地における造林木及び天然木（利用材伐期齢級未満のもの）とする。
	林産施設	木材倉庫、貯木場、集運材施設、炭がま、木炭倉庫、しいたけ育成施設、特殊林産倉庫、しいたけほだ木等とする。
	苗畠等	幼苗、山行苗の苗木及び苗畠やその附属施設とする。
	林産物	立木（利用伐期齢級以上のもの）、素材、製材、竹材、たけのこ、しいたけ、その他のものとする。
	在庫品	森林組合及び森林組合連合会並びに木・製材業者の所有又は管理する物（木材、薪木、特殊林産物）とする。
水産業関係被害	水産物	漁獲物、養殖物及び加工品等とする。
	漁船	漁業に従事する船舶、漁場から漁獲物等を運搬する船舶、漁場に関する試験、調査、指導、若しくは練習に従事する船舶又は漁業の取締に従事する船舶であって、漁ろう設備を有するものとする。
	漁具	大型定置網、小型定置網、さし網、はえなわ、たこつぼ、えり、やな等とする。
	養殖施設	のり、かき、真珠、ほたて貝、はまち、たいなどの魚貝類の養殖施設とする。
	漁場	漁業法第6条に規定する漁業権の設定されている漁場とする。
	在庫品	水産業協同組合の所有又は管理するものとする。
商工業関係被害	商業	商品を売って利益を得ることを目的とする事業であって、卸業、小売業、仲立ち業などとする。
	工業	原料を加工して有用物とする事業とする。
	鉱業	鉱物の試掘、採掘及びこれに附属する選鉱、製錬、その他の事業とする。
	観光施設	観光旅行者の利用に供される施設であって、宿泊施設及びその附属施設、遊園地、動物園、スキー場及びその他の遊戯、観賞又は運動のための施設とする。
	船舶 (漁船を除く)	ろかいのみをもって運動する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、住所が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	火災発生	地震又は火山噴火の場合のみに発生した火災とする。
その他の被害	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害を受けたものとする。
	交通止め	冠水又は崩土等により交通止めとなった道路とする。
	がけ崩れ	道路、人家又はその他の施設に影響を及ぼす山崩れ、土石流、地すべり、がけ崩れとし、農林水産業施設、公共土木施設、農業関係被害及び林業関係被害欄に掲上したものを除いたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。

第4章 災害応急対策計画

第6節 情報収集及び被害報告取扱計画

区分	判定基準及び用語の解説	
水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。	
ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	

2 収集及び報告要領

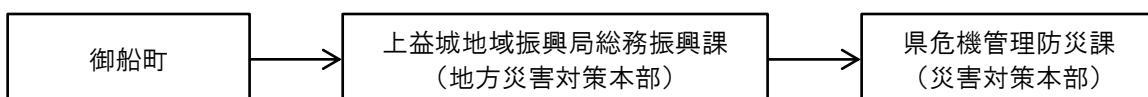
災害の報告は、災害情報、被害状況報告、被害状況確定報告、災害年報とし報告の区分及び報告様式は、次の通りとする。

報告区分	報告責任者	報告様式	摘要
(1) 災害情報	町長	様式第1号	災害を覚知したときは、災害の状況及び災害に対してとるべき措置等についてその都度地域振興局に報告すること。
(2) 被害状況報告 (速報)	町長	様式第2号	災害による被害状況及び応急措置状況を一定時間(特に指定しない場合には、毎日9時30分まで及び14時30分までの2回)に、地域振興局等に報告すること。
(3) 被害状況報告 (確定)	町長	様式第2号	同一災害による被害状況については、被害調査及び応急対策が終了した後10日以内に文書をもって地域振興局等に報告すること。
(4) 各部門別被害 状況報告 (速報・確定)	町長	様式第3号	各部門別の被害状況について、管内の確実な被害状況等を取りまとめの上、検討の出先機関に報告するものとする。この場合、必ず各部門主管課と連絡を密にし、被害報告等取扱責任者の決済を得るものとする。
(5) 住民避難等 報告	町長	様式第4号	住民の避難状況を一定時間置いて報告するものとする。
(6) 災害年報	町長	様式第5号	毎年1月1日から12月31日までの被害状況について4月1日現在で明らかになったものを報告する。

3 報告等の様式及び報告等の系統

町、県における被害報告は、次の報告系統によって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、本系統によらず直ちに必要な関係機関に報告することができる。

- (1) 災害情報(様式第1号)、被害状況報告(速報)(様式第2号)、被害状況報告(確定)(様式第2号)、住民避難等報告(様式第4号)



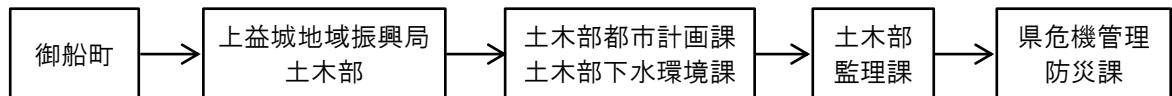
- (2) 公共土木施設(河川、海岸、砂防、道路、橋梁)関係被害報告(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第5条第1項、第2項、規則第4条)

第4章 災害応急対策計画

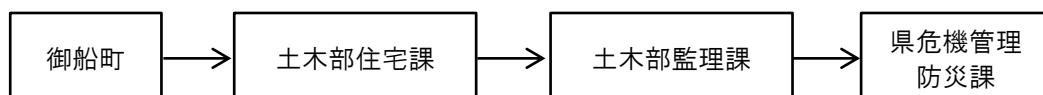
第6節 情報収集・共有及び被害報告取扱計画



(3) 都市災害関係被害報告（都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針）



(4) 住宅(公営)関係被害報告(住宅局長通達「住宅災害速報の提出について」)



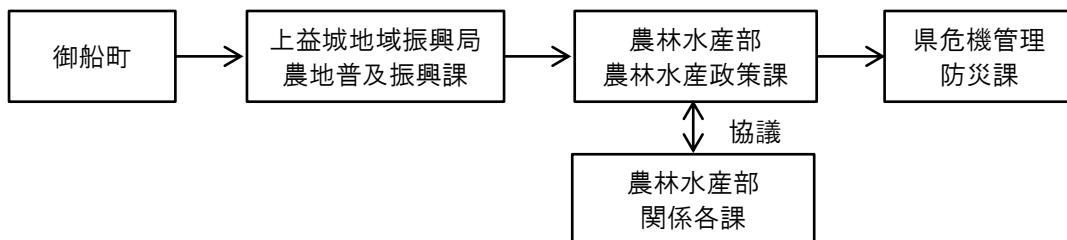
(5) 土砂災害関係(土石流、地すべり、急傾斜)被害報告(国土交通省河川局砂防部砂防計画課長保全課長通達による「土砂災害による被害状況報告の提出について」)



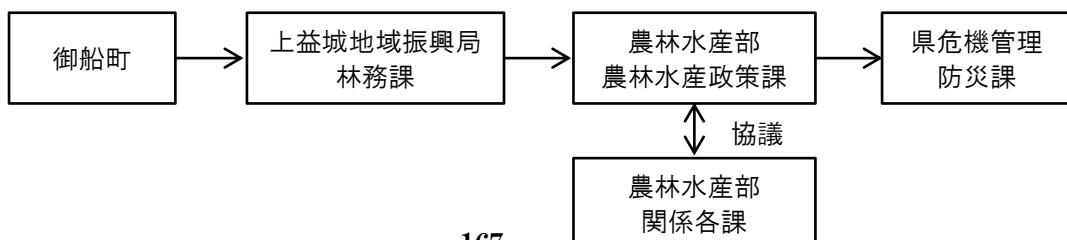
(6) 農地及び農業用施設関係被害報告(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づく農地、農業用施設災害復旧事業事務取扱要領)



(7) 農業関係被害報告(農林水産省「農林水産業被害報告取りまとめ要領」)



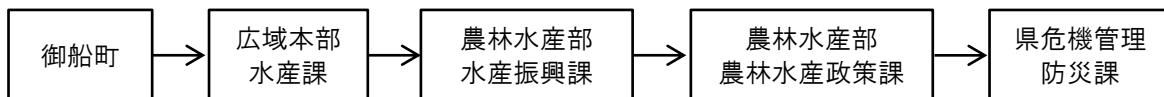
(8) 林業関係被害報告(農林水産業被害取りまとめ要領、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第5条第1項、第2項、規則第2条)



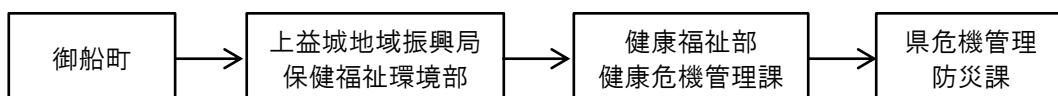
第4章 災害応急対策計画

第6節 情報収集及び被害報告取扱計画

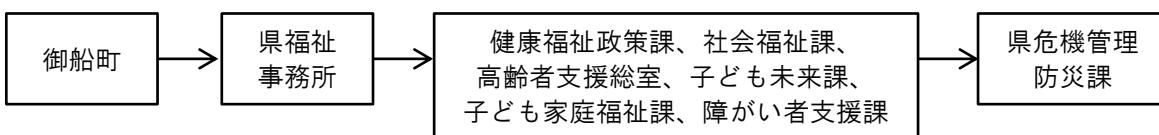
(9) 水産業関係被害報告(水産業被害報告取りまとめ要領)



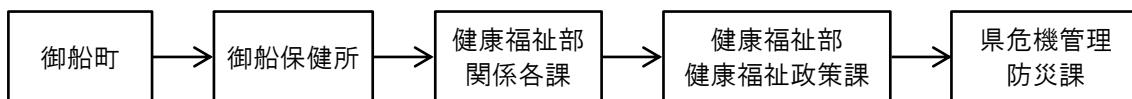
(10) 災害救助関係被害報告(社会局長通知「災害救助法による救助の実施について」)



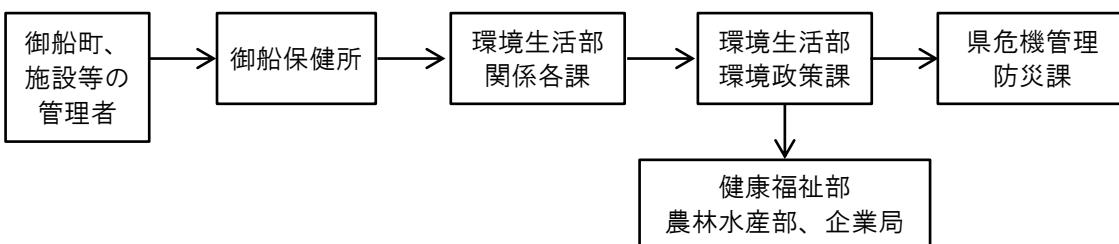
(11) 社会福祉施設、児童福祉施設関係被害報告



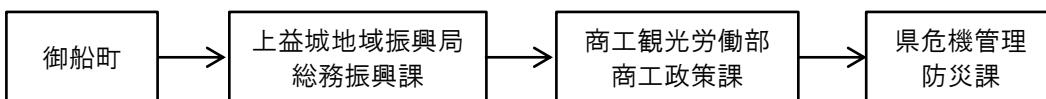
(12) 衛生関係被害報告(医療関係、火葬場、と畜場、保健センター)



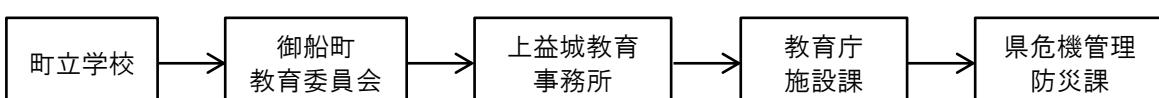
(13) 環境関係被害報告(水質特定施設、水道施設、排水施設、対象事業場、廃棄物処理施設)



(14) 商工関係被害報告(商業、工業、鉱業、船舶)

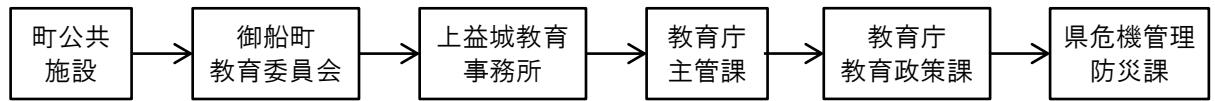


(15) 公立学校施設関係被害報告(文部省管理局長通知「公立学校施設災害復旧費国庫負担事業の事務手続等について」)

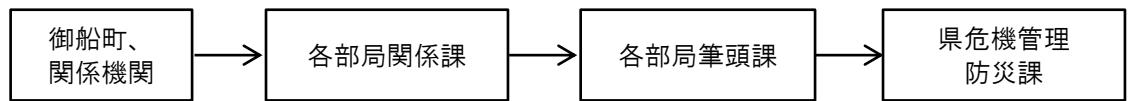


第4章 災害応急対策計画
第6節 情報収集・共有及び被害報告取扱計画

(16) 町の教育関係公共施設(庁舎、社会教育施設、社会体育施設、文化財等)に係る被害報告



(17) その他の被害報告



第4章 災害応急対策計画

第6節 情報収集及び被害報告取扱計画

様式第1号

災害情報			
災害の種別		災害発生日時	
災害発生場所	(グリッド番号)		
発信機関		受信機関	
発信者		受信者	
発信時刻	月 日 時 分		
受 信 事 項			
処 理 事 項			
(注意) 災害情報は、次の事項に留意して報告し、又は報告を受けること。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 人的被害については、その被害の概要(発生日時、場所、被害の原因・状況・消防機関等の出動等)を記載するとともに、死者・行方不明者・重傷者・軽傷者等の被害を受けた個人ごとにそれぞれ住所、氏名、年齢、性別を記載のこと。 2. 住家被害については、その被害の概要(発生日時、場所、被害の原因・状況・消防機関の出動等)を記載するとともに、被害棟数、世帯数、人数を記載すること。 3. 道路の規制状況については、規制の場所、被害の原因を記載すること。 4. 河川、海岸、溜池の護岸堤防、ダム等その他公共施設の危険状況・防災活動状況。 5. 住民の避難について、自主避難・避難勧告等の別、地区名、世帯数、人員、避難場所及び避難の原因等について記載すること。 			

第4章 災害応急対策計画
第6節 情報収集・共有及び被害報告取扱計画

(様式第2号)

被害状況報告(速報・確定)

市町村名			○ 市町村								計	年月日時分現在		摘要		
区分																
1	人の被害	死 者	人											0		
2		行方不明者	人											0		
3		重傷者	人												0	
4		軽傷者	人												0	
5		分類未確定	人												0	
6	被害	全 壊	棟											0		
7			世帯												0	
8		半 壊	人												0	
9			棟												0	
10			世帯												0	
11		床上浸水	人												0	
12			棟												0	
13			世帯												0	
14			人												0	
15			床下浸水	棟												0
16				世帯												0
17		人													0	
18		一部破損	棟												0	
19			世帯												0	
20			人												0	
21		分類未確定	棟												0	
22			世帯												0	
23			人												0	
24	非住家	公共建物	棟											0		
25		その他	棟											0		
26		分類未確定	棟												0	
27	り災世帯数	世帯												0		
28	り災者数	人												0		
29	災害警戒本部等設置日時													0		
30	災害警戒本部等廃止日時													0		
31	災害対策本部設置日時													0		
32	災害対策本部廃止日時													0		
33	消防職員出勤延人数													0		
34	消防団出勤延人数													0		

第4章 災害応急対策計画

市町村名 区分		○ 市 町 村								摘要
35	首長の安否	確認済								
		未確認								
36	職員の参集状況	充足								
		不足								
37	本庁舎の使用の可否	可・否								
38	電力の確保状況	本庁	通電							
			停電							
39		支所等	通電							
			停電							
40	水の確保状況	職員用	充足							
			不足							
41		住民用	充足							
			不足							
42	食料の確保状況	職員用	充足							
			不足							
43		住民用	充足							
			不足							
44	孤立地域の有無		有							
			無							
45		電話	異常なし							
			不通							
46		FAX	異常なし							
			不通							
47		インターネット	異常なし							
			不通							
48		防災行政無線	異常なし							
			不通							
49		防災情報ネットワーク	異常なし							
			不通							

第4章 災害応急対策計画

第6節 情報収集・共有及び被害報告取扱計画

各部局別被害報告

○総務部、企画振興部の被害報告については、他の被害欄に記入すること。

第4章 災害応急対策計画 第6節 情報収集及び被害報告取扱計画

書告報等難避民住

樣式第4号

市町村名(担当者名)	
報告日・時間	

※種別欄には、避難勧告(勧告)、避難指示(指示)、警戒区域設定(設定)、自主避難(自主)のいずれかを記載すること。

解除日時・帰宅日時は、最終結果報告の中で記載するものとする。

第4章 災害応急対策計画
第6節 情報収集・共有及び被害報告取扱計画

様式第5号 災害年報

都道府県

災害名 発生年月日 区分									都道府県 計
人 的 被 害	死 者	人							
	行方不明者	人							
	負傷者	重 傷	人						
		軽 傷	人						
住 家 被 害	全 壊		棟						
			世帯						
			人						
	半 壊		棟						
			世帯						
			人						
	一部破損		棟						
			世帯						
			人						
	床上浸水		棟						
			世帯						
			人						
	床下浸水		棟						
			世帯						
			人						
非住家	公共建物	棟							
	その他	棟							
そ の 他	田	流失・埋没	ha						
		冠 水	ha						
	畑	流失・埋没	ha						
		冠 水	ha						
	学 校	箇所							
	病 院	箇所							
	道 路	箇所							
	橋りょう	箇所							
	河 川	箇所							
	港 湾	箇所							
	砂 防	箇所							
	清掃施設	箇所							
	崖くずれ	箇所							
	鉄道不通	箇所							
	被害船舶	隻							
	水 道	戸							

第4章 災害応急対策計画
第6節 情報収集及び被害報告取扱計画

都道府県

災害名 発生年月日								計
区分								
電 話	回線							
電 気	戸							
ガ ス	戸							
そ の 他	ブロック塀等	箇所						
火 災 発 生	建 物	件						
	危 險 物	件						
	そ の 他	件						
り 災 世 帯 数	世帯							
り 災 者 数	人							
公立文教施設	千円	()	()	()	()	()	()	
農林水産業施設	千円	()	()	()	()	()	()	
公共土木施設	千円	()	()	()	()	()	()	
その他の公共施設	千円	()	()	()	()	()	()	
小 計	千円	()	()	()	()	()	()	
公共施設被害市町村数	団体							
そ の 他	農産被害	千円						
	林産被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
	そ の 他	千円						
被 害 総 額	千円							
都道府県	設 置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	団体	
災害対策本部	解 散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
災害対策本部設置市町村	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	
災害救助法適用市町村	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	
消防職員出動延人数	人	人	人	人	人	人	人	
消防団員出動延人数	人	人	人	人	人	人	人	

第7節 広報計画

町は、災害時における情報及び被害状況等を、報道機関その他を通じて速やかに関係機関並びに住民に周知徹底し、被害の軽減と住民の心の安定を図るものとする。

また、時間の経過とともに変化する被災者のニーズを先取りし、きめ細やかに必要な情報の発信に努めるものとする。

第1 町における広報活動

町は、収集した被害情報及び被災者・避難者に関する対策等について、上益城消防組合の協力を得て車による広報、防災行政無線、有線放送、チラシ、ポスター等により、住民に速やかに周知を図るものとする。

1 広報内容

災害の規模、態様に応じて次の事項を広報するものとする。

- (1) 災害対策本部の設置
- (2) 災害の概況（被害の規模・状況等）
- (3) 台風等に関する情報
- (4) 町及び消防機関の防災体制及び応急措置に関する事項
- (5) 避難指示（指定緊急避難場所・避難路の指示）及び避難時の留意事項
- (6) 電気、ガス、水道等供給の状況、復旧状況
- (7) 防疫に関する事項
- (8) 火災状況
- (9) 医療救護所の開設状況
- (10) 給食・給水実施状況
- (11) 道路、河川等の公共施設被害、復旧状況
- (12) 道路交通等に関する事項、復旧状況
- (13) 一般的な住民生活に関する情報
- (14) 社会秩序の維持及び民心の安定に関する事項
- (15) 二次災害を含む被害の防止に関する事項
- (16) 住民の安否情報
- (17) 医療機関、金融機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連状況
- (18) 交通規制の状況
- (19) 被災者支援に関する情報等
- (20) その他必要な事項

2 広報の方法

広報の実施に当たっては、情報の出所を明確にしたうえで、災害の規模、態様に応じて次の広報手段のうち最も有効かつ適切な方法によるものとする。

広報手段の選択に当たっては、高齢者、障がい者、在日外国人、訪日外国人、児童等要配慮者にも配慮した方法とする。

第4章 災害応急対策計画

第7節 広報計画

また、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等を踏まえ、例えば、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

なお、広報活動に従事するものは安全確保について留意するものとする。

- (1) 広報媒体（広報誌、ホームページ、SNS、チラシ、ポスター等）の利用
- (2) 広報車による広報
- (3) 消防団による広報
- (4) 報道機関（ラジオ、テレビ、新聞等）による広報
- (5) 指定緊急避難場所への職員の派遣
- (6) 自主防災組織等による広報
- (7) その他状況に応じ効果的な方法

第2 住民等からの問合せ対応

町及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不當に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等任命に関わるような災害直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれている場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第3 報道機関への対応

町及び県は、大規模災害時に、災害対策本部員が災害対応に専念できるよう、一元的に報道機関への対応を行う窓口の設置及び情報提供のあり方（発表時間、回数、提供方法等）を検討する。

1 情報発表の要領

- (1) 災害が発生した場合、報道機関に対して必要な場所を開放する。
- (2) 報道機関への情報の発表は、総務部長が行う。
- (3) 公式な情報発表は、原則として1日2回程度とする。

2 情報発表の内容

- (1) 収集した情報及び今後の対策
- (2) その他必要事項

第8節 水防計画

水防計画については、御船町水防計画書に基づき、水防対策の万全を期する。

第1 水防計画の目的

この計画は、水防法第4条に基づき、県知事から指定された指定水防管理団体である御船町が、同法33条の規定に基づき、管内の水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及び水門若しくはこう門の操作、水防のための水防団及び消防機関の活動、他の水防管理団体との協力及び応援並びに水防に必要な器材、資材及び設備及び運用について実施の大綱を示したものである。

第2 水防事務の処理

洪水等に際し、水災を警戒し、防御し及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防法第16条による水防警報の通知を受けたときから、洪水による危険が除去される間、この水防計画に基づいて水防事務を処理するものとする。

詳細は、別冊「水防計画書」の通りである。

第9節 消防計画

災害時における町民の生命、身体及び財産を保護するとともに、被害の拡大を防止し、もって安寧秩序の保持と社会公共の福祉増進を図るものとする。

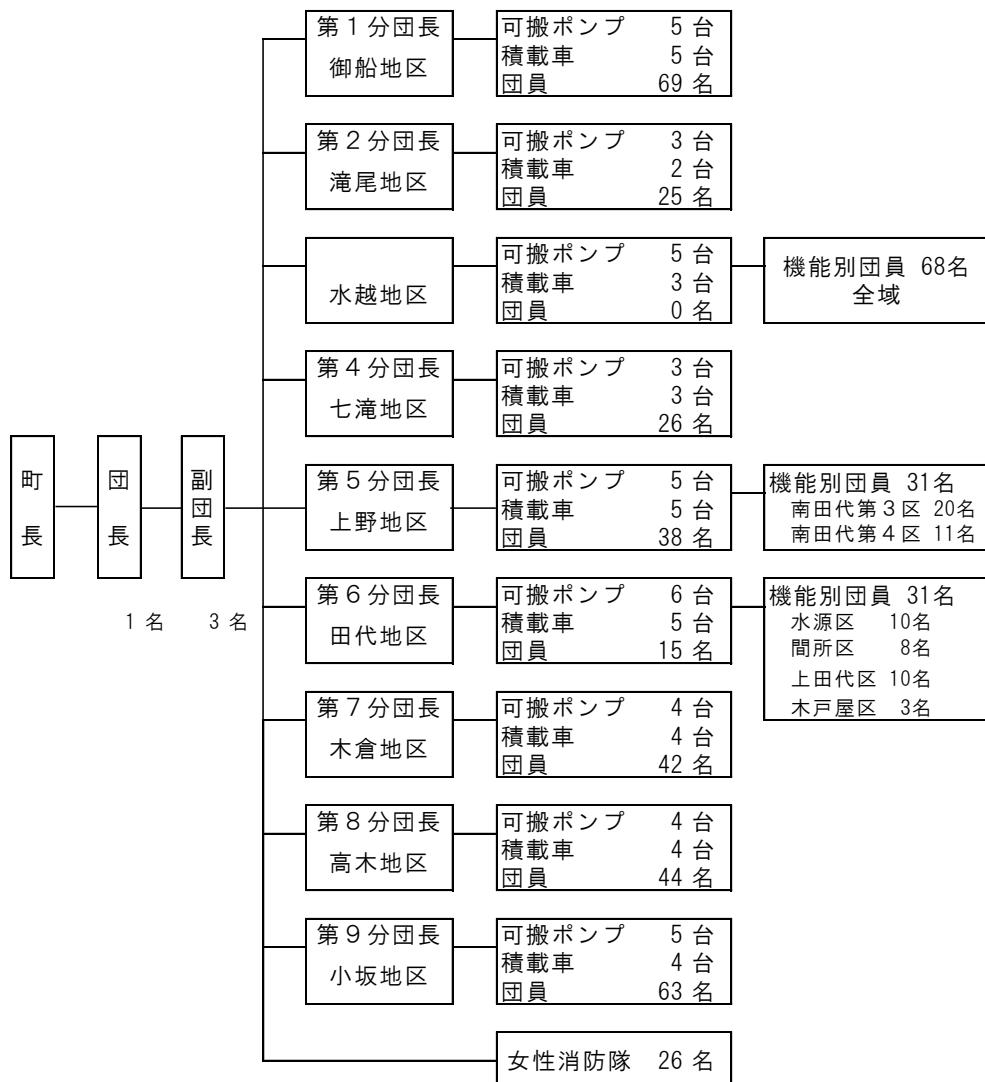
第1 実施機関

町は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第7条に基づき、本町の区域における消防を十分に果たすべき責任を有するとともに、消防の管理は町長が行う。

第2 消防活動計画

町は、消防施設及び消防団員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水災又は地震等の災害を防除し、これらの災害による被害を軽減することをもって活動目的とする。

本町の消防団の組織は次のとおりである。



1 活動体制

大地震発生と同時に速やかに消防団の活動を指示し、消火活動及び災害救助活動に備えるものとする。

2 消防団の活動

(1) 本部

- ① 団長、副団長は対策本部長（町長）と連絡を緊密にし、消防署が人命安全確保のための集中防御、避難防御活動を実施する場合は、一体となって防御にあたるものとする。
- ② 団長、副団長は団員から収集した情報を本部長に報告し、活動の適正を期するものとする。

(2) 分団

- ① 分団長は対策本部と連絡を密にし点線処理防御、残火処理防御を行い火災の発生場所、延焼方向を把握しておくものとする。
- ② 分団長は消防隊に人員不足がある場合は、災害現場に団員を派遣するものとする。
- ③ 分団長は団長（副団長）から命令があった場合は、又は被害甚大で分団個々の活動では効果が認められない場合及び自己分団活動区域内に被害が少なく他からの延焼がない場合は、応援活動するための分団員の集結を命ずる。
- ④ 班長及び団員は、区長、地域住民、一般通行人等から積極的に情報を聴取するとともに自ら火災の発生、延焼状況、建物倒壊、要救助者、消防障害等を重点に状況把握に努め対策本部及び分団長へ連絡報告する。

(3) 女性消防隊

女性消防隊は、令和2年1月に、災害時の支援活動を目的として結成された。災害発生時には、各分団からの情報伝達や情報収集、本部での状況整理、各分団への情報伝達及び物資支給の支援等を行う。今後は、実践的な訓練を行うとともに、子ども達への防災教育等の役割を担うものとする。

(4) 活動要領

消防団員は地域住民と一体的な関係にあり、地震発生時の災害防御の最先隊員として地域住民と協力して確固たる信念のもとに行動し出火防止、初期消火、人命救助を最大の目標に次の諸点を中心に活動するものとする。

① 出火防止と初期消火の徹底

地震直後における出火防止と初期消火の徹底のための住民指導を行う。特に非住家、空家、留守宅、可燃物収集場所等、住民の目の届かない場所の出火防止に配慮する。

② 初期消火活動

初期消火活動は団員が中心となり住民に協力を求めて消火活動にあたる。

③ 重要施設の出火防止

地域内にある最重要施設、延焼拡大危険のある施設に対する重点的出火の防止を行う。

第4章 災害応急対策計画

第9節 消防計画

④ 道路上への物品搬出制限

地域住民が避難に用いる道路上（小道を含む）に持ち出された物品は着火物となり、又避難上の障害となるので搬出を現に制限し、既に搬出された物品の整理を指示する。

⑤ 避難所等の徹底

避難場所、避難路に対しては団員が熟知することは勿論であるが住民に対して周知徹底を図る。

⑥ 救出活動

倒壊家屋、その他の物件の破壊等によって人が挟まれ下敷きとなった場合は、団員が中心となり住民を指揮し救出活動を実施する。

⑦ 情報連絡

分団長、班長は団本部に受け持ち区域の火災発生状況、延焼拡大危険、応援の要否、地域住民の避難状況、特殊災害の発生状況を事態の推移に応じ報告する。

⑧ 消防署への協力

消防署の識者から要請があったときは水源の確保、重要施設方面への転戦、延焼防止線の設定等に協力する。

⑨ 消防水利の確保

団員は受持区域を巡回し防火水槽、池、プール等が建物又は工作物等の破壊により使用不能になっているときは障害物件を排除するとともに防火水槽の開蓋、プール等の防護柵の開放を行い消防水利の確保に努める。

⑩ 避難誘導

団員は受け持ち区域の災害が拡大し危険と認めたときは地域住民に対し打鍾、その他の方法により避難の指示を行う。

⑪ 火災の早期発見に努めるとともに火災を発見した場合は消火器、バケツ等あらゆる消防手段をもってこれを早期に鎮圧する。

⑫ 飛火警戒

団員は、受持区域から火災が発生し炎上拡大したときは飛び火警戒にあたる。

⑬ 資機材の調達確保

小型動力ポンプの燃料等活動上必要な資機材については地域内で調達する。

第3 相互応援協定

町長は、熊本県市町村災害時相互応援に関する協定（平成15年7月23日締結）の円滑な実施を図るため、県下全市町村との連携を図り消防出動体制の確立を図るものとする。

また、町長は、県が策定する熊本県消防広域応援基本計画で定める大規模災害などに応援出動等の措置が迅速かつ的確に行われるよう県内全市町村の応援体制の確立を図る。

第10節 避難収容対策計画

災害のため危険な状態にある住民に対して、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下「避難情報」という。）の発令、伝達、誘導等を実施し、住民の生命及び身体を災害から保護し、民心の安定を図り、もって応急対策を迅速かつ円滑に行うこととする。

第1 実施責任者

災害から住民の生命、身体を保護するための避難指示等の実施責任者は次表のとおりであるが、県知事は、町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町の実施すべき措置の全部又は一部を代行することとする。

なお、町長は、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めのタイミングで避難開始を求めるとともに、高齢者等の者に対して、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令するものとする。

区分	災害の種類	実施責任者
高齢者等避難	全災害	市町村長
避難指示	全災害	市町村長（災害対策基本法第60条）
		警察官（災害対策基本法第61条及び警察官職務執行法第4条）
		災害派遣時の自衛官（自衛隊法第94条）
	洪水災害	県知事又はその命を受けた職員（水防法第29条）
		水防管理者（水防法第29条）
緊急安全確保	地すべり災害	県知事又は、その命を受けた吏員（地すべり等防止法第25条）
	全災害	市町村長

第2 避難指示等の内容

避難指示等の発令に当たっては、次の内容を明示して行うものとする。

なお、町長等は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

- 1 要避難対象地域
- 2 避難先
- 3 避難理由
- 4 避難経路
- 5 避難時の注意事項

指定行政機関（国土交通省、気象庁等）、指定地方行政機関及び県は、町から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

第4章 災害応急対策計画

第10節 避難収容対策計画

また、県は、時機を失すことなく避難指示等が発令されるよう、町に積極的に助言するものとする。さらに、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

第3 避難指示等の伝達方法等

1 避難指示等の伝達方法

避難指示等の伝達は、最も迅速・的確に周知できる方法により実施するが、概ね次の方法によるものとする。

なお、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者や外国人旅行者を含めた一時滞在者等に対しては、あらかじめその特性に応じた伝達方法を講じておくものとする。

- (1) 防災行政無線による伝達周知
- (2) Lアラートによる伝達周知
- (3) J-ALE RTによる伝達周知
- (4) あらかじめ定められた伝達系統組織を通じ、関係者から直接口頭及び拡声器等による伝達周知
- (5) サイレン及び警鐘による伝達周知
- (6) 広報車等（消防団含む）による伝達周知
- (7) 携帯電話メールサービス（エリアメール等）による伝達周知
- (8) 自主防災組織、自治会等による伝達周知
- (9) 報道関係機関を通じての伝達周知

2 避難指示等の伝達計画

町長は、避難指示等の判断・伝達マニュアルを策定し、危険地区ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、日常より危険地区の住民に対し周知徹底しておくものとする。

3 県への報告

町長は、避難指示等を発令した場合、速やかに、その旨を県に報告するものとする。

また、県は、土砂災害警戒情報や記録的短時間大雨情報など重要な気象情報が発表された場合、町に対し、避難指示等の発令状況を適宜確認するものとする。

4 避難指示等の解除

町長は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

なお、国土交通省及び県は、町から避難指示等（土砂災害が発生し、又は発生する恐れがある場合におけるものに限る）の解除に関する助言を求められた場合には、必要な助言を行うものとする。

◆助言を求める防災関係機関

専門機関名	連絡先	備考
-------	-----	----

熊本県 危機管理防災課	096-333-2115	
熊本県 上益城地域振興局	096-282-2111	
熊本地方気象台	096-352-0345	気象に関する助言
熊本河川国道事務所	096-382-1111	

第4 避難指示等の基準

1 避難指示等発令時の状況と住民に求める行動

避難指示等の基準は、「避難情報に関するガイドライン（内閣府）」を参考とし、発令することとする。

◆避難指示等の発令時の状況と住民に求める行動

避難情報等	発令状況	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル3】 高齢者等避難	災害の おそれあり	<ul style="list-style-type: none"> ●危険な場所から高齢者等は避難 ○高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人、その人の避難を支援する者 ○高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。 ○例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示	災害の おそれ高い	<ul style="list-style-type: none"> ●危険な場所から全員避難 ○危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害発生 又は切迫	<ul style="list-style-type: none"> ●命の危険 直ちに安全確保！ ○指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ○ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができると限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

2 避難指示等の基準

避難指示等の基準は、災害の種類及び地域性等により異なるが、概ね基準は次のとおりとする。なお、数値はあくまでも目安であり、数値に振り回されることなく、適切な判断を行うこととする。

(1) 土砂災害の発令基準

① 想定される事態

想定される事態は、「土石流」及び「急傾斜地の崩壊」の発生を想定する。

「地すべり」については、危険性が確認された後、県が緊急調査の結果、土砂災害緊急情報を発表した場合に避難指示等を発令する。

第4章 災害応急対策計画

第10節 避難収容対策計画

② 発令対象地区

土砂災害の避難指示等の対象とする地域は、土砂災害警戒区域・特別警戒区域とし、「熊本県統合型防災情報システム」における「土砂災害危険度情報」を参照し、危険度が高まっている雨量観測局に対して一体となって避難すべき地域毎に発令する。

③ 土砂災害の発令基準

土砂災害における避難指示等は次の基準により発令することとする。

◆避難指示等の発令基準（土砂災害）

避難情報等	判断基準（いずれか1つに該当する場合）	現地情報等による基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、熊本県の土砂災害危険度が【警戒（赤）】となった場合 2：大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早晨に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性があり、夜間に積算雨量80mm以上が予想されているとき 3：強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	近隣で前兆現象が発見される。（湧水、地下水の濁り、量の変化等）
【警戒レベル4】 避難指示	1：土砂災害警戒情報が発表された場合 2：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、熊本県の土砂災害危険度が【危険（紫）】となった場合 3：強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4：強い降雨を伴う前線や台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（暴風警報の発表後速やかに発令） 5：大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 6：土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合	近隣で前兆現象が発見される。（渓流付近で斜面のはらみや崩壊、擁壁・道路等にクラック発生等）
【警戒レベル5】 緊急安全確保	1：大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 2：土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 3：土砂災害の発生が確認された場合 4：山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合 5：避難指示等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合	近隣で土砂災害が発生し、土砂移動現象、前兆現象が発見される。（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）

<参考>土砂災害危険度レベル

危険度レベル	解説
危険度3	現在、スネーク曲線がCLラインを超過している状況。土砂災害発生の恐れがある
危険度2	現在、スネーク曲線が1時間以内にCLライン到達又は超過が予想される状況。避難を完了する目安となる。

危険度 1	現在、スネーク曲線が2時間以内にC-LINE到達又は超過が予想される状況。避難を開始する目安となる。
警戒	実況値又は予測値で、スネーク曲線が警報基準値到達又は超過が予想される状況。避難準備を開始する目安となる。
注意	実況値又は予測値で、スネーク曲線が注意報基準値到達又は超過が予想される状況。今後の雨量に注意が必要となる。

(2) 水害の発令基準

① 想定される事態

水害については、河川の越水等による氾濫を想定する。

② 発令対象地区

水害における避難指示等の発令対象地区は、御船町内で指定されている洪水に関する浸水想定区域を基本とし、浸水想定区域が指定されている河川ごとに分類する。

③ 洪水等の発令基準

水害における避難指示等は、次の基準により発令することとする。

◆避難指示等の発令基準（洪水等）

①御船川（国管理区間）

避難情報等	判断基準（いずれか1つに該当する場合）	対象地区
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1：緑川水系の氾濫警戒情報【御船：避難判断水位 3.00m】が発表され、かつ、水位予測において引き続き水位上昇が発表されている場合 2：洪水の危険度分布が「 避難判断水位の超過に相当（赤） 」で表示された場合 3：河川巡視、通報により堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4：強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	御船地区 小坂地区 高木地区 木倉地区
【警戒レベル4】 避難指示	1：緑川水系の氾濫危険情報【御船：氾濫危険水位 3.60m】が発表され、かつ、水位予測において引き続き水位上昇が発表されている場合 2：洪水の危険度分布が「 氾濫危険水位の超過に相当（紫） 」で表示された場合 3：記録的短時間大雨情報（1時間に 110 mm）が発表され、今後も降雨が継続すると予想される場合 4：河川巡視、住民からの通報により堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 5：強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）、または立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（暴風警報の発表後速やかに発令）	
【警戒レベル5】 緊急安全確保	1：緑川水系の氾濫発生情報【氾濫している可能性】が発表された場合 2：洪水の危険度分布が「 氾濫している可能性（黒） 」で表示された場合 3：大雨特別警報が発表された場合 4：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合	

第4章 災害応急対策計画

第10節 避難収容対策計画

	5：樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合 6：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合	
--	--	--

②御船川（県管理区間）

避難情報等	判断基準（いずれか1つに該当する場合）	対象地区
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1：観測所の水位が避難判断水位【県御船：3.62m】に到達した場合 2：洪水の危険度分布が【警戒（赤）】で表示された場合 3：河川巡視、通報により堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4：強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	御船地区 滝尾地区 七滝地区 水越地区
【警戒レベル4】 避難指示	1：観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）【県御船：3.93m】に到達した場合 2：洪水の危険度分布が【非常に危険（うす紫）】で表示された場合 3：記録的短時間大雨情報（1時間に110mm）が発表され、今後も降雨が継続すると予想される場合 4：河川巡視、住民からの通報により堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 5：強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）、または立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（暴風警報の発表後速やかに発令）	
【警戒レベル5】 緊急安全確保	1：観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達した場合 2：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれがある場合 3：大雨特別警報が発表された場合 4：樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合 5：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）	

③矢形川

避難情報等	判断基準（いずれか1つに該当する場合）	対象地区
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1：観測所の水位が避難判断水位【落合橋：3.65m】に到達した場合 2：洪水警報の危険度分布で、当該区間が【警戒（赤）】で表示された場合 3：河川巡視、通報により堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4：強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	御船地区 小坂地区 高木地区 木倉地区 上野地区 田代西部

		地区
【警戒レベル4】 避難指示	1：観測所の水位が氾濫危険水位【落合橋：3.76m】に到達した場合 2：洪水警報の危険度分布で、当該区間が【非常に危険（うす紫）】で表示された場合 3：河川巡視、通報により堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 4：強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点での発令）、または立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（暴風警報の発表後速やかに発令）	田代東部地区
【警戒レベル5】 緊急安全確保	1：観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達した場合 2：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 3：樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合 4：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）	

④その他河川

避難情報等	判断基準（いずれか1つに該当する場合）
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1：洪水警報の危険度分布で、当該区間が【警戒（赤）】で表示された場合 2：河川巡視、通報により堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3：強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル4】 避難指示	1：洪水警報の危険度分布で、当該区間が【非常に危険（うす紫）】で表示された場合 2：河川巡視、通報により堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 3：強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点での発令）、または立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（暴風警報の発表後速やかに発令）
警戒レベル5】 緊急安全確保	1：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 2：樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合 3：大雨特別警報（浸水害）が発表された場合 4：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）

第5 避難の誘導

町は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

第4章 災害応急対策計画

第10節 避難収容対策計画

また、町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要と認める地域の必要と認める居住者に対し、避難のための立退きを指示することができるとしている。

(1) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生の恐れのある場所を避け、安全な経路を選定すること。

(2) 危険な地点には標示やなわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。

(3) 住民に対して、高齢者、障がい者、児童、妊産婦、外国人等の避難行動要支援者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること。

なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、水平・垂直避難等の屋内での待避等の安全確保措置を指示することができるものとする。

第6 指定緊急避難場所及び指定避難所

町長は、各種災害時における条件を考慮して、地区ごとの避難予定場所を定め、その所在、名称、概況、収容可能人員等を把握しておくものとする。

御船町における指定緊急避難場所及び指定避難所は次の通りとするが、災害の内容や状況に応じて誘導指示を行うものとする。

◆指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

地区	番号	施設名称	住所	収容人数 (1人当たり3m ²)	災害種別(※)			指定 避難所	備考
					洪水	土砂 災害	地震		
御船	1	スポーツセンター	木倉1176-1	1609	△	○	○	●	洪水の場合2階以上
	2	カルチャーセンター (福祉避難所兼)	木倉1168	747	△	○	○	●	洪水の場合2階以上
	3 御船小学校	校舎	滝川3	864	△	△	△	●	2階以上
		運動場		—	—	—	○		
		体育館		327	○	○	○	●	
	4 御船中学校	校舎	辺田見55	1066	△	○	○	●	洪水の場合2階以上
		運動場		—	—	—	○		
		体育館		538	△	○	○	●	洪水の場合2階以上
	5	御船町商工会	御船923	70	×	○	○		
	6	御船分館	御船851-7-2	75	×	○	×		
	7	御船昭和保育園	御船779	208	△	○	○		洪水の場合2階以上
滝尾	8	(有)ホンダ介護サービ スセンター	御船820	70	×	○	○	●	状況により使用不可
	9	町民憩いの家	御船726	74	×	○	○	●	状況により使用不可
	10	上益城消防署	辺田見169	700	○	○	○	●	
	11	ふれあい広場	辺田見100	—	×	○	○		
	12 滝尾小学校	校舎	滝尾934-1	411	△	△	△	●	2階以上
		運動場		—	—	—	○		
		体育館		99	×	×	△	●	状況により使用不可
	13	滝尾分館	滝尾1025-1	31	△	×	×		状況により使用不可
	14	滝尾幼稚園	滝尾6257-9	48	○	○	○		
	15	熊本県農業研究セン ターカフェ	滝尾5450	53	○	○	○	●	

第4章 災害応急対策計画

第10節 避難収容対策計画

地区	番号	施設名称		住所	収容人数 (1人当たり3m ²)	災害種別(※)			指定避難所	備考
						洪水	土砂災害	地震		
水越	16	水越社会教育センター(旧水越小学校)	校舎	水越2449	432	○	○	○	●	
			運動場		—	—	—	○		
			体育館		120	○	○	○	●	
	17	水越分館		水越4152-3	31	○	○	×		
七滝	18	七滝社会教育センター(旧七滝小学校)	運動場	七滝2555-2	—	—	—	○		
			体育館		120	○	○	○	●	
			七滝分館		31	○	○	×	●	
上野	20	七滝中央小学校	校舎	上野1500	448	○	○	○	●	
			運動場		—	—	—	○		
			体育館		99	○	○	○	●	
	21	上野保育園		上野1519-2	100	○	○	○		
	22	上野分館		上野2226	95	○	○	○	●	
	23	南田代公民館		上野	18	○	○	×		
田代東部	24	田代東部社会教育センター(旧田代東部小学校)	運動場	田代4984	—	—	—	○		
			体育館		150	○	○	○	●	
	25	緑の村(管理棟)		田代8405-24	100	○	○	○	●	
	26	田代東部分館		上野5191-3	35	○	○	○	●	
田代西部	27	第二明星学園田代西部福祉センター(旧田代西部小学校)	校舎	田代1842-4	—	○	×	×	●	
			運動場		—	—	—	○		
			体育館		280	○	×	×	●	
	28	北田代分館		田代1032-3	35	○	○	○	●	
木倉	29	木倉小学校	校舎	木倉954	370	○	○	○	●	
			運動場		—	—	—	○		
			体育館		102	○	○	○	●	
	30	御船高等学校	校舎	木倉1253	1400	○	○	○	●	
			運動場		—	—	—	○		
			体育館		510	○	○	○	●	
	31	木倉分館		木倉812-1	29	○	○	×		
	32	若葉保育園		木倉1416	150	○	○	○		
高木	33	高木小学校	校舎	高木1633	453	○	○	○	●	
			運動場		—	—	—	○		
			体育館		99	○	○	○	●	
小坂	34	小坂小学校	校舎	小坂2193-2	589	○	○	○	●	
			運動場		—	—	—	○		
			体育館		300	○	○	○	●	
	35	小坂分館		陣2016-2	36	○	○	×		
	36	陣多目的集会所		陣1966-3	37	○	○	×		
	37	ぎんなん幼愛園		陣1234	128	○	○	×		

この一覧に示している施設は、すべて指定緊急避難場所に指定
(※) ○: 使用可、×: 使用不可、△: 条件付き使用可

第4章 災害応急対策計画

第10節 避難収容対策計画

第7 避難所の開設及び収容

災害救助法が適用された場合の避難所の開設及び収容等の基準は、同法及び運用方針によるが、その概要は次の通りであり、同法が適用されない場合もこれに準じて行うものとする。

なお、避難所への収容においては、要配慮者の特性に可能な限り配慮するものとし、場合によっては、病院や社会福祉施設等への収容についても検討を行うものとする。

1 避難所の安全性の確認及び速やかな避難所開設

町長は、安全性を確認した上で、あらかじめ指定していた施設において速やかに指定避難所を開設するものとする。

ただし、安全性の確認の結果、災害の様相が深刻で、町内では避難所を設置できない場合には、隣接市町村と協議し、収容の委託あるいは隣接市町村の建物・土地を借り上げて避難所を開設するものとする。

2 収容の対象者

避難所に収容する者は、災害により現に被害を受け、又は被害を受ける恐れのある者並びに避難指示等が発令された場合等で、現に被害を受ける恐れのある者に限り収容するものとする。

3 収容施設等

町は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。

また、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として利用することも検討するものとする。

避難所は、学校、公民館等の公共施設等を応急的に整備して使用するものとするが、これらがない場合又はこれらでは充足できない場合は、その他の既存の建物を、既存の施設が得難い場合は、野外に仮設物又は天幕等を設置して避難所とする。

既存の建物を利用する場合、耐震、耐火、鉄筋構造の建物を優先し、できる限り生活面でバリアフリー化された施設を利用し、そうでない施設では、障がい者用トイレ、スロープの仮設に配慮する。

4 住民への周知

避難所を設置したときは、速やかに被災者にその場所を周知徹底し、避難所に収容すべきものを誘導し、保護しなければならない。

また、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

5 避難所運営職員の配置

避難所を設置した場合、各避難所にはその維持管理のため、責任者（原則として町職員）を定めるものとする。

なお、避難所運営職員については、男女共同参画など多様な視点への配慮の観点から、男女双方の派遣に努めるものとする。

6 避難者の把握、避難所開設の報告

町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、あらかじめ定めていた避難者カード等により避難者の把握を行うものとし、県は直ちにその情報を国（内閣府等）に共有するよう努めるものとする。

なお、避難所開設の報告に当たっては、あらかじめ定めていた「避難所開設報告書」により行うものとする。

- (1) 避難所開設の日時及び場所
- (2) 箇所数及び収容人員
- (3) 開設予定時間

特に、避難者数や健康状況等の情報については、救援物資の手配や、健康管理、こころのケアの体制づくり等につながるため、避難所運営職員等と緊密に連絡を取り合い、情報収集の強化を図るものとする。

7 避難所の管理運営

- (1) 町は、避難所運営マニュアル等を作成し、避難所を適切に管理運営するものとし、運営の際は、他自治体からの派遣職員や避難所運営のノウハウを有するNPO・ボランティア等の外部支援者等の活用についても検討するものとする。
- (2) 町は、避難所運営の役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自動的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。
- (3) 自主防災組織は、町職員が行政にしかできない災害対応業務に注力できるように、地区内の避難所における積極的な管理運営に努めるものとする。
- (4) 町は、自治会や自主防災組織、消防団、NPO、ボランティア等と連携して、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握を行うとともに、車中避難者を含む避難所以外の被災者に係る情報の把握に努め、得られた情報の共有を図り、県や支援団体と協力して支援活動全体を調整する仕組みを構築する。

また、情報の把握に当たっては、関係機関が持つ情報を一元化した被災者台帳の整備を行うものとし、県が整備を支援する被災者台帳を活用する。

- (5) 食料や生活必需品等のニーズを把握するとともに、指定避難所を拠点とした物資供給体制の構築やその周知に努めるものとする。
- (6) 町は、避難所における生活環境に注意を払い、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努めるものとする。

特に、感染症流行時において災害が発生した場合には、通常の災害発生時よりも多くの避難所を開設するなど、避難所が過密状態とならない環境の確保に留意するものとする。

併せて、災害の状況や地域の実情に応じ、避難者に対する手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底、避難所内の十分な換気、避難者同士の十分なスペースの確保に努めるものとする。

また、感染症の症状が出た者のための専用スペースやトイレを確保し、他の避難者とゾーンや動線を区分するなど、感染症の予防・まん延防止のための対策を行うものとする。

- (7) 町及び県は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、総務課と健康づくり保険課が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。自宅

第4章 災害応急対策計画

第10節 避難収容対策計画

療養者が指定避難所に避難する可能性を考慮し、健康づくり保険課は、総務課に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

(8) 町は、避難所の運営における男女共同参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少數者の視点等に配慮するものとする。特に、乳幼児のいる世帯用エリア、女性のみの世帯用エリアの確保、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室、相談窓口の設置、や生理用品・女性用下着の女性による配布、女性用トイレの配置、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保や利用しやすい相談体制の構築など、女性や子育て家庭等のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。

また、食事の提供の際は、乳幼児、アレルギー疾患患者等の把握を行うとともに、必要な食料確保等を行うものとする。

(9) 町は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。

また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

(10) 町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

(11) 避難期間が長期化する場合、町及び県は、精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころのケアも行うものとする。

(12) 夏期には扇風機等、冬期には暖房器具等を設置するなど、季節や環境を考慮し、快適な環境の確保に努めるものとする。

(13) 町は、仮設トイレの供給体制の整備を進めるなど、トイレの不足が生じないように努めるものとする。なお、県は、町からの要請を受けたときは、し尿処理業者で構成する災害ボランティア協定締結団体に対する協力要請について必要な連絡調整及び助言を行うものとする。

(14) 町は、避難所の衛生環境に支障が生じないよう、避難所付近にゴミの臨時収集場所を設けることや、速やかなゴミ処理を進めるものとする。

(15) 町は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

(16) 町は、警察及びボランティア団体等と連携し、避難所の防犯活動を推進するものとする。

(17) 町は避難者の通信手段の確保のため、特設公衆電話の整備に努めるものとする。

8 災害救助法が適用された場合の留意事項

避難所開設の期間は、原則として最大限7日以内とする。

県は、町が開設する避難所が災害救助法の基準を超える場合には、内閣総理大臣との協議が必要となるため、町の避難所開設状況を把握しておくものとする。

第8 車中避難者を含む避難所以外における避難者への対応

町は、自治会や自主防災組織、消防団、防災士、NPO、ボランティア等を連携して、車中避難者を含む避難所以外の避難者（以下「避難所外避難者」という。）の情報を把握し、必要に応じて避難所への誘導を行うものとする。

また、町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、自治会や自主防災組織、消防団、防災士、NPO、ボランティア等と連携して食料等必要な物資を配布するとともに、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、インターネットやメールサービス等の方法による正確な情報の伝達等を行い、その生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

なお、避難所外避難者が生じることを想定し、物資の支援や情報提供を行うため、避難先となり得る施設・場所のリストアップや住民自ら避難状況を報告する仕組みづくりなど避難所外避難者の把握に係る具体的な対策をあらかじめ整理しておくものとする。

第9 避難行動要支援者に対する対策

1 安否確認、救助活動

町は、あらかじめ把握している避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、民生委員・児童委員、近隣住民、自主防災組織、福祉団体等の避難行動支援者の協力を得て、避難行動要支援者の安否確認、救助活動を実施するものとする。

なお、避難行動要支援者名簿の作成要領等については、第3章「災害予防計画」第13節「避難行動要支援者等支援計画」に示す。

また、消防機関等は、救助に当たって避難行動要支援者の救助に配慮するものとする。

2 熊本県災害派遣福祉チーム（熊本D C A T）の派遣

県は、災害発生時に高齢者、障がい者等の要配慮者の支援活動を行う必要があると判断した場合は、熊本県災害派遣福祉チーム（熊本D C A T）を指定避難所、福祉避難所等に派遣する。

3 情報の提供

町は、指定避難所、福祉避難所等においては、要配慮者に円滑に情報伝達ができるように障がい等の状況に応じて、文字放送用テレビやファクシミリ等を設置するほか、必要に応じて手話や外国語の通訳、視覚障がい児者をサポートする人など専門的支援者の確保に努めるものとする。

また、要配慮者の特性に応じて、例えば、要約筆記や点字、ひらがなやカタカナ等がわかりやすい言葉による表現、絵や写真の提示など、多様な手段による情報提供がなされるよう配慮に努めるものとする。

4 生活の支援

（1）相談体制の整備

町は、指定避難所、保健センター、社会福祉協議会等に相談窓口を設置し、高齢者や障がい者などの要配慮者の相談に応じるとともに、必要な支援のニーズ把握を行うものとする。なお、窓口には、ファクシミリ等の機器の設置や通訳等の配置についての配慮が必要である。

第4章 災害応急対策計画

第10節 避難収容対策計画

また、相談窓口に来られない人に対しては、避難所や自宅等を巡回して声を掛け、各種相談等に応じるとともに、必要な支援のニーズ把握を行うものとする。

(2) 心身両面の健康管理

要配慮者の中には、特に健康面の配慮が必要である者がいる可能性が高いことから、医師、薬剤師、保健師、看護師等が避難所や自宅等を巡回し、健康状態の確認や各種相談に応じるとともに、医療ケア等を行うものとする。

また、大規模災害発生後は、大きなショックや強い不安感を感じたり、長引く避難所生活の中でストレスが蓄積するなど、精神的な大きな負担を強いられるので、精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころのケアを行うものとする。

5 社会福祉施設等における介護職員等の確保

町は、社会福祉施設等において介護職員等の不足がないか把握の上、必要な場合は、県及び関係団体等と連携して応援派遣の要請を行うなど、介護職員等の確保に関する支援を行うものとする。

6 訪問入浴や福祉用具の提供等における円滑な実施に係る支援

町内の社会福祉施設等において訪問入浴や福祉用具の提供等が行われる場合は、町は、円滑に実施されるよう支援を行うとともに、その周知に努めるものとする。

第10 外国人に係る対策

町及び県は、在日外国人と訪日外国人とは行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備に努めるとともに、その円滑な避難誘導体制の構築に努めるものとする。

1 安否確認、救助活動

警察、自主防災組織及び自治会等の協力を得て、外国人の安否確認や救助活動を行うものとする。

2 情報の提供

避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、外国人に配慮して継続的な情報の提供を行うものとする。

避難所にあっては、食料配布場所等の情報を外国語で表記する等の配慮を行うものとする。

第11 広域避難

町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、同一県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

また、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

町、県及び関係機関（指定行政機関、公共機関）は、避難者のニーズを十分に把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

第12 防火対象物等における避難対策等

学校、病院、工場、事業所等その他消防法による防火対象物の防火管理者は、多数の者が出入りする施設として、災害時の避難対策を十分講じておくものとする。

特に、学校、保育園においては、次の応急措置等を実施するものとする。

1 実施方法（教育委員会及びこども未来課）

- (1) 教育長及びこども未来課長は、災害の種別、程度を速やかに各関係校長、各関係保育園長に通報し、必要な避難措置をとらせるものとする。
- (2) 校長・保育園長は、教育長及びこども未来課長の指示のもとに、又は緊急を要する場合は、速やかに児童・園児を安全な場所に避難させるものとする。
- (3) 児童・園児が管理外にある場合は、教育長及びこども未来課長は、状況を判断して臨時休校、救援等の措置を講ずるものとする。

2 実施要領

- (1) 教育長及びこども未来課長の避難の指示等は、教育長及びこども未来課長は、状況を判断して臨時休校、休園等の措置を講ずるものとする。
- (2) 教育長及びこども未来課長の避難の指示等に際しては、災害種別、災害の発生の時期及び災害発生場所等を考慮に入れて、危険が迫っている施設から順次指示するものとする。
- (3) 避難が比較的長期にわたると思われるときは、避難指示の段階において児童・園児を保護者のもとに誘導し、引き渡すものとする。
- (4) 児童・園児の避難順位は、低学年、疾病者等を優先して行うものとする。
- (5) 災害の種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めておくものとする。

3 留意事項

- (1) 教育長及びこども未来課長は各関係学校、各関係保育園への連絡及び通報は、迅速かつ適確に行いうよう、平素から連絡網を整備しておくものとする。
- (2) 校長、保育園長は、次の事項について計画し、集団避難が安全かつ迅速に行われるようにするものとする。
 - ① 災害の種別に応じた避難指示等の伝達方法
 - ② 避難場所の指定
 - ③ 避難順位及び避難場所までの誘導責任者
 - ④ 児童・園児の携行品

第4章 災害応急対策計画

第10節 避難収容対策計画

⑤ 余裕のある場合の書類、備品等の搬出計画

(3) 危険な校舎及び高層建築の校舎については、特に平素から非常口を確認し、緊急時に使用できるよう整備しておくものとする。

(4) 災害が、構内、園内、又は付近に発生した場合は、学校長、保育園長は、速やかに関係機関に通報するものとする。

(5) 災害の種別、程度により、児童・園児を家庭に帰宅させる場合は、次の方法によるものとする。

① 地区担任教師の誘導を必要とする場合は、地区毎に安全な場所まで誘導するものとする。

② 地区毎に児童・生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険場所（がけ崩れ、危険な橋、堤防等）の通行は避けるよう配慮するものとする。なお、保育園児は、集団下校させない。

(6) 児童・園児が家庭にある場合の臨時休校の通告、連絡等の方法は、保護者、児童、園児に周知徹底しておくものとする。

(7) 学校長、保育園長は、災害種別に応じた避難訓練を、平素から実施するものとする。

4 学校が地域の避難所となる場合の留意事項

(1) 避難所になった学校の学校長は避難所に供する施設、設備の安全を確認し、避難した者に対して、その利用について必要な指示をするものとする。

(2) 学校長は、施設及び設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急教育計画を作成し、応急教育の開始時期及び方法を確実に児童・生徒等及び保護者に連絡するものとする。

(3) 全児童・生徒等を学校に同時に収容できない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用して分散授業を行う等の措置を講じるものとする。

(4) 避難が長期間となる恐れがある場合は、町長は学校長と協議し、学校教育上支障とならないように必要な措置を講じるものとする。この場合において、教育長が、教育活動の再開に当たり、学校を支援する必要があると判断したとき、教職員で構成する支援チームを派遣する。

第13 広域一時滞在

町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町外への広域的な避難、避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町村への受け入れについては当該市町村に直接協議し、他県の市町村への受け入れについては県に対し当該他県との協議を求めることができる。

第14 被災者等への的確な情報活動関係

町及び県は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の自治体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

第11節 災害救助法等の適用計画

災害が発生した場合において、一定規模以上の災害に関しての救助については、災害救助法が適用されるが、同法の適用要領は概ね次の通りである。

第1 災害救助法の適用

1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条の定めるところによる。すなわち、災害救助法の対象となる程度の災害は、次のいずれかに該当する災害となる。

- (1) 市町村の区域内の人口に応じ、下表のA欄に定める数以上の世帯数の住家が減失したとき。
- (2) 県の区域内の住家1,500世帯以上減失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じて減失家の世帯数が下表のB欄の世帯数以上に達したとき。

市町村の区域内の人口	A	B
5,000人未満	30世帯	15世帯
5,000人以上 15,000人未満	40 "	20 "
15,000人以上 30,000人未満	50 "	25 "
30,000人以上 50,000人未満	60 "	30 "
50,000人以上 100,000人未満	80 "	40 "
100,000人以上 300,000人未満	100 "	50 "
300,000人以上	150 "	75 "

- (3) 県の区域内の住家が減失した世帯の数が、7,000世帯以上であって、市町村の区域内の被害世帯数が多数であり救助を必要とするとき。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が減失したものであること。
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合であること。
- (6) 大規模な災害発生のおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、本県がその所管区域に該当し、県内市町村において救助を必要とすると判断されること。

2 被害世帯の算定基準

(1) 被災世帯の算定

住家が減失した世帯の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等若しくは損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の減失した1世帯とみなす。

(2) 住家の減失等の認定

第4章 災害応急対策計画

第11節 災害救助法等の適用計画

本章第6節「情報収集及び被害報告取扱計画」中の「第9 被害報告取扱要領」に基づく。

(3) 世帯および住家の単位

本章第6節「情報収集及び被害報告取扱計画」中の「第9 被害報告取扱要領」に基づく。

3 救助法の適用手続

災害に際し、御船町における災害が、1の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、町長は、熊本県上益城地域振興局長を経由して直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

第2 救助の種類及び実施方法

救助の種類	救助の程度、方法及び期間
1. 避難所の供与	<p>(1) 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受ける恐れのある者に供与するものとる。</p> <p>(2) 避難所は、学校、公民館等既存の建物を利用することを原則とするが、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。</p> <p>(3) 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として、1人1日当たり330円以内とする。</p> <p>(4) 福祉避難所（高齢者、障がい者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、(3)の金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができるものとする。</p> <p>(5) 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができるものとする。</p> <p>(6) 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p>
2. 応急仮設住宅の供与	<p>応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型仮設住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「借上型仮設住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与するものとする。</p> <p>(1) 建設型仮設住宅</p> <p>ア 建設型仮設住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用する事が困難な場合は、民有地を利用する事が可能であるものとする。</p> <p>イ 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材 料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内とする。</p> <p>ウ 建設型仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場</p>

第4章 災害応急対策計画

第11節 災害救助法等の適用計画

救助の種類	救助の程度、方法及び期間
	<p>合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できるものとする。</p> <p>エ 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型仮設住宅として設置できるものとする。</p> <p>オ 建設型仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。</p> <p>カ 建設型仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限（2年以内）までとする。</p> <p>キ 建設型仮設住宅の供与終了に伴う建設型仮設住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。</p> <p>(2)借上型仮設住宅</p> <p>ア 借上型仮設住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて(1)イに定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。</p> <p>イ 借上型仮設住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。</p> <p>ウ 借上型仮設住宅を供与できる期間は、(1)カと同様の期間とする。</p>
3. 炊き出しその他のによる食品の給与	<p>(1)炊き出しその他のによる食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。</p> <p>(2)炊き出しその他のによる食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。</p> <p>(3)炊き出しその他のによる食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり1,160円以内とする。</p> <p>(4)炊き出しその他のによる食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p>
4. 飲料水の供給	<p>(1)飲料水の供給は、災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。</p> <p>(2)飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>(3)飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p>
5. 被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	<p>(1)被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）等により、生活上必要な被服、寝具その他の生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。</p> <p>(2)生活必需品の給与等は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。</p> <p>ア 被服、寝具及び身の回り品</p>

第4章 災害応急対策計画

第11節 災害救助法等の適用計画

救助の種類	救助の程度、方法及び期間																																										
	<p>イ 日用品 ウ 炊事用具及び食器 エ 光熱材料</p> <p>(3)生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額以内とすること。この場合においては、季別は、夏季（4月から9月までの期間をいう。）及び冬季（10月から3月までの期間をいう。）とし、災害発生の日をもって決定する。</p> <p>ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>季別</th><th>1人世帯の額</th><th>2人世帯の額</th><th>3人世帯の額</th><th>4人世帯の額</th><th>5人世帯の額</th><th>世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td><td>18,800円</td><td>24,200円</td><td>35,800円</td><td>42,800円</td><td>54,200円</td><td>7,900円</td></tr> <tr> <td>冬季</td><td>31,200円</td><td>40,400円</td><td>56,200円</td><td>65,700円</td><td>82,700円</td><td>11,400円</td></tr> </tbody> </table> <p>イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>季別</th><th>1人世帯の額</th><th>2人世帯の額</th><th>3人世帯の額</th><th>4人世帯の額</th><th>5人世帯の額</th><th>世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td><td>6,100円</td><td>8,300円</td><td>12,400円</td><td>15,100円</td><td>19,000円</td><td>2,600円</td></tr> <tr> <td>冬季</td><td>10,000円</td><td>13,000円</td><td>18,400円</td><td>21,900円</td><td>27,600円</td><td>3,600円</td></tr> </tbody> </table> <p>(4)生活必需品の給与等は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。</p>	季別	1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額	4人世帯の額	5人世帯の額	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額	夏季	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	7,900円	冬季	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	11,400円	季別	1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額	4人世帯の額	5人世帯の額	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額	夏季	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	2,600円	冬季	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	3,600円
季別	1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額	4人世帯の額	5人世帯の額	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額																																					
夏季	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	7,900円																																					
冬季	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	11,400円																																					
季別	1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額	4人世帯の額	5人世帯の額	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額																																					
夏季	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	2,600円																																					
冬季	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	3,600円																																					
6. 医療	<p>(1)医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。</p> <p>(2)医療は、救護班において行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができるものとする。</p> <p>(3)医療は、次の範囲内において行うものとする。</p> <p>ア 診療 イ 薬剤又は治療材料の支給 ウ 処置、手術その他の治療及び施術 エ 病院又は診療所への収容 オ 看護</p> <p>(4)医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。</p> <p>(5)医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とする。</p>																																										
7. 助産	<p>(1)助産は、災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。</p> <p>(2)助産は、次の範囲内において行うものとする。</p> <p>ア 分べんの介助 イ 分べん前及び分べん後の処置 ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給</p> <p>(3)助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費</p>																																										

第4章 災害応急対策計画

第11節 災害救助法等の適用計画

救助の種類	救助の程度、方法及び期間
	<p>とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とする。</p> <p>(4)助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。</p>
8. 被災者の救出	<p>(1)被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものとする。</p> <p>(2)被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とする。</p> <p>(3)被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から3日以内とする。</p>
9. 被災した住宅の応急修理	<p>(1)被災した住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊若しくは半焼、又は半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。</p> <p>(2)被災した住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、次のとおりとする。</p> <p>【大規模半壊・中規模半壊・半壊】1世帯当たり 595,000円以内 【準半壊】1世帯当たり 300,000円以内</p> <p>(3)被災した住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了することとする。</p>
10. 生業に必要な資金の貸与	<p>(1)生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。</p> <p>(2)生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。</p> <p>(3)生業に必要な資金として貸与できる額は、次の額以内とする。</p> <p>ア 生業費 1件当たり 30,000円 イ 就職支度費 1件当たり 15,000円</p> <p>(4)生業に必要な資金の貸与は、次の条件を付すものとする。</p> <p>ア 貸与期間 2年以内 イ 利子 無利子</p> <p>(5)生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1月以内に完了しなければならない。</p>
11. 学用品の給与	<p>(1)学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学校部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものとする。</p> <p>(2)学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。</p> <p>ア 教科書</p>

第4章 災害応急対策計画

第11節 災害救助法等の適用計画

救助の種類	救助の程度、方法及び期間
	<p>イ 文房具 ウ 通学用品 (3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。</p> <p>ア 教科書代</p> <p>①小学校児童及び中学校生徒教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費</p> <p>②高等学校等生徒正規の授業で使用する教材を給与するための実費</p> <p>イ 文房具費及び通学用品費</p> <p>①小学校児童 1人当たり 4,500円 ②中学校生徒 1人当たり 4,800円 ③高等学校等生徒 1人当たり 5,200円</p> <p>(4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。</p>
12. 埋葬	<p>(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。</p> <p>(2) 埋葬は、原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行う。</p> <p>ア 棺(附属品を含む。) イ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。) ウ 骨つぼ及び骨箱</p> <p>(3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人(12歳以上)215,200円以内、小人(12歳未満)172,000円以内とする。</p> <p>(4) 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。</p>
13. 死体の捜索	<p>(1) 死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。</p> <p>(2) 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とする。</p> <p>(3) 死体の捜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。</p>
14. 死体の処理	<p>(1) 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。</p> <p>(2) 死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。</p> <p>ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 イ 死体の一時保存 ウ 検案</p> <p>(3) 検案は、原則として救護班において行うものとする。</p> <p>(4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。</p> <p>ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,500円以内とする。</p> <p>イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり5,400円以内とすること。この場合において、死体の一時保</p>

第4章 災害応急対策計画

第11節 災害救助法等の適用計画

救助の種類	救助の程度、方法及び期間
	<p>存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができるものとする。</p> <p>ウ 救護班において検査をすることのできない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。</p> <p>(5)死体の処理は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。</p>
15. 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	<p>(1)災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。</p> <p>(2)障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が137,900円以内とする。</p> <p>(3)障害物の除去は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。</p>
16. 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	<p>(1)救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。</p> <p>ア 被災者の避難に係る支援 イ 医療及び助産 ウ 被災者の救出 エ 飲料水の供給 オ 死体の搜索 カ 死体の処理 キ 救済用物資の整理配分</p> <p>(2)救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>(3)救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。</p>
17. 実費弁償	<p>(1)災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）第4条第1号から第4号までに規定する者</p> <p>ア 日当 　　災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の統括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定めるものとする。 イ 時間外勤務手当 　　職種ごとに、アに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。 ウ 旅費 　　職種ごとに、アに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、各都道府県の職員に対する旅費の支給に関する条例において定める額以内とする。</p> <p>(2)令第4条第5号から第10号までに規定する者 　　業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3</p>

第4章 災害応急対策計画

第11節 災害救助法等の適用計画

救助の種類	救助の程度、方法及び期間
18. 救助事務費	<p>の額を加算した額以内とする。</p> <p>(1) 救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 時間外勤務手当 イ 賃金職員等雇上費 ウ 旅費 エ 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。） オ 使用料及び賃借料 カ 通信運搬費 キ 委託費 <p>(2) 各年度において、(1)の救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る(1)アからキまでに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のアからキまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからキまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 3,000万円以下の部分の金額については100分の10 イ 3,000万円を超え6,000万円以下の部分の金額については100分の9 ウ 6,000万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 エ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 オ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 カ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 キ 5億円を超える部分の金額については100分の4 <p>(3) (2)の「救助事務費以外の費用の額」とは、1.から16.までに規定する救助の実施のために支出した費用及び17.に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第9条第2項に規定する損失補償に要した費用の額、令第8条第2項に定めるところにより算定した法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第20条第1項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く）の合計額をいう。</p>

この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第12節 救出計画

災害のため生命、身体が危険な状態にある者、あるいは生死不明にあるものを捜査し、又は救助して、その者の保護を図るものとする。

第1 実施責任

- 1 救出は原則として、町長、消防機関及び警察機関が協力して実施するものとする。
- 2 災害対策基本法及び他の法令の規定により災害応急措置の実施責任を有する者はもちろん、災害の現場にいる者、住民及び自主防災組織は救助を実施し、又は町長等に協力するものとする。
- 3 その他、救助法を適用した場合は、本章第11節「災害救助法等の適用計画」中の「第2 救助の種類及び実施方法」によるものとする。

第2 救助対象者

被災者の救出は、災害の要因、種別あるいは住家の被害とは関係なく、次の状態にある者に対し、必要に応じて実施するものとする。

- 1 災害によって生命、身体が危険な状態にあるもので、概ね次のような場合とする。
 - (1) 火災の際に火中に取り残されたような場合
 - (2) 地震、がけ（山）崩れ等のため倒壊家屋の下敷きとなったような場合
 - (3) 水害の際に流出家屋と共に流される、又は孤立した地域等に取り残されたような場合
 - (4) 土石流により生き埋めになったような場合
 - (5) 登山者が多数遭難したような場合
- 2 災害のため行方不明の常態にあり、かつ諸般の情勢から生存していると推定される者、又は生命があるかどうか明らかでない者とする。

第3 救出の方法

1 町、消防職員・団員による救出

- (1) 町は、消防機関を主体とした救出班を編成し、救出活動を実施するものとする。なお、延焼火災が多発している状況下で同時に多数の救出が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救出活動を行うものとする。
- (2) 救出活動に必要な車両、特殊機械器具、ロープ等の資機材を確保し、迅速かつ的確な救出活動を実施するものとする。また、平常時から情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備、保有資機材のリスト作成に努めるとともに、資機材の不足が想定される場合は、あらかじめ他市町村などの調達先を選定しておくものとする。
- (3) 町による救出が困難な場合は、速やかに隣接市町村、消防機関、警察、自衛隊等の応援を求めるものとする。

第4章 災害応急対策計画

第12節 救出計画

2 警察による救出

災害発生の恐れがある場合は、人的被害の未然防止を最重点とした警備対策を講じるとともに、災害が発生したときは次により被災者の救出措置を行うものとする。

- (1) 要救助者及び死傷者の有無の確認、その速やかな救出救助活動
- (2) 消防機関、救出機関等と連携・協力した負傷者の救護搬送活動
- (3) 行方不明者があるときは、その速やかな捜索活動
- (4) 救出救助活動の迅速かつ円滑な推進を図るために必要な交通規制等の活動
- (5) 大規模な災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合は警察災害派遣隊の出動要請

3 自主防災組織による救出

自主防災組織にあっては、組織内における被害状況を調査し、救出対象者の早期発見に努めるものとする。救出対象者を発見した場合には、迅速な救出活動を行い、町、消防機関、警察等に連絡して、早期救出に努めるものとする。

第4 関係機関の連携

救出・救助活動を円滑に実施するため、災害発生後の早い段階から、町、救出・救助関係機関等による活動調整会議を開催するものとする。

また、警察、消防、自衛隊、海上保安庁等の実動機関へり、防災消防へり、ドクターへり等は、必要に応じて連携し、迅速かつ確実に被災者の救出、救助、捜索活動等を実施する。

なお、多数のヘリコプターが災害対策活動に従事する場合において、熊本県災害対策本部長が必要と認めるときは、熊本県災害対策本部内にヘリコプター運用調整所を設置し、「熊本県ヘリコプター運用調整会議規約」及び「大規模災害時における熊本県ヘリコプター運用調整所活動要領」に定めるところにより、災害応急対策活動を行うものとする。

第5 職員の安全確保

救出、救助活動を実施する各機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救出・救助活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救出・救助機能の強化を図るものとする。

第6 慘事ストレス対策

救出、救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策に努めるものとする。

第7 応援の手続き

町長は救出作業をできないとき、又は機関器材等の調達ができない場合の応援の手続きは、次によるものとする。

- 1 町長は、応援を受ける必要があると認めたときは、上益城地域振興局長に対し要請を行うものとする。

- 2 県等の出先機関（地方本部）において応援を求められたときは、直ちに県本庁（県本部）に通報するとともに、すみやかに応援するものとする。また、県等の出先機関（地方本部）において応援の実施ができないときは、県本庁（県本部）に応援の要請を行うものとする。
- 3 県本庁（県本部）において応援の要請を受けたとき、又は救出実施の必要を認めたときは、県等の出先機関（地方本部）及び県防災消防航空センターに対し、応援の実施について指示し、又は県本庁（県本部）において直接実施するものとする。
※ 県は、あらかじめ保有資機材のリスト作成、並びに地域間での供給体制の調整に努めるものとする。

第8 災害救助法に基づく措置

本章第11節「災害救助法等の適用計画」中の「第2 救助の種類及び実施方法」によるものとする。

第4章 災害応急対策計画

第13節 行方不明者等搜索及び遺体収容埋葬計画

第13節 行方不明者等搜索及び遺体収容埋葬計画

災害により行方不明の状態にある者で周囲の状況により既に死亡していると推定される者（以下「行方不明者等」という。）や死者の遺体を放置することは、人道上からも許されないことであり、混乱期の人心の安定を図るうえからも早急に実施する必要がある。

このため、関係機関・団体と緊密な連絡をとり、迅速に行方不明者の搜索及び遺体の埋葬活動を実施するものとする。

第1 実施機関

行方不明者等の搜索及び埋葬等は、町長が、警察、消防機関及び医療機関等の協力を得て、二次被害の危険性を考慮し、安全性を確保したうえで行うものとする。

町だけでは十分な対応ができない場合、町及び県は、周辺市町村、自衛隊等に対して応援要請を行い、これらの機関の応援を得て実施するものとする。

なお、関係機関との情報共有のため、定期的に搜索調整会議を開催するものとする。

第2 行方不明者等の搜索

警察は、災害警備活動に付随して、町の行う行方不明者等の搜索に協力するものとする。

また、行方不明者等の届出受理の適正を期すとともに、情報の収集に努め、積極的に調査を実施するものとする。

第3 遺体の検視、身元確認

警察等は、明らかに災害により死亡したと認められる遺体を発見したとき、又は遺体がある旨の届出を受けた場合には、警察等が取扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）に基づき死体取扱いを行うものとする。

死体取扱いに当たっては、指紋の採取、DNA型鑑定資料の採取、写真撮影等を行い、死体調査終了後、遺族に引き渡すものとする。また医師会、歯科医師会との緊密な連携により、迅速かつ的確な死体調査、身元確認に努めるものとする。

第4 遺体の引き渡し

警察等は、受取人がいない遺体又は身元不明の遺体は、遺体発見場所を管轄する各市町村長に引き渡すものとする。

なお、戸籍法第92条第1項及び死体取扱規則第7条第1項の規定による報告は、死亡報告書に本籍等不明死体調査書を添付して行うものとする。

第5 遺体の収容

町は、警察と連携し、遺体安置所として長期間の使用が可能であり、被害現場付近に位置する施設（寺院、公共物等）に、検視等の場所及び遺体の安置所を開設し、遺体を安置するものとする。

なお、死者及び行方不明者数を早期に把握し、棺、遺体保存剤等の納棺用品を確保するものとする。

第6 遺体の火葬

1 町は、次により火葬の実施体制の確保を行うものとする。

- (1) 火葬場の被災状況の把握
- (2) 死亡者数の把握
- (3) 火葬相談窓口の設置
- (4) 遺体安置所の確保
- (5) 作業要員の確保
- (6) 火葬場への搬送経路及び搬送手段の確保
- (7) 棺、遺体保存剤、骨壺の調達

2 県は、被災市町村において火葬することが困難な死体について、熊本県広域火葬計画に基づき、他の火葬場設置市町村等に要請を行い、火葬場を割り振ることにより、円滑に火葬できるよう支援するものとする。

また、県は、厚生労働省に対して火葬の状況を報告し、火葬許可証発行の特例措置を要請するものとする。

第14節 医療救護計画

大規模、広域的な災害や事故等により多数の傷病者が発生し、本町及びその周辺医療救護の対応能力を著しく超えた場合において、町は、県、保健医療調整現地本部（保健所）、上益城地域災害サポートチーム（医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、災害拠点病院及び救急告示病院等）と緊密な連携のもと、保健医療救護活動を実施する。

第1 実施機関

- 1 災害時における保健医療救護は、町が行うものとする。
なお、町長は、地元医療機関の協力を得て、町単位の医療救護班を編成しておくものとする。
- 2 災害が広域的に発生した場合又は被害が甚大である場合、県が行うものとする。

第2 救護活動

- 1 町は、被災地の状況に応じて適切な場所に救護所を設置し、医療救護班による医療救護活動を行う。町のみでは対応できないと判断される場合には、県に応援協力を要請するとともに、市町村相互間の応援協定等に基づき、隣接市町村に応援等を要請する。
- 2 救護所を設置する優先順位は、①御船町保健センター、②御船町第2分庁舎とする。
- 3 現地に到着したDMA T、医療救護班等は、県保健医療調整現地本部と連携し、救護所において、トリアージ及び応急救護を行う。
- 4 日赤救護班は、県保健医療調整現地本部と連携の上、救護所内の指揮をとる。ただし、日赤救護班が派遣されていない救護所にあっては県保健医療調整現地本部長が指定した者がこれを行う。
- 5 被災地域の災害拠点病院及び中核的な病院は傷病者の受入、応急救護、後方支援病院への転送を行う。
- 6 D P A Tは、被災した精神科医療機関の機能の補完を行い、避難所等においては、精神疾患有を持つ被災者に対する継続的な精神医療の提供を行う。また、被災地域における支援者の支援を行う。
- 7 町は、防疫と公衆衛生の維持に努める。
- 8 町は、傷病者の状況に応じ応急救護を行うとともに、搬送先の選定について医療関係機関と調整を行うものとする。

第3 個別疾患

1 難病、人工透析

- (1) 町は、あらかじめ人工呼吸器装着患者、酸素療法患者等特別な配慮を要する難病患者、透析患者等の受療状況及び治療に必要な施設を有する医療機関の把握に努めるものとする。
- (2) 知事は、把握した医療機関における医薬品等の確保状況を把握し、関係団体を通じて医療機関へ医薬品等の提供を要請し、町は県と連携を図るものとする。

2 妊婦、新生児

町は、あらかじめ、高度医療を必要とする妊婦、新生児について、医療機関の受入状況の把握に努めるものとする。

3 精神疾患

- (1) 町は、精神保健医療に関する情報の集約を図り、支援団体との調整、支援チームの割り振り、移送手段の確保等を総括的に行い、迅速な対応に努める。
- (2) 町は、県が行う被災医療機関の入院患者の受入先の把握及び調整において連携を図る。

第4 惨事ストレス対策

医療救護活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第5 災害救助法に基づく措置

本章第11節「災害救助法等の適用計画」中の「第2 救助の種類及び実施方法」によるものとする。

第6 費用の負担

- 1 医療救助活動に要した費用については、町の負担とする。
- 2 災害救助法が適用された医療助産に要した費用は、県の負担とする。

第7 損害の補償

町長は、災害対策基本法第65条及び第84条の規定により応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事したものがそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がい者となったときは、町の条例に定めるところによりその者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

第4章 災害応急対策計画

第15節 食料調達・供給計画

第15節 食料調達・供給計画

町は、大規模な災害が発生した場合は、必要な食料の供給を円滑に実施するものとする。

第1 実施機関

被災者及び災害応急従事者に対する食料の供給は、町が行うものとする。

町のみでは、実施が不可能な場合は、近隣市町村、県、国及びその他関係機関の応援を要請するものとする。

県は、町から応援要請があった場合又は町のみでの実施が困難と認める場合は、被災者に対する食料の供給を行うものとする。

第2 食料の調達

1 食料の確保

町は、あらかじめ締結している災害時の食料の調達に関する協定に基づき、食品製造業者及び小売業者から食料等の確保を行うものとする。

また、必要に応じて、国、県に対しても食料の確保に関して応援を要請するものとする。

2 米穀の調達・供給

(1) 応急調達

災害の発生により応急用米穀が必要な場合、農林水産省は県知事と協議の上、必要により政府所有米穀を売却するものとされている。

調達に当たっては、町は、県を通じて農林水産省に照会し、調達可能数量を把握するとともに、県及び農林水産省を通じて、米穀販売事業所から調達するものとする。

◆御船町内の米穀販売事業所

番号	氏名	住所	電話番号
1	御船共栄(株)	辺田見 18-1	282-0047
2	上益城農協 御船支所	御船 948-1	282-1355
3	(株) マルエイ 御船店	御船 1041-1	282-4661
4	よかもんね 御船店	御船 1067	281-0001
5	ドラッグストアモリ 御船店	辺田見 221-1	282-4664
6	ディスカウントドラッグコスモス 御船店	辺田見 153-1	282-4553
7	マルショク 御船店	辺田見 353	281-7555
8	(有)藤井商店	滝川 998	282-0005
9	市下米穀店	滝川 973-4	282-0269
10	ダイレックス 御船店	辺田見 182-1	282-7780

(2) 県は、米穀販売事業者に被災地域への輸送を要請し、町に供給するものとする。

第3 乾パン等の調達・供給

町は、災害が発生した場合、災害対策本部を設置し避難所を開設したときは、町が備蓄している乾パン等について、被災者に供給するものとする。

第4 備蓄倉庫及び備蓄品の整備

災害時の食料等を保管するため、今後も備蓄倉庫及び備蓄品等の整備・管理を行う。

第5 炊き出しの実施及び食料の配分

1 炊き出しの実施

町は、原則として避難所内又は既存の給食施設若しくは仮設給食施設において、民間事業者、自治会、ボランティアと連携して炊き出しを行うものとする。

町が多大の被害を受けたことにより、町において炊き出しによる食料の給与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町村に炊き出しについて協力を要請するものとする。

県は町から要請を受けた時は、次の措置を講じるものとする。

- (1) 日赤奉仕団への要請
- (2) 自衛隊への応援要請
- (3) 集団給食施設への炊飯委託

2 食料の配分

被災された町民への食料の配分に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 各避難所における食料の受け入れ確認及び需給の適正を図るため責任者の配置
- (2) 住民への事前周知等による公平な配分

3 拠点の整備

御船町学校給食センターを中心とした炊き出し拠点として整備・管理を行う。

第6 災害救助法に基づく食品の給与

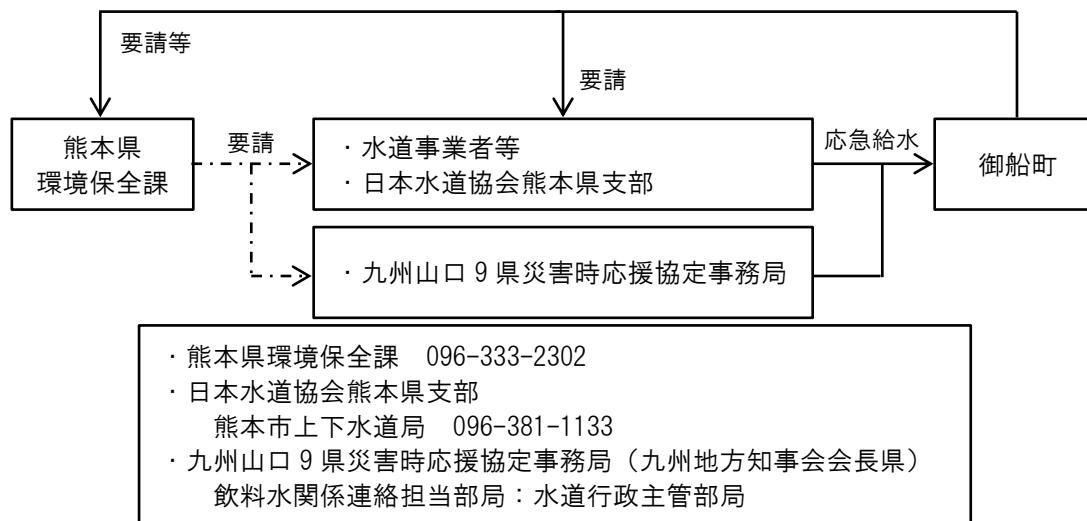
本章第11節「災害救助法等の適用計画」中の「第2 救助の種類及び実施方法」による。

第16節 給水計画

水道施設の被災により水源の汚染・枯渇や断水が発生し、飲料に適する水を得ることができない場合に、応急的に飲料水を確保するための計画は、次に定めるところによる。

第1 実施体制

- 1 飲料水供給の実施は、町が行うものとする。町は、生活基盤対策部内の衛生・廃棄物班を中心に、被災者等へ飲料水、医療用水及び生活用水の供給を実施するものとする。
- 2 県は、町から、災害により町において応急給水できない旨の報告又は応急給水に関する支援の要請があった場合には、県内水道事業者等、関係団体等に応援を要請し、飲料水の緊急確保を図るものとする。



第2 給水方法

1 水道水の運搬給水

応急給水を行う者は、浄水処理後の水を提供可能な水道施設から給水車等（加圧ポンプ付給水車、車載式給水タンク）を用いて運搬し、残留塩素濃度を確認するなど水質維持に十分注意し給水を実施するものとする。

この場合の給水量は1人1日当たり最小3リットルを目標とするが、被災状況や復旧状況等に応じて適宜増加する。

2 浄水セットによる給水

水道施設のない場所で飲料水生産・給水支援を行う場合は、本章第2節「自衛隊災害派遣要請計画」により自衛隊に依頼して、湖沼水、河川水等をろ過し、残留塩素を確認の上、給水を行うものとする。

3 緊急配水調整

緊急配水調整は、総配水施設の機能が維持されているかぎり配水を続けることを基本とし、初期活動による情報把握と実情に即した緊急適切な判断のもとに配水調整を行うものとする。

配水の基準は次の通りである。

- (1) 停電時、自然流下系統及び自家発電系統を主力に配水枝管を制限（制水弁操作等）しながら遠距離配水を図る。
- (2) 配水管の破損に対しては区間の断水を行い、漏水を防ぐ。
- (3) 配水管などの被害のない地区でも必要最小限に給水を制限する。
- (4) 主要幹線により各給水区域間の相互連絡を図り効果的な配水調整を行う。
- (5) 応急復旧又は応急措置を行った管路に対しては順次通水する。

3 運搬給水の留意事項

運搬給水に当たっては、救急病院や透析患者を収容した病院などへの医療用水、救護所等への給水を最優先で行うこととする。

第3 給水に関する広報

町及び県は、応急給水の時間や場所、水道施設の被災状況、二次被害の危険性、応急給水及び応急復旧状況、復旧予定時期、飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、防災行政無線及びホームページ等により適時、的確な情報提供を行うものとする。

第4 給水応援

県は、町が自ら応急的な給水の実施が困難な場合は、県内市町村、他県及び国、自衛隊、その他関係機関に応援を要請するなど、応急給水実施のための連絡・調整にあたることとする。

第5 飲料水以外の生活用水の確保

町は、地下水採取者の協力を得て、断水時に地域住民の生活用水を確保する体制の整備に努めるものとする。

また、学校にあるプールの水を常時溜めておくことで、大規模災害時における避難所トイレの水等の利用や、火災時の消火水として活用できるため、学校施設管理者と予め貯水するよう協議しておく。

第6 復旧支援要請

- 1 町は、地域防災計画及びあらかじめ定めた行動指針に基づき、地震等により水道施設が破損した場合は、御船町水道事業指定工事店へ協力を求め、応急給水及び応急復旧を実施するものとし、応急復旧の実施に必要な人員・資機材等が不足する場合には、県を通じて県内の他の水道事業者等に支援を要請するものとする。
- 2 県は、県地域防災計画及び水道施設の災害等緊急時における応急対策要領に基づき、県内の水道事業者及び関係団体に対して、広域的な支援を要請し、支援活動の調整を行うものとする。
- 3 県は、被害の状況に応じて「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づき、他県等への応急復旧のための支援を要請するものとする。

第17節 生活必需品等供給計画

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の生活必需品を喪失、又はき損、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、生活必需品を給与又は貸与し、一時的に被災者の生活を安定させることを目的とするものとする。

第1 実施機関

- 1 被災者に対する生活必需品の給与又は貸与は、町が実施するものとする。町のみでは実施が不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関に応援を要請するものとする。
- 2 県は、町から応援要請があった場合又は町のみでの実施が困難と認める場合は、被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を行うものとする。

第2 生活必需品の範囲

生活必需品の範囲は、概ね次の通りとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。

- 1 寝具類（毛布等）
- 2 衣料（作業着、下着、靴下等）
- 3 炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）
- 4 食器類（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳瓶）
- 5 日用雑貨品（石鹼、タオル、歯ブラシ、トイレットペーパー、ゴミ袋、洗剤、雨具、ポリタング、生理用品、紙おむつ等）
- 6 光熱材料（マッチ、懐中電灯、乾電池、卓上ガスコンロ）
- 7 燃料
- 8 その他（ビニールシート）

第3 生活必需品の円滑な提供

町は、被災者が必要とする生活必需品が円滑に提供されるよう、備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、迅速かつ的確な情報収集を行うものとする。避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

また、町は、民間企業等からの提供申し出に迅速に対応するため、品名・数量・提供までの所要時間・提供条件等が確認できる様式を、ホームページに掲載するものとする。

なお、小口・混載の支援物資を送ることは被災自治体の負担となることや、不足している物資を確認したうえで送るなど被災地支援に関する正しい知識や、生活必需品の提供ルールなどの普及啓発に努めるものとする。

第4 災害救助法に基づく措置

本章第11節「災害救助法等の適用計画」中の「第2 救助の種類及び実施方法」による。

第18節 救援物資要請・受入・配分計画

大規模災害時に各方面から被災者に寄せられる救援物資について、広域物資輸送集積拠点・集積拠点の速やかな開設、避難所までの輸送体制の確保、確実・迅速かつ公平な被災者への配分により、被災者の生活の安定を図る体制を整備するものとする。

第1 不足物資の把握

町は、現場調査等により情報を収集して被害状況を把握するとともに、被災地で不足している物資の種類、数量等を把握するものとする。不足物資の供給に関して町のみで対応できない状況にあれば、県に対して救援物資の支援要請を行うものとする。

第2 物資の要請

町は、県を通じて不足物資の応援要請を行うとともに、町ホームページやテレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、広報を行うこととする。

町は、被災地において真に必要とされる物資に関する情報を一元的に発信する体制の整備を図るものとする。

なお、小口・混載の支援物資を送ることは、被災自治体の負担になることや、不足している物資を確認した上で送るなど、被災地支援に関する正しい知識や、支援物資の提供ルールなどの普及に努めるものとする。

第3 受入・供給体制

1 物資集積拠点の選定

町は、各避難所の位置を勘案の上、効率的に物資の受け入れ、輸送が行える場所を物資集積拠点として、あらかじめ選定しておくものとする。

2 受入・供給体制の整備

町は、物資集積拠点に物資の集積を行う場合には、当該集積拠点ごとに管理責任者を配置し、県の物資集積拠点の管理責任者等と連携をして、管理及び配分の万全を期するものとする。

町は、被災により自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合には、県に対し、被災者に物資を確実迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を要請するものとする。

3 救援物資の取扱い

町は、企業又は団体等からの救援物資について、町主体で厳重な管理を行い、当該物資を必要とする被災者に速やかに届けられるよう必要な調整を行うものとする。

なお、救援物資の確実な供給等を行うため、避難所収容者及び仮設住宅入居者以外の被災者の把握等にも努めるものとする。

第19節 住宅応急対策計画

災害のため住家が滅失した被災者に対し住宅を貸与し、又は被害を受けた住家に対し居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して、被災者の居住安定を図るものとする。ただし、災害発生直後における住居対策については、本章第11節「避難収容対策計画」の定める避難所の開設及び収容によるものとする。

第1 実施機関

り災者に対する応急仮設住宅の供与及び応急修理は、災害救助法が適用されたときは、県知事から権限の委任を受けた町が行うものとする。

町のみでは実施することが不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

第2 応急仮設住宅の供与

1 建設型応急住宅

(1) 建設型応急住宅の建設

県が行う建設型応急住宅の建設は、民間住宅建設関係団体と「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」の締結を適宜行い、協定に基づき、民間住宅建設関係団体の協力を得て実施するものとする。

また、町は、様々な災害を想定した建設型応急住宅の建設候補地をあらかじめ定めるものとする。建設候補地の検討に当たっては、所有する公共グラウンドや土地が平坦な公園等は、全て候補地としてリストに計上するとともに、遊休地となっている民有地も候補地としてあらかじめ調査しておく。

さらに、将来的な集約や利活用を含めた復旧・復興のあり方についても考慮する。

建設型応急住宅の建設に当たっては、県産材の活用や、被災者に係る世帯人員や高齢者、障がい者等に配慮した仕様（手すり、スロープ、トイレ、風呂等）の作成に努めるとともに、建設するために必要な「標準プラン（仕様・図面等）」を、あらかじめ策定しておくものとする。

また、大雨を想定し、必要に応じて雨水排水用の側溝の敷設や敷地内の舗装等を行うものとする。

さらに、必要に応じ、建設型仮設住宅入居者のコミュニティ形成のための集会施設等の整備について検討を行うものとする。

(2) 建設型仮設住宅の運営管理

町は、建設型仮設住宅について、入居者の募集・選定から入居中の住宅の維持補修・問合せへの対応、退去に至るまでの運営管理を行うものとする。

この際、警察及び防犯ボランティア団体等と連携して建設型仮設住宅の防犯活動を推進するものとする。また、孤立化や引きこもりなどを防止するため、心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、男女共同参画の視点にも配慮するものとする。

なお、県は、町に対し、建設型仮設住宅（集会施設も含む。）の運営管理に係る業務マニュアルなど必要な情報提供を行い、建設型仮設住宅の運営管理に協力するものとする。

また、必要に応じて、建設型仮設住宅における入居者の家庭動物の受入れや買い物の利便性等、生活環境の向上に配慮するものとする。

2 貸賃型応急住宅

町及び県は、災害の発生時には、民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の提供を行うものとする。発災直後から円滑な提供ができるよう、あらかじめ必要な体制を整備し、要領等を定めるとともに、平常時から「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結する不動産関係団体との連携の強化を図るものとする。

第3 住宅の応急修理

町が行う住宅の応急修理は、建設関係業者の協力を得て実施するものとする。発災直後から円滑な応急修理ができるよう、あらかじめ手続き等を定めるものとする。

第4 公営住宅の提供

災害により住家が滅失した被災者が公営住宅への入居を希望した場合、公営住宅の入居（公営住宅法第22条第1項に基づく特定入居、又は地方自治法第238条の4第4項に基づく目的外使用許可）について、最大限の配慮を行うものとする。

第5 避難所や被災者に対する住宅情報等の周知方法の検討

町は、公営住宅などの募集案内の周知について、ホームページやテレビ・ラジオ、新聞等のほか、より詳細な情報を直接被災者に周知する方法等の検討を行う。

第6 災害救助法に基づく措置

1 災害救助法に基づく措置

本章第11節「災害救助法等の適用計画」中の「第2 救助の種類及び実施方法」による。

2 労務者の調達

災害救助法適用による災害応急仮設住宅及び応急修理の場合における労務者の調達については、本章第23節「応急公用負担と労働力の確保計画」に定めるところによる。

第20節 建築物・宅地等応急対策計画

大規模災害による被災建築物・宅地等について、二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災建築物応急危険度判定（地震に限る）及び損壊家屋の解体の実施体制の整備を図るものとする。

第1 被災建築物への対応

1 県は、被災建築物の解体撤去工事等において生じる石綿の飛散・ばく露を防止するため、次の対応を行う。

(1) 使い捨ての防じんマスク（D S 2 規格又は同等の規格）備蓄し、災害発生時に被災地域の市町村で防じんマスクが不足する場合は、配布するものとする。

マスク配布の際には適切なマスク装着方法についても周知するものとする。なお、追加のマスクが必要となった場合は、国（環境省、厚生労働省）に協力を要請するものとする。

(2) 被災市町村及び解体工事・建設業等の業界団体に対して、電動ファン付き呼吸用保護具又は取替え式防じんマスク等の適切な着用、適切な事前調査、撤去、処分の実施等の対策による石綿撤去の解体工事時の石綿飛散ばく露防止の徹底を周知するものとする。

(3) 解体現場の立入検査を行い、関係法令等に基づき、アスベスト含有建材（吹付石綿等レベル1、石綿含有断熱材等のレベル2、その他石綿含有建材レベル3）からの飛散・ばく露の防止対策を実施するよう指導するものとする。鉄骨造、鉄筋コンクリート造建築物については、特に飛散性の高いレベル1、2の建材の有無が適切に調査されているかについて重点的に確認するものとする。

なお、労働基準監督署と適時合同で立入りを行い、周辺飛散・作業員ばく露の防止の両面からの指導を行うこととし、さらに必要に応じて、アスベスト診断士・建築物石綿含有建材調査者等の専門家が同行することで、立入検査の実効性をより高めるものとする。

(4) 被災建築物周辺、避難所周辺、がれきの仮置き場、解体現場等にて大気中のアスベスト濃度調査を実施するものとする。

2 町及び県は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

3 町は、地震発生後において、被災建築物応急危険度判定業務マニュアルに基づき、被災建築物応急危険度判定を円滑に実施し、地震によって被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下などから住民の安全を確保する。

第2 被災宅地への対応

(1) 町及び県は、被災宅地危険度判定士による判定の結果、危険度が高いと判断された被災宅地について、二次災害防止対策を適切に行うものとする。特に、大規模災害時においては、被災状況に鑑み、国及び関係機関と連携して早期の復旧に努めるとともに、各種制度の手続き等について市町村間における情報共有を図るものとする。

第4章 災害応急対策計画

第20節 建築物・宅地等応急対策計画

(2) 町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除去等の措置を行うものとする。

第21節 交通規制計画

災害時に、道路災害が発生する恐れがある場合、橋梁等の交通施設に災害が発生した場合、又は交通の混乱を防止して緊急輸送を確保するために必要がある場合は、交通規制を行って被害の軽減と迅速なる応急対策の実施を促進する。

第1 実施責任者

災害時の交通規制は次の区分によって行うものとするが、道路管理者と警察は、常に緊密な連絡を保ち応急措置の万全を期するものとする。

区分	範囲
道路管理者等（国土交通大臣、県知事、御船町長、西日本高速道路、熊本県道路公社）	1 道路の破損、決壊その他の理由により道路が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合
警察（公安委員会、警察署長、警察官）	1 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき 3 道路の破損、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生じ、又はその恐れがある場合

第2 交通規制の措置

1 道路管理者等

(1) 降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

(2) 道路管理者等は、道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害等により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに必要な規制を実施するものとする。

2 警察

(1) 災害により住民等の円滑な避難誘導が必要なとき、道路・橋梁等の交通施設の危険な状態が予想され、又は発見したとき、若しくは通報等により認知したときは、速やかに必要な交通規制を実施するものとする。

(2) 災害が広域にわたる場合、若しくは幹線道路の破損等のため交通上の支障が広域にわたる場合の交通規制は、災害の規模及び迂回路等との関係を総合的に判断して実施するものとする。

(3) 必要がある場合には、他県から被災地域に通じる主要幹線道路について、広域交通規制を隣接及び近接する県に要請するものとする。

- (4) 御船警察署において、交通規制を実施した場合は、報道機関等を通じて一般通行車両及び住民等に周知徹底し、交通に支障のないよう万全を期するものとする。
- (5) 交通規制を行う場合は、法令に定められた道路標識を設置し、また、設置不可能な場合又は設置する暇がない場合は、警察官が現場で交通整理、誘導に当たるなど、交通に支障がないように配慮するものとする。
- (6) 緊急通行車両の通行の確保等、的確・円滑な災害応急対策に資するため、県警備業協会をはじめ、関係機関・団体に対する協力要請を行い、広域交通管制及び交通広報による交通総量抑制対策を実施するものとする。

第3 危険箇所の交通規制

道路及び橋梁の破損、決壊その他の状況により通行禁止又は交通を制限する必要があると認めるときの交通規制の実施は、道路管理者又は警察が、禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由等を明瞭に記載した道路標識等を設置するとともに、必要な場合は、迂回路の標識も明示し、一般的の交通に支障のないよう措置するものとする。

1 道路標識を設ける位置

- (1) 通行止め 歩行者、車両等の通行を禁止する区間の前面における道路の中央
- (2) 通行制限 通行を制限する前面における道路の中央又は左側の路端
- (3) 迂回路 迂回路のある交差点の手前の左側の路端

2 道路標識の構造

道路標識は堅固な構造とし、所定の位置に整然と設置して修理、塗装、清掃等の維持を行うほか、夜間において遠方から確認し得るよう照明又は反射措置を施するものとする。

3 道路標識の寸法及び色彩

道路標識の寸法及び色彩は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）に定めるところによる。

第4 相互の連絡・協力

道路管理者等及び警察は、次の事項について相互に連携、協力し、的確かつ円滑な災害応急対策を実施するものとする。

- 1 被災地の実態、道路の被害状況及び交通状況等に関する情報を収集し、相互に情報を交換する。
- 2 緊急通行車両の通行を確保すべき道路の障害物排除等のための応急対策の実施及び重機等の支援部隊の速やかな要請を行うものとする。

第5 災害対策基本法に規定する通行禁止区域等における障害物の除去

災害対策基本法第76条第1項の規定により、公安委員会は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようするために緊急の

第4章 災害応急対策計画

第21節 交通規制計画

必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間（以下「区域等」という。）を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限し、緊急交通路の確保に当たるものとされているが、同法第76条の3の規定に基づく当該区域等における車両その他の物件の障害物除去の方法については、次の通りである。

1 緊急交通路の確保

警察は、放置車両の撤去等の緊急交通路における障害物の除去について、道路管理者、消防機関、自衛隊等と協力して、緊急交通路の確保を図るものとする。

2 運転者等に対する措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、これにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあると認めるときは、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対して、車両その他の物件の移動等の措置を命じることができる。

3 放置車両等の撤去

警察官は、2の措置をとることを命じられた者が、移動等の措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために移動等の措置をとることを命じることができないときは、自ら移動等の措置をとることができる。

この場合において、警察官は、移動等の措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

4 自衛官による撤去

自衛隊法第83条の2に規定する災害派遣により派遣を命ぜられた自衛官は、警察官がその場にいないときに限り、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため2及び3の措置命令をとるものとする。

5 消防吏員による撤去

職務を執行中の消防吏員は、警察官がその場にいないときに限り、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため2及び3の措置命令及び措置をとるものとする。

6 自衛官及び消防吏員の通知

自衛官及び消防吏員は、4及び5の措置命令及び措置をとった場合は、直ちにその旨を資料編に定める様式により当該措置をとった場所を管轄する警察署長に通知するものとする。

第6 災害時における車両の移動等

1 道路交通規制等

公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

2 道路啓開等

道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者等がいない場合においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行うものとする。

道路管理者等は、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等（雪害における除雪を含む。）に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

第22節 民間団体活用計画

災害時における活動を迅速かつ円滑に処理するためには、災害対策本部の全職員が全力を尽くすことはもちろんであるが、なおかつ、人員に不足を生じる場合は、民間団体に協力を依頼するものとする。

第1 実施機関

- 1 民間団体の活用は、町長が民間団体の協力を得て実施するものとする。
- 2 協力を要請する団体としては、婦人会、区長会、その他必要に応じ協力を要請するものとする。

第2 活用方法

- 1 活動内容は災害の程度により異なるが、概ね次のとおりとする。

(1) 青年男子

- ① り災者救出等の応急措置
- ② 応急復旧の協力
- ③ 危険箇所の発見及び連絡
- ④ 救護所の設置等に必要な準備
- ⑤ り災者の避難誘導及び家財等の搬出

(2) 青年女子、婦人及び老年男子

- ① 救護所における患者の世話
- ② り災者に対する炊き出し、給水
- ③ 搬出家財等の監視及び管理

- 2 活動時間については、概ね次の通りとする。

(1) 青年男子

災害復旧が軌道に乗り、青年男子の応援がなくても災害復旧の見通しがついたとき活動を止めるものとする。

(2) 青年女子、婦人及び老年男子

原則として6日以内とするが、災害の規模あるいは応急復旧作業の進捗状況等により延長ないしは短縮するものとする。

第23節 応急公用負担と労働力の確保計画

災害対策基本法の規定により、町長は災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置（以下「応急措置」という。）を速やかに実施するため、人員物資として民間等の人員物資を使用することができる。これを応急公用負担と言い、大別して人的公用負担と物的公用負担がある。

本節では、この応急公用負担等の適用について記述するとともに、大規模災害発生後の対策実施に必要な労働力の確保を図るための方策について述べる。

第1 従事命令等

人的公用負担は、災害対策基本法に規定された公務員が職権で従事命令等を発することにより実施される。本項では、町長が本来有する職権及び県知事の委任により生じる職権を中心に、従事命令等の種類等を述べる。

1 従事命令等の種類

災害対策基本法に定める従事命令等については、行使者により以下のようないくつかの種類がある。

(1) 町長が行使する従事命令（災害対策基本法第65条）

町長は、防災上応急措置を実施するため緊急の必要があるときは、町内の住民又は実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させることができる。

また、町長及びその委任を受けた町職員が現場にいないとき、又はその者から権限行使を要求されたときは、警察官又は海上保安官が命令できる。（同条第2項）

災害派遣要請を受けて出動した自衛官は、町長及びその委任を受けた町職員が現場にいないときは命令できる。（同条第3項）

災害発生により町が事務の大部分以上を行えなくなったときは、県知事が職権を代行する。（災害対策基本法第73条）

(2) 県知事が行使する命令（災害対策基本法第71条関係）

県知事は、以下の職権を行使することができる。

町長は県知事の職権の一部を委任された場合、委任された職権を行使することができる。

① 従事命令

以下の者（災害救助法施行令第4条に規定）に対し、応急措置に従事させる命令。

- | | |
|-----------------------|------------------|
| ア 医師、歯科医師又は薬剤師 | カ 地方鉄道業者及びその従業者 |
| イ 保健師、助産師又は看護師 | キ 軌道経営者及び従業者 |
| ウ 土木技術者又は建築技術者 | ク 自動車運送業者及びその従業者 |
| エ 大工、左官又はとび職 | ケ 船舶運送業者及びその従業者 |
| オ 土木業者又は建築業者及びこれらの従業者 | コ 港湾運送業者及びその従業者 |

② 協力命令

応急措置を要する者及びその近隣者を応急措置に協力させる命令。

第4章 災害応急対策計画

第23節 応急公用負担と労働力の確保計画

③ 管理

以下の施設（災害救助法施行令第6条に規定）を、施設の有する人員機材を一体として応急措置に動員すること。

- ア 病院、診療所
- イ 助産所
- ウ 旅館
- エ 飲食店

（3）警察官が行使する命令（警察官職務執行法第4条関係）

警察官は、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危険防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じることができる。

（4）消防吏員又は消防団員が行使する命令（消防法第29条関係）

消防吏員及び消防団員は、消火若しくは延焼の防止、又は人命の救助のために必要があるときは、火災が発生せんとし、又は発生した消防対象物及びこれらのものある土地を使用、処分又はその使用を制限することができる。

2 公務災害補償及び費用弁償

従事命令により、応急措置に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、本人又はその遺族若しくは被扶養者が被る損害を補償しなければならない。また、県知事の従事命令（町長が一部委任されたときの従事命令含む）による応急措置の従事者には、実費弁償する必要がある。なお、この場合、町長によって権限が行使された場合でも、損失補償、実費弁償及び損害補償が生じた場合は、県知事が費用負担する。

第2 物的応急公用負担

応急措置に必要な土地建物や土石などが緊急に必要なときは、他人の所有するそれらを一定の手続きのもとで使用又は収用できる。これを物的公用負担といい、以下の通り災害対策基本法に定められている。

1 種類

災害対策基本法第64条により、応急公用負担できるものは、以下の通りである。

- （1）土地、建物その他の工作物の一時使用
- （2）土石、竹木その他の物件の使用及び収用

2 実施者

応急公用負担の実施者は、優先順位ごとに以下の通りとする。

- （1）町長（災害対策基本法第64条第1項）
- （2）町長の委任を受けて職権を行う町職員（地方自治法第153条第1項）

第4章 災害応急対策計画 第23節 応急公用負担と労働力の確保計画

- (3) (1)、(2)のいずれも現場にいない場合又はこれらの者から要求があった場合、警察官又は海上保安官（災害対策基本法第64条第7項）
- (4) (1)、(2)、(3)のいずれも現場にいない場合、自衛隊法により災害派遣を命じられた自衛隊の部隊等の自衛官（災害対策基本法第64条第8項）

3 実施手続き（災害対策基本法施行令第24条）

権限を行使する場合は、その占有者、所有者その他当該土地建物に権原を有する者（以下「占有者等」という。）に対し、以下の事項を通知しなければならず、占有者等の氏名及び住所が不明のときは、町若しくは警察署に掲示しなければならない。

- (1) 当該土地建物等の名称又は種類
- (2) 形状
- (3) 数量
- (4) 所在した場所
- (5) 当該処分に係る期間又は期日のその他必要な事項

4 実施上の注意事項

- (1) 町長に代わり職権を行使した警察官及び自衛官は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。（災害対策基本法第64条第7項及び第8項）
- (2) 土地、建物等の一時使用及び土石、竹木等の物件の使用若しくは収用により通常生ずべき損失については、処分を実施した国又は地方公共団体が補償しなければならない。（災害対策基本法第82条）

第3 労務者の確保

災害応急対策に必要な労働力を町職員以外に求めるときは、通常、以下の手続きにより熊本県上益城地域振興局長に日雇求職者の斡旋を要請する。

1 要請の方法

町長又は災害対策本部長名で、文書又は口頭により要請する。

2 要請内容

1の要請を行う場合は、以下の事項を明らかにする。

- (1) 求人者名（御船町長又は御船町災害対策本部長）
- (2) 職種別の所要労務者数
- (3) 作業場所及び作業内容
- (4) 労働条件
- (5) 宿泊施設の状況
- (6) その他必要な事項

第24節 保健衛生計画

被災地、特に避難所においては、避難が長期に及ぶ場合もあり、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置やこころのケアを含めた対策を行うものとする。

特に、高齢者、障がい者、児童、妊産婦等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、感染症及び食中毒の発生予防のための注意喚起を行うとともに、その対策の詳細については、別に定めるガイドライン等により行うものとする。

第1 防疫計画

災害によって被害を受けた地域又は当該住民に対し、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年10月法律第114号。以下「感染症法」という。)及び「災害防疫実施要綱」(昭和40年5月10日衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知)の定めるところにより、公衆衛生の立場から感染症予防上必要な諸対策を実施して、感染症の発生予防及びまん延防止を図るものとする。

1 実施責任

- (1) 町長は、知事の指示にしたがって、災害時における防疫上必要な措置を行うものとする。
- (2) 知事は、感染症法又はその他の法令に基づいて、災害時における防疫上必要な措置を行うものとする。

2 防疫組織及び実施方法等

知事及び町長は、感染症の予防及びまん延防止のため、次により感染症の発生状況の調査、汚染された場所・物件の消毒その他必要な措置を講ずるものとする。

(1) 防疫の実施組織等

① 検病調査班の編成及び調査対象

知事は、感染症の発生状況を調査するため検病調査を実施する。

② 防疫班の編成

町長は、必要な場所・物件の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除等を行うため防疫班を編成する。

防疫班は、災害の発生状況・規模等に応じて、消毒等を実施するために必要な人員をもって編成する。

③ 防疫活動のための衛生資材等の整備

町長は、災害時又はその恐れが顕著になった際の防疫活動のための衛生資材等を整備し、あらかじめ周到な計画をたてておくこととする。

(2) 実施方法等

① 検病調査及び健康診断

知事は、検病調査及び健康診断を計画的に実施するものとするが、下痢患者、有熱患者が現に発生している地域又は滯水地域等衛生条件が良好でない地域を優先的に行うものとする。

知事は、調査に当たっては、町内の衛生組織等関係機関の協力を得て、的確な情報の把握に努めるものとする。また、避難所に当たっては、衛生に関する自治組織を設けるよう指導し、その協力を得ることとする。

② 消毒

町長は、知事の指示に基づき、感染症法第27条及び施行規則第14条・16条並びに厚生労働省結核感染症課長通知の定めるところにより、汚染された場所の消毒を実施するものとする。

③ ねずみ族・昆虫等の駆除

町長は、感染症法第28条第2項及び施行規則第15条の規定により、県が定める地域内で、知事の指示に基づきねズミ族・昆虫等の駆除を実施するものとする。

④ 感染症患者の入院

知事は、1類感染症又は2類感染症のまん延を防止するため必要があると認めたときは、感染症法第19条の規定により感染症指定医療機関に患者を入院させるものとする。

ただし、交通途絶等により感染症指定医療機関に収容することが困難なときは、災害をまぬがれた地域の感染症指定医療機関その他県が適当と認める医療機関に収容するものとする。

⑤ 生活用水の使用制限等

知事は、感染症法第31条の規定により感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活用水について、その管理者に対し、その使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命ずるものとする。

知事が生活用水の給水制限等を実施した場合、町長は生活用水の供給を実施するものとする。

⑥ 臨時の予防接種

町長は、厚生労働大臣又は知事が、感染症のまん延防止を図るうえで緊急の必要があると認める場合、予防接種法第6条による予防接種の指示を受け、臨時に予防接種を行う。

(3) 県による指導

知事は、主要災害地の市町村に対して、直ちに担当職員を現地に派遣し、当該職員はその実態を速やかに調査の上、防疫計画の樹立及び具体的実施方法等の指導にあたるものとする。

第2 食品衛生の確保

1 食中毒の未然防止

- (1) 県は、食品衛生監視員を食品の流通拠点に派遣し、食品の搬送等における衛生確保の状況を監視させ、必要に応じて指導を行わせるものとする。
- (2) 県は、食品衛生監視員を避難所等に派遣し、食品の衛生的取扱、加熱調理、食用不適な食品の廃棄、器具、容器等の消毒について必要に応じ指導を行わせるものとする。

第4章 災害応急対策計画

第24節 保健衛生計画

- (3) 県は、食品関係営業施設の被災状況等の実態調査を実施し、施設の構造、食品取扱設備、給水等の点で衛生上著しく劣る場合には改善を指導するものとする。
- (4) 県は、食品の衛生的取扱について、食品衛生協会の協力を求めるものとする。
- (5) 被災地の食品衛生協会は県と協力し、食品関係営業施設や被災地での炊き出し等に対し、加熱調理等食品の衛生的取扱について相談に応じ、指導を行うものとする。

2 食中毒発生時の対応

- (1) 県は、食中毒患者が発生した場合、食品衛生監視員に所要の検査等を行わせるとともに、食中毒の原因食品、原因施設等の調査を行うものとする。
- (2) 町は、保健所、医療機関等と連携を密にして、被害の拡大と再発防止に努めるものとする。
- (3) 県は、被害が甚大で対応困難であると認められる場合は、他県等の支援要請を行うものとする。

第3 健康管理

1 健康管理活動の支援体制

町は、災害時保健活動マニュアルに基づき、職員を対象とした研修等を行い、その体制整備に努めるものとする。

2 保健及び栄養指導

- (1) 町は、住民のニーズ等に的確に対応した健康管理（母子、高齢者、精神、歯科保健等における保健指導及び栄養指導等をいう。以下同じ。）を行うものとする。
- (2) 町は、被害が長期化する場合、避難所が多数設置されている場合等被災者の健康管理を組織的に行なうことが必要と思われるときには、県へ要請するとともに、県と連携し被災者等の健康管理のため必要な対応を行うものとする。
- (3) 町は、必要に応じて、被災者の健康保持増進のため、健康支援情報や疾病等相談窓口の周知を行う。

3 エコノミークラス症候群の予防活動

- (1) 町は、発災直後にエコノミークラス症候群の発生や死亡者がいる可能性が高いことから、関係団体と連携して、いち早い血栓塞栓症予防の活動開始と受信の勧奨等的確な対応を行うものとする。
- (2) 町は、被災者がエコノミークラス症候群に関する知識を持つための防災教育を進めるとともに、発災時には報道機関と連携した、早期からの有効な広報の展開を図るものとする。

4 誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導

- (1) 町は、避難生活における口腔衛生の維持ができないことで誤嚥性肺炎による入院や死亡者がいる可能性が高いことから、歯科医療関係団体等と連携し、発生直後からの口腔ケアや歯科保健活動等の的確な対応を行う。

(2) 町は、避難者が誤嚥性肺炎予防のための口腔ケアの必要性に関する知識の普及・啓発を進めるとともに、発災時には報道機関と連携した早期からの有効な広報の展開を図るものとする。

5 精神保健相談等（被災者のこころのケア）

町は、災害発生時の段階を踏まえ、必要に応じ、心のケアに関するニーズを把握し、県と連携し次の措置を行うものとする。

(1) 初期

- ① 精神科救護所の設置
- ② 精神保健巡回診療及び相談の実施
- ③ 精神保健医療情報の提供
- ④ 夜間相談窓口の設置
- ⑤ 避難所内のメンタルヘルスケアのシステムづくり

(2) 安定期

- ① 仮設住宅の被災者等に対する巡回訪問及び相談
- ② 被災地でのこころのケアに携わる人材の育成
- ③ 被災者の支援者（市町村職員等）への支援
- ④ 被災者等のこころの健康に関する普及啓発
- ⑤ 被災者の中長期的なこころのケアを行う体制の整備

第4 生活衛生の確保

町は、避難者や断水等により自宅で入浴できない者の衛生状態を良好に保つため、入浴支援マニュアルに基づき、公衆浴場業者と連携し、入浴サービスの提供に努める。

第25節 災害ボランティア連携計画

大規模災害発生時に、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町、県及び関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、町及び県は、被災者の生活救援のためボランティアの協力を得ることにより応急対策の推進を図るものとする。

災害時のみならず復旧時においても、ボランティア相互の情報交換の場の提供などについて被災住民の支援を図るとともに、全国から駆けつけるボランティアの善意が効果的に活かされるよう、活動の支援、調整に努める。

また、町及び県は、御船町災害ボランティアセンター（以下「町センター」という。）及び熊本県災害ボランティアセンター（以下「県センター」という。）と連携を図りつつ対応に努める。

第1 実施体制の確立

1 町センター

町及び御船町社会福祉協議会（以下「町社協」という。）は、大規模災害発生後、直ちに町社協等に受入窓口を設置し、熊本県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）及び県センターの受入れ調整等の協力・支援を得ながら、町センターの設置に努める。

（1）町センターの役割と機能

- ① 町や県センター、NPO等のボランティア団体との連絡調整
- ② 地域のボランティア関係団体との情報交換及び運営スタッフなどの派遣要請
- ③ 活動用資材や機材の調達（町・県センターとの連携）
- ④ ボランティニアーズ及び被害状況の把握
- ⑤ ボランティアの受入れ
- ⑥ ボランティアの移動手段の確保
- ⑦ ボランティア希望者の配置等
- ⑧ 救援物資の仕分け、配布
- ⑨ 現地での支援活動
- ⑩ ボランティアの健康管理
- ⑪ その他

（2）町の災害ボランティア活動拠点

名称	所在地
御船町災害ボランティアセンター	上益城郡御船町御船 1001-1（町社協内）

（3）町の対応

- ① 連絡調整窓口の設置
町センターとの情報交換や協議等を行う連絡調整窓口を設置する。
また、町センターの円滑な運営のため、町センターと協議の上、職員を町センターに常駐させる。

② 活動場所の提供

町センターの円滑な運営のため、町センターと協議の上、活動場所の提供を行う。

③ 行政情報の適切な提供

被災状況や避難所開設状況、ライフラインの復旧状況、交通規制や公共交通機関の復旧状況等の行政情報を、適時適切に町センターに提供する。

(4) 組織及び運営体制

① 組織

災害発生時に適切に対応するため、組織体制及び運営体制を整備する。

② 運営体制

地域ボランティア関係団体や県センターから派遣される運営スタッフ、また災害対応を専門とするNPO等が協働し、それぞれが持つ機能やネットワークなどが活かされるような運営体制とする。

(5) 閉所の時期について

町センターの閉所に当たっては、被災地の住民組織や、関係機関や団体、行政などと慎重に合意形成を図りながら、タイミングを見極め判断するとともに、町社協等にその活動を引き継いでいく。

2 県センター

(1) 県センターの役割と機能

① 関係機関、団体との連絡調整

- ア 県災害対策本部との連絡調整（被害規模・ライフライン復旧・被災者等に関する状況確認、支援活動の情報交換等）
- イ NPO等の災害ボランティア団体ネットワークとの情報共有・連携
- ウ 全国社協や町社協職員等への情報提供と運営スタッフの派遣要請、連絡調整

② 町センター設置までのボランティア活動参加申出者への対応

③ 町センターの設置支援

④ 各種情報収集及び発信

⑤ 被災地以外からのボランティアの受付と町センターへの仲介

⑥ 資材や機材の仲介

⑦ ボランティア活動保険のとりまとめ

⑧ 県センター運営及びボランティア活動等に係る資金調達等

(2) 熊本県の災害ボランティア活動拠点

名称	所在地
熊本県災害ボランティアセンター	中央区南千反畠町3-7（熊本県総合福祉センター2階）

第4章 災害応急対策計画

第25節 災害ボランティア連携計画

(3) 県の対応

① 連携会議の設置

県は、県内で大規模又は甚大な災害が発生した場合は、県社協及びNPO等の災害ボランティア団体ネットワークとの連携会議を直ちに設置し、円滑な連携体制を確立するものとする。

② 連絡調整窓口の設置

県は、ボランティアに関する連絡調整窓口を健康福祉政策課に設置する。

また、県は、県センターの円滑な運営を図るため、県センターと協議の上、職員を県センターに常駐させる。

③ 行政情報の適切な提供

県は、被災状況や避難所開設状況、ライフラインの復旧状況、交通規制や公共交通機関の復旧状況等の行政情報を、適時適切に県センター及びNPO等の災害ボランティア団体ネットワークに提供する。

④ 他県、報道機関に対する情報の提供

県は、被害状況やボランティアに対するニーズ等についてホームページや報道機関等を通して情報提供を行うとともに、必要な物資、資材や機材、ボランティアやボランティアセンター運営資金などの募集に関する広報への協力をを行う。

⑤ ボランティアの活動環境整備

県は、必要に応じ、ボランティアの活動環境の整備に努めるものとする。

(4) 組織及び運営体制

災害発生時に適切に対応するため、組織体制及び運営体制を整備する。

(5) 閉所の時期について

県センターは、被災地の災害ボランティアセンターの閉所状況や被災地におけるボランティアに対するニーズの状況を総合的に勘案したうえで閉所するものとする。

3 日本赤十字社熊本県支部の対応

日本赤十字社熊本県支部は、県センターからの要請に応じて、職員又は赤十字防災ボランティアリーダーを連絡調整員として派遣する。

4 熊本県共同募金会の対応

熊本県共同募金会は、被災者への支援・救援活動を行うNPO、ボランティアグループ及び民間の災害ボランティアセンターなどに対して、必要に応じて活動資金を支援する。

第2 一般ボランティアの活動内容

災害ボランティアが活動する内容は、主として次の通りとする。

なお、活動内容については、ボランティアの意見を尊重し決定するよう努める。

区分	活動内容
生活支援に関する業務	<ul style="list-style-type: none">○被災者家屋等の清掃活動○現地災害ボランティアセンター運営の補助○避難所運営の補助○炊き出し、食料等の配布○救援物資等の仕分け、輸送○高齢者、障がい者等の介護補助○被災者の話し相手・励まし○その他被災地での軽作業（危険を伴わないもの）
専門的な知識を要する業務	<ul style="list-style-type: none">○救護所等での医療、看護○被災宅地の応急危険度判定○外国人のための通訳○被災者へのメンタルヘルスケア○高齢者、障がい者等への介護・支援○アマチュア無線等を利用した情報通信事務○公共土木施設の調査等○その他専門的な技術・知識が必要な業務

第26節 廃棄物処理計画

第1 計画の方針

災害で発生する廃棄物の処理を迅速・適正に行い、住民の生活環境の保全及び生活再建の後押しを図るため、町はそれぞれの区域内における被災状況を想定した災害廃棄物処理計画を策定する必要がある。

県は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、町が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助や非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例に関する条例等の整備の支援を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

第2 被害状況調査、把握体制

- 1 町は、速やかに被害状況を把握するため、調査地域、調査対象施設・設備、調査者等を明確にした調査体制を整備する。
- 2 町は、廃棄物処理施設等の被害状況を早急に取りまとめ、所轄保健所へ報告する体制を整備する。
- 3 県は、保健所からの被害状況報告を取りまとめ、国等関係機関へ連絡する体制を整備する。

第3 廃棄物の仮置場候補地の選定等

- 1 災害廃棄物の処理を早期に完了するためには、迅速な仮置場の設置と適正な運営管理が必要となる。そのため、町は、あらかじめ、災害時に発生する損壊家屋や流出家屋のがれき等の災害廃棄物の仮置場候補地の選定・確保、動線やレイアウトの検討等に努めるものとする。

また、仮置場候補地については、周辺環境や交通アクセス等に留意するとともに、浸水想定区域や河川敷、がけ地などの災害のおそれがある場所を避け、複数の候補地選定に努めるものとする。

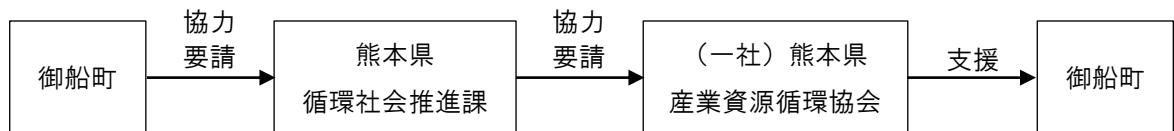
- 2 県は、仮置場候補地の選定、確保を行うよう町に助言するものとし、県全体の選定・確保状況の把握・調整を行うものとする。

第4 災害廃棄物処理の広域応援体制

- 1 町は、災害廃棄物の発生量や処理能力等を想定の上、近隣市町村と相互応援体制の整備に努める。
- 2 町は、広範囲の被災により近隣市町村による相互応援体制が維持できない場合を想定した広域応援体制の整備に努める。
- 3 県は、他県及び関係団体と廃棄物処理に関する協定を締結するなど、広域災害時の相互協力体制の整備に努めるものとする。
- 4 町は、国（環境省）が整備している災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や災害廃棄物処理支援員制度、地方公共団体等の関係者で組織する地域ブロック協議会等による人材育成や災害廃棄物に関する情報、D.Waste-Net や地域ブロック協議会の取組等の周知に努めるものとする。

第5 災害廃棄物の処理

- 1 町は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、災害廃棄物の発生量を推計するとともに、災害廃棄物の処理を行う施設の処理能力を確認の上、収集、運搬、処分の対策を講じるものとする。
- 2 町は、災害廃棄物を処理する場合、発災前に策定した災害廃棄物処理計画を基に、災害廃棄物の発生量、廃棄物処理施設の被害状況等を把握したうえで、災害廃棄物処理実行計画を策定する。
なお、災害廃棄物処理実行計画は、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行うものとする。
- 3 町は、災害廃棄物処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努めるとともに、災害廃棄物の処理を行う施設の処理能力を超える発生量が見込まれる場合は、近隣市町村へ応援要請を行う。
- 4 町は、災害廃棄物の発生状況を踏まえ、必要に応じて災害廃棄物の仮置場の設置を行うものとする。
- 5 町は、地区住民が道路上に災害廃棄物を出し交通の妨げにならないよう周知するとともに、道路上の障害物により通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を設け、収集への協力を求める。
また、仮置場の設置状況や分別方法、生活ごみの収集方法等の災害廃棄物に関する情報の提供にも努めるものとする。
- 6 町は、防疫上食物の残さ等腐敗性のごみを優先的に収集運搬する。
- 7 損壊家屋や流出家屋のがれき等については、原則として町の定める仮置場等に搬入することが望ましいが、被災者自ら搬入することが困難な場合又は道路等に散在し緊急的に処理する必要がある場合は、町が収集処理を行う。
- 8 町は、被害の状況等から判断して必要と認めた時は、迅速かつ適切な処理が行えるように、県へ相互間の応援要請、「九州・山口9県における災害廃棄物処理に係る相互支援協定」等に基づく他県への応援要請及び廃棄物処理業者等で構成する（一社）熊本県産業資源循環協会との災害廃棄物処理支援活動協定に基づく協力要請について必要な連絡調整及び助言を受けるものとする。



第6 堆積土砂処理計画

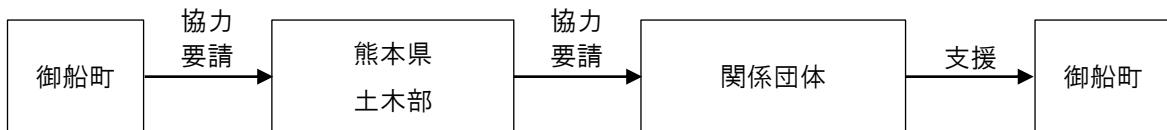
- 1 町は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、堆積土砂の流入・堆積量を推計するとともに、堆積土砂の処理を行う施設の処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処分の対策を講じるものとする。
- 2 町は、堆積土砂を処理する場合、国土交通省作成土砂がれき撤去の事例ガイド等を基に、堆積土砂の発生量等を把握したうえで、堆積土砂処理実行計画を策定する。なお、堆積土砂処理実行計画は、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行うものとする。
- 3 町は、堆積土砂処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努めるとともに、堆積土砂の処理を行う場所の処理能力を超える発生量が見込まれる場合は、近隣市町村へ応援要請を行う。
- 4 町は、必要に応じて堆積土砂の仮置場の設置を行うものとする。県は、堆積土砂の仮置き場

第4章 災害応急対策計画

第26節 廃棄物処理計画

の確保に向け、積極的に候補地について調査を行い、市町村に情報を提供するものとする。

- 5 町は、被害の状況等から判断して必要と認めた時は、迅速かつ適切な処理が行えるように、県へ市町村相互間の応援要請、他県への応援要請及び関係団体と必要な連絡調整及び助言を受けるものとする。



第7 し尿の処理

- 1 町は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取式便槽のし尿排出量を推計するとともに、し尿処理施設の被災状況や処理能力を確認の上、収集、運搬、処分の対策を樹立する。
- 2 町は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、またし尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、近隣市町村へ応援要請を行う。
- 3 町は、被災時における水洗トイレ等の使用の困難性を考慮し、共同仮設トイレを設ける等適正管理の対策を講じる。
- 4 町は、被害の状況等から判断して必要と認めた時は、迅速かつ適切な処理が行えるように、県へ相互間の応援要請、「九州・山口9県における災害廃棄物処理に係る相互支援協定」等に基づく他県への応援要請及びし尿処理業者で構成する熊本県環境事業団体連合会に対する協力要請について必要な連絡調整及び助言を受けるものとする。



第8 廃棄物処理施設の応急復旧

- 1 町は、平時から廃棄物処理施設について、ヒアリング、立入検査等の実施などにより、処理能力の確認を行うものとする。
- 2 町は、処理施設の維持管理体制を整備し、非常時に備え予備資材の確保に努める。
- 3 町は、被災時の被害により施設・設備等に欠陥が生じた場合は、早急に点検を行い、被害状況等を県に報告するとともに、応急復旧を行う。また、廃棄物の収集、運搬、処分に影響を及ぼす場合は近隣市町村等への応援依頼等により効率的な処理を確保する。
- 4 町は、要員、資材等の不足により、応急復旧が不可能なときは県に応援要請を行う。県は、近隣市町村の被災状況を把握の上、広域応援体制を要請する。

第27節 文教対策計画

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、災害対策基本法及びその他の法令に基づき、児童・生徒等の生命、身体及び文教施設を災害から保護し、もって教育行政の確保を図るものとする。

第1 実施機関

- 1 町立小・中学校の文教施設の災害応急復旧は町長が行う。
- 2 町立小・中学校の児童・生徒に対する災害応急教育対策は町教育委員会が行う。ただし、災害救助法が適用された場合や、町が災害応急対策を実施することが困難な場合は、必要関係機関に協力を求めるものとする。
- 3 私立学校施設等の災害応急復旧及び幼児、児童、生徒、学生に対する災害応急教育対策は、学校設置者又は学校長が行うものとする。

第2 応急教育対策

1 応急教育実施の予定場所

町教育委員会は、災害の状況により教育関係機関と連絡を取り、災害現場の状況を的確に掌握し、災害の規模に応じて適切な指導を行い、災害時における応急教育に支障のないよう、次の事項について措置するものとする。

- (1) 学校施設が被災した場合は、まず応急復旧を速やかに行い、教育が実施できるよう対応する。
- (2) 応急復旧が不可能な場合は、被害を免れた隣接地域の学校施設、公民館、その他民有施設等の借り上げを行うものとする。
- (3) 災害の状況によっては、近隣町村の小・中学校施設への委託等により、教育の実施を図るものとする。

2 応急教育の方法

前記1により掌握した災害情報に基づき、災害時における教育に支障のないよう、次により応急教育を実施するものとする。

(1) 教育実施者等の確保等

町教育委員会は、町立小・中学校、県教育委員会及び県教育事務所と緊密な連絡をとり、応急教育実施のため支障をきたすことのないよう適切な指示を行い、必要に応じ、他都道府県に対して、教職員の応援を求めるなど、教育上の混乱を生じないよう教育実施者の確保に努めるものとする。

また、被災した児童生徒や教職員の心身の状況を把握し、必要に応じ、心のケアを行う専門職員の配置について、国や他都道府県へ応援を求めるものとする。

第4章 災害応急対策計画

第27節 文教対策計画

(2) 教材、学用品等の調達及び配給の方法

- ① 学校長は、災害発生後速やかに教材・学用品等の被害状況を調査し、速やかに町教育委員会に報告する。
- ② 町教育委員会は、教材・学用品等に被害があった場合、県教育委員会に報告する。（災害救助法が適用された場合、町教育委員会が町長を経由して報告）
- ③ 県教育委員会は、前記②の報告に基づき、必要に応じ教材（教科書）について特約教科書供給所、学用品については文具関係団体を通じて、調達を斡旋する。

第3 学校給食等の措置

町立学校の給食に係る施設、設備、物資等に被害を生じた場合は、教育対策部長から本部長に速報する。本部長は当該報告に基づき、各部に対し措置すべき事項を指示するものとする。

- 1 教育対策部長は、速やかに被害物資の状況を本部長へ報告するものとする。本部長は、この報告に基づき被害物資の処分方法及び供給方法等について指示するものとする。
- 2 教育対策部長は、いつ起こるか分からない災害に備え、勤務時間外であっても必要な連絡が取れるよう、職員の緊急連絡網を作成しておく。
- 3 給食施設では、災害発生時にも給食提供を継続させ、給食を通じて児童・生徒の健康を守るという重要な役割がある。教育対策部長は、学校給食に係る施設、設備、物資等に被害が生じた場合は、本部長へ報告するものとする。本部長は、この報告に基づき応急方法及び復旧方法等について指示するものとする。
- 4 災害発生時には、日頃行っている細やかな個別対応は不可能となることが想定されるため、教育対策部長は、最低限必要な個別対応（アレルギー対応食等生命に関わるもの）について、あらかじめ想定し、備蓄内容を考慮しておく。
- 5 その他の活動については、原則として本部長から教育対策部長へ指示を行うものとする。

第4 災害救助法による学用品の支給

本章第11節「災害救助法等の適用計画」中の「第2 救助の種類及び実施方法」による。

第28節 障害物除去計画

災害時における応急措置実施の障害となっている工作物等並びに山（がけ）崩れ、浸水等によって道路、河川、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のため、住民の生命・身体及び財産等に危険を及ぼし、又は日常生活に著しい支障をきたす障害物の除去について必要な措置を定める。

第1 実施責任者

- 1 応急措置を実施するため、障害物となる工作物の除去は、町長が行うものとする。
- 2 水防活動を実施するため、障害となる工作物の除去は、水防管理者又は消防機関の長が行うものとする。
- 3 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の維持管理者が行うものとする。
- 4 山（がけ）崩れ、浸水等によって住家又はその周辺に運ばれた障害物は、町長が行うものとし、町限りで不可能な場合、又は災害救助法が適用された場合は、県知事が行うものとする。
- 5 その他、施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地内の所有者、又は管理者が行うものとする。

第2 障害物の除去の対象及び除去の方法

1 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去対象は、概ね次の通りである。

- (1) 住民の生命、財産等を保護するための除去を必要とする場合
- (2) 河川の氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のため除去を必要とする場合
- (3) 緊急な応急措置を実施するため、除去を必要とする場合
- (4) その他、公的立場等から除去を必要とする場合

2 障害物除去の方法

- (1) 実施責任者は自らの組織、労力、機械器具を用いて行うか、又は土木建築業者等の協力を得て速やかに行うものとする。
- (2) 前記(1)により実施困難な場合は、本章第2節「自衛隊派遣要請計画」により、自衛隊の派遣を要請して行うものとする。
- (3) 除去作業の実施に当たっては、緊急な応急措置の実施上やむをえない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後において支障の起らないよう配慮して行う。

第3 災害救助法における障害物の除去

本章第11節「災害救助法等の適用計画」中の「第2 救助の種類及び実施方法」による。

第4章 災害応急対策計画

第28節 障害物除去計画

第4 除去した障害物の保管等の場所

障害物の保管等の場所については、それぞれの実施において考慮するものとするが、概ね次の場所に保管、又は廃棄するものとする。

1 保管の場合

除去した工作物等の保管は、町長及び警察署長において次のような場所に保管する。

なお、町長及び警察署長は、その旨を、保管を始めた日から14日間公示する。

- (1) 再び人命、財産に被害を与えない安全な場所
- (2) 道路交通の障害とならない場所
- (3) 盗難等の危険のない場所
- (4) その他、その工作物等に対応する適当な場所

2 廃棄の場合

廃棄するものについては、実施者の管理（所有）に属する遊休地及び空地、その他廃棄に適当な場所

第5 障害物の処分方法

町長及び警察署長が保管する工作物の処分方法については、前記保管者において行うものとするが、処分の方法については、次により行うものとする。

- 1 保管した工作物等が滅失し、又は、破損する恐れがあるときは、その工作物を売却し、代金を保管するものとする。
- 2 当該工作物等の保管に不相当な費用又は手数料を要すると前記保管者において認めたときは、その工作物を売却し、代金を保管するものとする。
- 3 売却の方法及び手続きは、競争入札又は随意契約により行うものとする。
- 4 その他、他の法令等に特別の規定があるものについては、それぞれ当該法令等の規定の定めるところによる。

第29節 公共施設応急工事計画

生活に密着した公共施設等が被災した場合、町民の生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急・復旧を図るための対策を確立する必要がある。

このため、必要に応じ、法令及び各種措置の運用の見直し、制度の創設について検討する。また、国、県、他都道府県、市町村及び関係団体と協力・連携した調査・設計及び工事等の実施体制の構築、人員や事業予算の確保等、必要な措置を講じるものとする。

第1 公共土木施設

災害によって河川、道路、その他の公共土木施設が被災した場合における応急工事は、次により行うものとする。

1 実施機関

種別	実施機関
河川	○一級河川の直轄管理区間は国土交通省 ○一級河川のうち指定区間及び二級河川は県 ○準用河川及びその他の普通河川は市町村
道路	○一般国道の指定区間は国土交通省 ○その他の一般国道及び県道については県 ○町道については町 ○高速道路等については西日本高速道路（株）
砂防	○県
地すべり・急傾斜	○県
下水道	○流域下水道施設は県 ○公共下水道及び都市下水路は町
集落排水施設	○町

2 人員資機材の確保

応急工事を実施するに当たり、実施機関のみの人員、資機材で不足する場合は、人員については、本章第22節「応急公用負担と労働力の確保」の定めるところによって、人員の確保を図るものとする。

3 応急工事の実施

仮道工事、仮さん道工事、仮橋工事、仮締切り工事及び決壊防止等の応急工事は、緊要度考慮の上、次により迅速、かつ重点的に実施するものとする。

（1）緊要度の高い交通路

第4章 災害応急対策計画

第29節 公共施設応急工事計画

被災した道路又は橋梁が唯一の交通路であり、食料及び物資等の輸送又は復旧資材の運搬等のため、早急に復旧を必要とする仮道、仮さん道及び仮橋について、交通の確保を図るものとする。

(2) その他の交通路

被災した道路、又は橋梁が唯一の交通路でない場合には、国道、主要地方道並びに交通上特に重要と認められる県道、若しくは町道が被災して、交通に著しい支障を及ぼし、これらの復旧に長時間を要し、かつ適当な迂回道路がないため緊急に実施しなければならない仮道工事等が必要な場合

(3) 仮締切り工事

仮締切り工事は、河川、砂防施設、又はこれらの効用をかねる道路が被災して、通常の状態における流水が侵入し、当該被災施設に隣接する一連の施設で、当該被災箇所の背後地に甚大な被害を与えていたり、又はその恐れが大きいため、緊急に仮締切り工事を実施しなければならない場合

(4) 下水道、集落排水施設

管渠や排水路については、流水機能を確保するため陥没や破壊した箇所の仮配管設置や崩壊護岸の仮復旧等を行い、処理場、ポンプ場については被害の状況に応じて最小限の機能確保を図れるよう、設備機器等の仮復旧を行うものとする。

第2 農地及び農業用施設等

農地及び農業用施設等が被災し、農業生産の維持及び経営の安定に重大な支障を及ぼすもので、緊急やむをえず応急工事を実施しなければならない場合は、次により行うものとする。

1 実施機関

- (1) 農地、農業用施設及び農林水産業協同利用施設の応急工事は、土地改良区、農業協同組合、漁業協同組合の所有、又は管理に属する施設等について、それぞれの実施責任者を有する者が行うものとするが、これらの実施責任者において実施が困難な場合は、町長が行うものとする。
- (2) 前記(1)において実施不可能な場合は、県（本庁）又は県の出先機関に連絡し、適切な指導と援助を受けて実施するものとする。

2 人員、資機材の確保

応急工事を実施するために必要な人員、資器材の調達については、前記第1の2により確保するものとする。

3 応急工事の実施

応急工事の実施に当たっては、早期の工事完了に向け、状況に応じ、工事計画の見直しや制度の創設等に努める。

第3 社会福祉施設

社会福祉施設等が被災し、応急工事を実施しなければ人命に危害を及ぼす恐れがある場合は、次により応急工事を実施する。

1 実施責任

高齢者福祉施設、児童福祉施設及び障害者支援施設等の応急工事は、当該施設の管理者、又は所有者が実施するものとする。

2 人員、資機材の確保

応急工事を実施する場合に、当該機関のみの人員及び資機材で実施不可能なときは、前記第1の2に準じて確保する。

第4 医療衛生施設

医療衛生施設等が被災し、応急工事を実施しなければ診療が不可能なとき、又は、入院患者に危害を及ぼす恐れがある場合は、次により応急工事を実施する。

1 実施責任

- (1) 公的医療施設：町、県又は当該施設の管理者（医療法第31条に規定する病院又は診療所）
- (2) 保健所：熊本県御船保健所
- (3) その他の医療施設：当該施設の設置者又は管理者

2 人員、資機材の確保

応急工事を実施するために必要な人員、資機材の調達については、前記第1の2に準じて確保する。

第5 学校施設

1 町立学校における対策

町教育委員会は、学校施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図ることができるよう、あらかじめ被災時の対応マニュアル等を整理しておくものとする。

また、避難場所に学校施設を提供することにより、長期間授業を行う場として学校が使用できない場合の対応についても検討しておくものとする。

- (1) 被害箇所及び危険箇所の応急修理

被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し、正常な教育活動の実施を図るものとする。

- (2) 町立学校の相互利用

授業の早期再開を図るため、被災を免れた町立学校施設を相互に利用するものとする。

- (3) 仮設校舎の設置

第4章 災害応急対策計画

第29節 公共施設応急工事計画

校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図るものとする。

(4) 公共施設の利用

被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育施設、その他公共施設を利用して、授業の早期再開を図るものとする。

(5) 学校施設の復旧

学校施設の災害復旧に関する事業を活用して、早期に施設の復旧を図るものとする。

2 私立学校等における対策

私立学校等では、上記1に準じて学校設置者が実施するものとする。

なお、学校施設の災害復旧に関して、町はその手続きの周知等、必要な支援を行うものとする。

第6 その他の公共施設

多数の者が出入りする施設や災害対応において重要な役割がある施設については、管理者との連携体制の構築や、状況に応じた工法の見直し等により、早期の復旧を図るものとする。

第30節 農林水産応急対策計画

災害による農林水産業被害の拡大を防止するため次の通り応急対策を実施するものとする。

第1 農業

異常気象により、水稻、果樹、野菜等の農作物に被害が発生した場合、被害の拡大防止と早期復旧を図るため、町、県出先機関、農業協同組合及びその他の関係機関と連絡を密にして被害農業者に対し、応急対策及び復旧対策について指導するものとする。

また、被災発生の恐れがある場合についても被害の未然防止対策について指導するものとする。

第2 林業

異常気象により、造林地、ほだ場、苗畠等に被害が発生した場合は、その拡大防止と早期復旧を図るため、被災林業者に対し、応急措置及び復旧対策について技術等の指導を行う。

また、被害の発生する恐れがある場合についても、被害の未然防止対策について指導する。

これらの措置を迅速かつ確実に行うため、町、県出先機関、森林組合及びその他の関係機関と連絡を密にして当たるものとする。

第3 水産業

台風等により、のり養殖場、魚類養殖場、漁船漁業等に被害発生が予想される場合には、関係市町村、漁業協同組合及びその他の関係機関と迅速に情報交換を行い、被害の発生を未然に防止するよう指導するものとする。

また、被害が発生した場合、早急に関係機関とともに応急対策及び復旧対策に当たるものとする。

第4章 災害応急対策計画

第31節 電力施設応急対策計画

第31節 電力施設応急対策計画

熊本県内における電力の供給は、九州電力株式会社熊本支店（以下「九電熊本支店」という。）及び、九州電力送配電株式会社熊本支社（以下「九電送配熊本支社」という。）が、荒尾市（福岡支社管轄）及び阿蘇郡小国町、南小国町、産山村、阿蘇市波野（大分支社管轄）を除き、県下一円を統括して供給している。

電力設備の非常災害応急復旧対策について九電熊本支店及び九電送配熊本支社においては、災害対策に万全を期するため、「防災業務計画」に基づき「非常災害対策本部運営基準」を定めるとともに各配電事業所・営業所は当該本部に準じて「非常災害対策部運営基準」を定めている。

本節においては、非常災害時に迅速かつ的確な応急対策を実施する事項を定めるものとする。

第1 電力施設の状況（2020年3月末）

熊本支社管内の電力施設は26発電所（204万kW）、88変電所（984万kVA）、送電線（亘長1,346km）及び配電線（亘長21,927km）がある。

第2 応急対策の方法

台風、洪水、地震などにより電力施設に非常災害の発生が予想される場合、各配電事業所・営業所においては定められた「非常災害対策部運営基準」に基づいて準備体制を確立し、直ちに「熊本支社非常災害対策時の指令伝達・情報連絡系統」（別図）の通り本店に非常災害対策総本部、支店には非常災害対策本部、各配電事業所・営業所に非常災害対策部が設置され、必要な情報の連絡及び対策に対する指令が伝達される。

また、非常災害が数時間以内に発生することが予想される場合及び発生した場合は、非常体制を確立し、非常対策に万全を期するものとする。

第3 応急対策実施に当たっての留意点

1 県の災害対策本部等との連絡体制

県に災害警戒本部又は災害対策本部が設置されて広範囲な停電が予想される場合は、同本部と停電情報等の提供及び復旧作業の迅速かつ的確な実施のための情報収集等の相互連絡を緊密に行うものとする。

2 電力復旧作業に伴う障害物の撤去等

電力復旧の遅延が人命に係る等、重大な社会的影響をもたらすと予想される場合は、関係機関に対し交通障害物の除去や道路仮補修、倒木等の除去等の協力を求めるものとする。

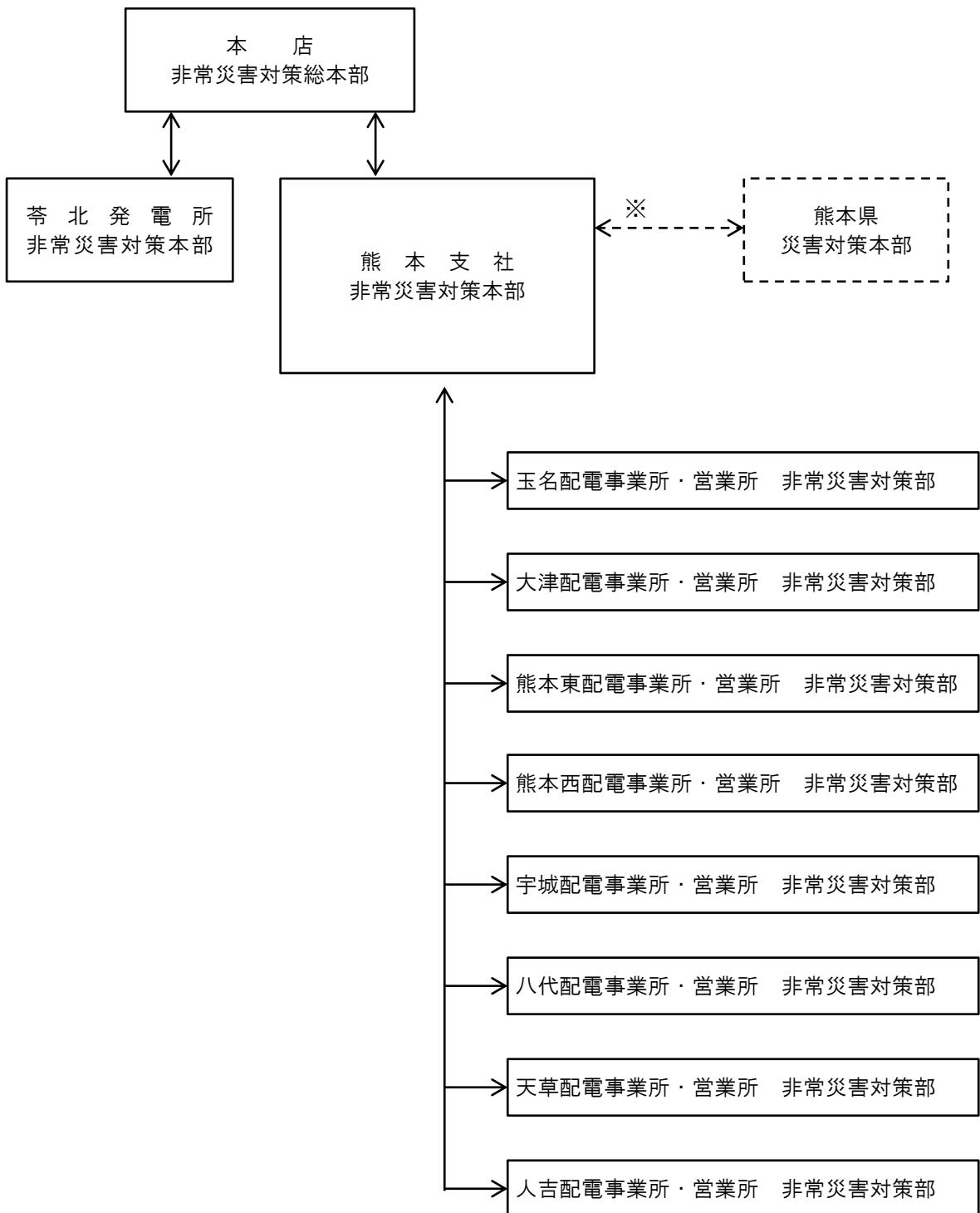
3 停電、復旧状況の広報

停電が広範囲あるいは長期に亘り、広報対応が困難な場合は、町及び県に防災行政無線、テレビ、ラジオ、新聞等による停電、復旧状況の広報の応援を求めるものとする。

4 復旧資材の配置

広範囲の災害、道路・交通機関の被災等を予測して、復旧資材を分散配置して、支社及び各配電事業所・営業所に機器の予備品、電柱、電線等の復旧資材を保管している。

◆（別図）非常災害対策時の指令伝達・情報連絡系統



(※) 非常災害対策本部未設置の時の連絡箇所は総合制御所

第32節 ダム等管理計画

この計画は、洪水時におけるダム及びため池等の適切な管理を行うため、ダム、ため池等の現況及び管理者を把握するとともに、これらの災害時における操作及び応急対策等について定めるものである。

第1 現況

防災管理を必要とするダム及びため池の現況は、次のとおりである。

番号	名称	所在地	嘱託区名	管理団体	築造年月	受益面積ha	貯水量t	堤長m	堤高m	溜池付属施設			備考
										余水吐	斜樋	底樋	
1	天君ダム	大字上野	餅畠	御船町	昭和45年	1,324	1,661,000	195	39				活用
2	野中溜池	大字高木	高山	高山水利組合	不明	14	50,000	80	5	○	/	○	立樋
3	平皿溜池	大字高木	高山	高山水利組合	不明	7	30,000	50	13	○	○	○	
4	仏生溜池	大字高木	高山	高山水利組合	不明	8	20,000	36	7.3	○	○	○	
5	亀山溜池	大字高木	高山	高山水利組合	不明	5	15,000	31	5.5	○	○	○	
6	立野溜池	大字高木	下高野	下高野区	昭和47年	0.5	15,000	31	5.5	○	○	○	
7	後迫溜池	大字高木	上高野	上高野水利組合	不明	0.5	2,500	40	6	○	/	○	立樋
8	井の地獄溜池	大字高木	上高野	上高野水利組合	不明	0.5	3,000	40	6	○	○	○	
9	下中原溜池	大字高木	上高野	上高野水利組合	不明	1	3,000	34	4.4	○	/	○	
10	中原溜池	大字高木	上高野	上高野水利組合	不明	0.5	7,000	80	4.7	○	○	○	
11	下谷川溜池	大字高木	上高野	上高野水利組合	不明	0.3	3,000	40	10	○	○	○	
12	辺田上溜池	大字高木	上高野	上高野水利組合	不明	1.5	3,000	60	10	○	○	○	
13	のぼろ溜池	大字木倉	北木倉	北木倉区	不明	4.5	7,000	30	8	○	○	○	
14	たつぐえ溜池	大字木倉	北木倉	北木倉区	不明	2.5	3,000	29	7.1	○	/	○	立樋
15	観音院溜池	大字木倉	南木倉	木倉土地改良区	不明	0.5	4,000	30	3.7	○	○	○	
16	上辺田見溜池	大字辺田見	上辺田見	上辺田見・南木倉	不明	0.5	1,000	29	3.8	○	/	○	立樋
17	油面溜池	大字木倉	南木倉	木倉土地改良区	不明	1.3	4,000	40	6	○	○	○	
18	宮の原溜池	大字木倉	南木倉	木倉土地改良区	不明	1.5	700	40	7	○	○	○	
19	上松ヶ迫溜池	大字木倉	南木倉	木倉土地改良区	不明	1.5	4,000	30	7	○	○	○	

第4章 災害応急対策計画 第32節 ダム等管理計画

番号	名称	所在地	嘱託区名	管理団体	築造年月	受益面積ha	貯水量t	堤長m	堤高m	溜池付属施設			備考
										余水吐	斜樋	底樋	
20	滝川溜池	大字滝川	牛ヶ瀬1区	牛ヶ瀬1	不明	0.9	21,000	155	7.1	○	○	○	
21	上山神溜池	大字御船	瓜山	瓜山水利組合	不明	1.3	3,000	30	4.5	/	○	○	
22	白岩溜池	大字御船	瓜山	瓜山水利組合	不明	0.5	5,000	23	3.4	/	○	○	
23	平原溜池1	大字辺田見	下辺田見	下辺田見水利組合	不明	0.8	2,000	34	4.6	○	○	○	
24	平原溜池2	大字辺田見	下辺田見	下辺田見水利組合	不明	0.7	1,000	10	4	○	/	○	立樋
25	玉虫溜池	大字滝尾	玉虫	玉虫区	不明	2.6	6,000	34	4.5	○	○	○	
26	竹の迫1溜池	大字滝尾	竹の迫	竹の迫区	不明	1.5	4,400	30	5	○	○	○	
27	竹の迫2溜池	大字滝尾	竹の迫	竹の迫区	不明	1	4,400	35	4	○	○	○	
28	滝園上溜池	大字七滝	滝園	滝園水利組合	不明	3	10,000	30	4	○	○	○	
29	滝園下溜池	大字七滝	滝園	滝園水利組合	不明	7	2,900	30	3	○	○	○	
30	小川野溜池	大字七滝	小川野	小川野区	不明	2	5,000	50	5	○	○	○	
31	八勢溜池	大字上野	八勢	八勢水利組合	不明	10	30,194	60	6	○	○	○	
32	釜出溜池	大字上野	釜出	釜出区	不明	4	6,500	25	4	○	○	○	
33	五里木溜池	大字上野	古閑迫	古閑迫水利組合	不明	4	7,500	20	5	○	○	○	
34	東べら溜池	益城町大字赤井	中野	座目木地区	不明	6	7,000	30	4	○	—	—	ホースにて水取
35	木戸屋溜池	大字田代	木戸屋	木戸屋区	不明	2	4,000	42	4	○	○	○	

第2 管理責任

ダム及びため池等の防災管理は、管理者がそれぞれダムの管理主任技術者及び責任者等を定めて、これにあたるものとする。

第3 管理方法

1 県知事が管理するダムの操作

天君ダムは、河川法に基づく天君ダム操作規定（昭和45年7月29日九建河第14号）及び農地防災天君ダム管理委託契約書に基づく同ダム管理方法書の定めるところにより、管理（操作）を行う。

2 えん堤の防災管理を特に必要とする農業用ため池

第4章 災害応急対策計画

第32節 ダム等管理計画

ため池については、余水吐の整備、底ひ管等の陥没、漏水の防止、堤体の補強等を十分に行なうとともに、洪水時に浮遊して貯水池内に流入し、堤体の破壊、余水吐の閉そくの原因となる恐れのある物件を除去する等、被害を極力未然に防止するよう措置する。

町は、特に、貯水量の増加を図るために、余水吐に土俵等を積むことは、絶対に避けなければならない。

以上の事項の実行を徹底するため、毎年、出水期以前に県は文書をもって注意し、県担当者はもちろんのこと、町担当者の注意を促し、土地改良区又は水利組合等を啓発する措置を講ずるものとする。

さらに、下流の住宅等に被害が発生することが想定されるため池については、県と連携の上、ハザードマップを活用し、警戒態勢の構築に努めるものとする。

なお、大雨特別警報が発表された後においては、管理者が「大雨特別警報時の農業用ため池緊急点検等要領」により点検を実施し、被害が拡大しないよう措置を講じるものとする。

また、地震発生後においては、管理者が「地震後の農業用ダム臨時点検要領（案）」及び「地震後の農業用ため池緊急点検要領（案）」により、点検を実施し、被害が拡大しないよう措置を講じるものとする。

第33節 航空機災害応急対策計画

町内において、航空機の墜落等により災害が発生した場合に、その災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため。防災関係機関が実施する各種の対策を定め、もって地域住民を災害から守ることを目的とする。

第1 各関係機関の措置

航空機災害が発生した場合、熊本空港事務所は、県、県警察及び町長（消防機関を含む）と連絡協力して応急対策を実施するとともに、その他関係団体の協力を求めるものとする。